

平成 29 年度総務省委託事業

位置情報等のプライバシー情報の利活用モデル
実証事業 報告書

平成 30 年 3 月

株式会社野村総合研究所

はじめに（本実証事業の趣旨）

わが国の更なる経済成長を握る鍵として、様々な分野におけるデータ利活用の徹底が重要課題となっており、利用者が安全に安心してサービスを利用するために、データ利活用に関する明確なルール作りが求められる。

特に、スマートフォン等の携帯端末は国民が1人1台以上所有する生活に欠かせないコミュニケーション・ツールであると同時に、性別や年齢、位置情報等の個人の属性や行動履歴等の取得に最も適したツールでもあるため、総務省ではこれまで、当該情報に関する匿名化のあり方として、通信の秘密、個人情報及びプライバシーを適切に保護するための処理・加工・保存における技術等についての検討を進め、その結果を「電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン」等に反映してきた。

このような状況を踏まえ、本実証事業では、データの自由な流通とプライバシー保護の両立を目的に、以下の項目に関する実証を行うことにより、位置情報等のプライバシー情報について、本人関与や、データ流通に係る情報の権限、データの管理責任に関する関係者間の責任分担等について検証した。

- ・ 電気通信事業者の位置情報等の取扱いに関するルールについて
- ・ 事業者間のデータ流通取引に関するルール整備について
- ・ その他 IoT の進展に伴う新たなプライバシー上の課題への対応策

本実証事業の検証結果として、電気通信事業者が電気通信役務を提供する中で取得した位置情報等を別の事業者提供して、位置情報等を活用したサービス提供を行う際、事業者間における位置情報等の提供時に、事業者の参考となる契約書サンプルをとりまとめた。

目次

はじめに（本実証事業の趣旨）

第1章 協議会の設置・運営等	1
1. 委員構成	1
2. 協議会の開催概要	2
第2章 電気通信事業者の位置情報等の取扱いに関するルールの論点の検討	3
1. 検討の概要	3
2. 検討結果	6
2-1 EU等におけるプローブクエスト活用に係るプライバシー保護のルール	6
2-2 複数事業者間における位置情報の共有・提供時のルールに係る検討	15
2-3 IoTの進展に伴うプライバシーリスクの評価に係る検討	39
3. 課題と今後の展開	47
第3章 モデル実証	48
1. モデル実証の概要	48
1-1 実証の目的	48
1-2 実証結果の総括	48
1-3 実証期間	49
1-4 モデルケースの内容	49
2. 受容性調査	59
2-1 調査方法	59
2-2 調査項目	59
2-3 調査結果サマリ	60
2-4 各設問の集計結果	61
3. 動線分析	77
1) 分析の観点／問題意識	77
2) 分析データの状況	77
3) 各分析結果	80

付属資料

- ・協議会議事概要
- ・位置情報等に係るデータ取引に関する契約書サンプル
- ・位置情報等に係るデータ取引に関する契約書サンプルで規定する条項の解説

第1章 協議会の設置・運営等

本実証事業では、個人情報保護・通信の秘密を専門分野とする有識者及び情報セキュリティを専門分野とする有識者ら複数名を委員に、モデルケース実証事業参加事業者、個人情報保護委員会事務局、電気通信事業者、関連団体をオブザーバとする「位置情報等のプライバシー情報の利活用モデル実証事業に関する協議会」（以下「協議会」という。）を設置して検討を行った。

1. 委員構成

協議会の委員、オブザーバ、事務局の構成は次の通りである。

<委員>

- ◎森 亮二 英知法律事務所 弁護士
井上 由里子 一橋大学大学院国際企業戦略研究科 教授
佐藤 一郎 国立情報学研究所 副所長／教授
高橋 克巳 NTTセキュアプラットフォーム研究所 主席研究員
寺田 真治 慶應義塾大学 SFC 研究所上席所員／
一般社団法人 モバイルコンテンツフォーラム常任理事
疋田 敏朗 トヨタ IT 開発センター シニアリサーチャー
山本 龍彦 慶應義塾大学法科大学院 教授

◎は主査

<オブザーバ>

個人情報保護委員会事務局
一般社団法人電気通信事業者協会
一般財団法人日本データ通信協会
株式会社 NTT ドコモ
KDDI 株式会社
ソフトバンク株式会社
エヌ・ティ・ティ・ブロードバンドプラットフォーム株式会社
成田国際空港株式会社
日本航空株式会社

<事務局>

総務省総合通信基盤局電気通信事業部消費者行政第二課
株式会社野村総合研究所

2. 協議会の開催概要

協議会は全4回実施し、各回の開催日と主な議題は次の通りである。

回	開催日と主な議題
第1回	開催日：平成29年9月20日（水） 1. 協議会の趣旨等について 2. 事業の概要と主な論点 3. 国内外のIoTデータ活用に係るプライバシー保護に関する調査（進捗報告）
第2回	開催日：平成30年1月12日（金） 1. 電気通信事業者の位置情報等の取扱いに関するルールの論点 2. モデル実証の概要
第3回	開催日：平成30年2月15日（木） 1. モデル実証の実施結果 2. 電気通信事業者の位置情報等の取扱いに関するルールの論点整理（案）
第4回	開催日：平成30年3月16日（金） 1. 電気通信事業者の位置情報等の取扱いに関するルールの論点整理 2. 報告書（案）

第2章 電気通信事業者の位置情報等の取扱いに関するルールの論点の検討

1. 検討の概要

本実証事業では、データの自由な流通とプライバシー保護の両立を目的に、以下の項目に関する実証を行うことにより、位置情報等のプライバシー情報について、本人関与や、データ流通に係る情報の権限、データの管理責任に関する関係者間の責任分担等について検証した。

- ・ 電気通信事業者の取得する位置情報等の取扱い方
- ・ 事業者間のデータ流通取引のあり方
- ・ その他 IoT の進展に伴う新たなプライバシー上の課題への対応策

各検証項目についての現状・課題等を次に示す。

○電気通信事業者の取得する位置情報等の取扱い方

Wi-Fi や Bluetooth 等による通信では、その準備段階において、携帯端末とアクセスポイントとの間において、お互いを認識するためのデータ交換が行われる。このときのやりとりは「プローブリクエスト」と呼ばれ、携帯端末の所持者に対して、プローブリクエストを通じて得られるデータ（MAC アドレス等）の取扱いに係る意思確認が求められることはない。すなわち、消費者へ通知して同意を取得することが困難なデータであり、その取扱いによっては、消費者の安心・安全を損なうリスクをはらんでいる。

また、消費者とのタッチポイントにおけるデータ収集者は電気通信事業者に限らず、施設管理者やアプリ事業者など利用されるサービスによって様々であり、複数事業者が多層的にサービス提供に関与するため、消費者から見て契約の相手方がわかりづらい。いわゆる B2B2C サービスにおける位置情報の活用について、消費者の同意に係るプラクティスの蓄積が求められている。

図表 1 Wi-Fi 等の接続時において行われるデータ処理

段階	データ流通の実際
プローブクエスト	<ul style="list-style-type: none"> • 端末で Wi-Fi 等を on に設定していると、利用可能なアクセスポイントの情報が、携帯端末に表示される。未だアクセス行為は選択されておらず、通信可能にはなっていない状態。 • アクセスポイント設置者（電気通信事業者に限らない）は、どのくらいの携帯端末が通信可能な状態にあるかをカウントすることができ、ヒートマップを作成してアクセスポイント近傍の滞留人員の多寡を表現したりする。 • 技術的には、MAC アドレスを収集することができ、電気通信事業者でない事業者において、個人と紐づけない態様での利用が進んでいる。
接続要求	<ul style="list-style-type: none"> • 端末がアクセスポイントと接続し、外部と通信を行う前提としての接続要求（接続要求が許可されると、通信が可能となる。）。端末に設定が保存されると、次回以降は自動的に接続要求が発生する端末が多い。 <p>※接続要求に続くブラウザでの規約同意取得時に、電気通信事業者は、アクセスポイントに紐付けて、MAC アドレス、ブラウザの環境変数（OS、バージョン、言語設定 等）、ユーザーの入力情報（性別、年代、メールアドレス 等）を、取得することができる。</p>
通信	<ul style="list-style-type: none"> • 端末で、実際に通信が行われている状態。

○事業者間のデータ流通取引に関するルール整備

データ収集者とサービス提供者が一体でサービスを行うケースが増加することで、複数事業者による取得データの利用権限や責任の所在が不明確となっていることに加え、消費者にとっても苦情や利用停止の申出先がわかりづらいなどの弊害が生じている。このため、プライバシーに配慮した契約等、事業者間のデータ流通取引に関するルールが求められている。

○その他 IoT 進展に伴う新たなプライバシー上の課題への対応

IoTの進展に伴って、電気通信事業者は様々な分野の事業者と連携してサービスを提供することになり、従来のビジネスの延長では想定しづらいプライバシー上の課題へ対処しなければならなくなるのが想定される。

以上述べた各検証項目における現状・課題等を踏まえ、次の3つの論点を設定した。

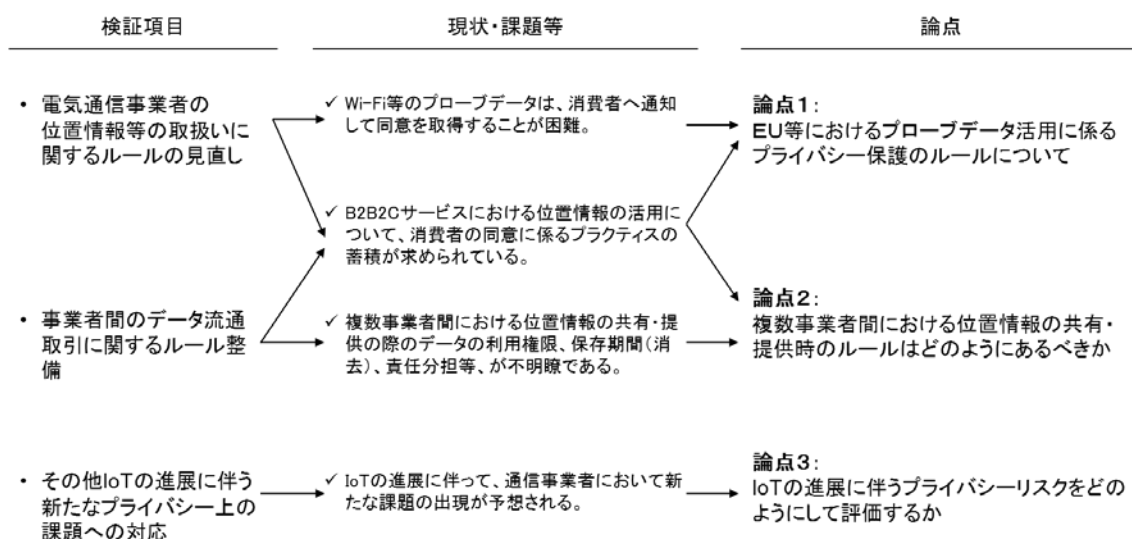
論点1 EU等におけるプローブクエスト等のデータ活用に係るプライバシー保護のルールについて

論点2 複数事業者間における位置情報の共有・提供時のルールはどのようにあるべきか

論点3 IoTの進展に伴うプライバシーリスクをどのように評価するか

検証項目と論点の関係を次図表に示す。各論点は、国内外における動向や事例の調査・分析、事業者へのヒアリング、モデルケースによる実証、そして有識者等による協議会を通じて検討を行った。

図表 2 検証項目と論点の関係



2. 検討結果

2-1 EU 等におけるプローブクエスト等のデータ活用に係るプライバシー保護のルール

1) 検討の趣旨

前述の通り、Wi-Fi 等のプローブクエストのデータは、その活用について消費者へ通知して同意を取得することが困難なデータであり、消費者の安心・安全を損なうリスクをはらんだものであるが、プローブクエストのデータを活用したサービスの例は既に多数存在する。

本事業では、事例を通じて国内外におけるプローブクエストのデータ活用の実態を把握するとともに、プローブクエスト等のデータ活用に関してルール整備が進んでいる EU におけるルール化の取組内容を整理し、どのような要素がルール内に含まれるべきかについて示唆を得る。

2) 検討項目

プローブクエストのデータ活用に係るプライバシー保護のルールに係る項目として、次の3項目を設定して検討した。

- ① 国内外におけるプローブクエストのデータ活用の実態
- ② EU 等におけるプローブクエスト等のデータ活用に係るルール整備の動向

① 国内外におけるプローブクエストのデータ活用の実態

プローブクエストのデータ活用の実態把握を行うべく、a) 日本国内における活用事例、b) 海外における活用事例について調査・分析を行った。なお、調査対象はいずれも非電気通信事業者であり、電気通信事業者による類似サービスは調査範囲では発見できなかった。

a) 日本国内における活用事例

日本国内におけるプローブクエストのデータ活用事例として、Walk Insight 社の Walk Insight、Retail Next 社の Retail Next、バディネット社・トリノ・ガーデン社の Flow-Cockpit の三つを参照した（図表 3。なお、記載内容は参照元である各社のプライバシーポリシー等での記述を踏襲している）。これらサービスより、プローブクエストのデータ活用サービスは下記の要件に則る形でサービス提供を実施していることがわかった。

1. MAC アドレスの非識別化処理（ハッシュ化¹等）の実施及びその事実の明示
2. 取得した情報の蓄積期間の定義
3. 情報取得を行っている旨を知らせる標識・ステッカーの提示
4. オプトアウト²手段の提示
5. 自社サイトにおけるプライバシーポリシーの提示（活用目的、集計方法、使用技術、情報提供先等）

¹ ハッシュ化とは、元のデータから一定の計算手順や関数にしたがって「ハッシュ値」と呼ばれる規則性のない固定長の計算結果を得て、元のデータとハッシュ値を置き換えることを指す。計算手順が同一であれば、同じ元データからは同じハッシュ値が得られるが、ハッシュ値から元データを算出することが極めて難しい、という特徴を持つため、元データの内容を秘匿したい場合に使用される。

² ここでのオプトアウトとは、サービス提供者に対して、同意なく取得したプローブリクエストのデータ（ここでは本人が保有している端末の MAC アドレス）をデータベースから削除させ、分析対象から外すことを指す。

図表 3 国内のプロブリエクエスのデータ活用サービスの比較

事業主体 ／事例	Walk Insight	Retail Next	Flow-Cockpit
サービス概要	<ul style="list-style-type: none"> ・独自のセンサを通じて、来店者のスマートフォンから MAC アドレスを取得し、分析を行う ・通行量、入店率、離脱率、滞在時間、再訪問率、動線等の把握が可能 	<ul style="list-style-type: none"> ・MAC アドレスをはじめとして、カメラや POS、決済端末、店舗関連システム等の多様なデータソースから店舗改善に向けた分析を行う ・Wi-Fi 関連では、独自開発センサを通じて MAC アドレスを取得 	<ul style="list-style-type: none"> ・MAC アドレスを用いて、新規客・固定客の比率、来店回数・スパン、店前通行客の入店率、店内の滞在時間などを把握することが可能
プロブリエクエスのデータの処理方法	<ul style="list-style-type: none"> ・MAC アドレス取得時に、暗号化（ハッシュ化処理）することで非識別化処理を行い、不可逆符号への変換処理を行っている 	<ul style="list-style-type: none"> ・MAC アドレスは個人の氏名を特定する目的では使用せず、他社へ共有しない 	<ul style="list-style-type: none"> ・MAC アドレス取得時に、暗号化（ハッシュ化処理）することで非識別化処理を行い、不可逆符号への変換処理を行っている
その他プライバシー上の観点	<ul style="list-style-type: none"> ・店内に Walk Insight が稼働している旨を知らせるステッカーを掲載する義務有り ・ステッカーには、情報取得の事実、活用目的、個人特定ができないことの説明、回避方法（Wi-Fi OFF）、プライバシーポリシーやオプトアウトページへの QR コード等が記載 	<ul style="list-style-type: none"> ・ステッカー掲示義務については不明 ・公式 HP にてプライバシーポリシー、オプトアウトページが存在 	<ul style="list-style-type: none"> ・ステッカー掲示義務については不明 ・公式 HP にてプライバシーポリシー、オプトアウトページが存在 ・オプトアウトの方法として、Wi-Fi を OFF にする方法のみが記載されている

出所) 各社プライバシーポリシー等より作成

なお、国内電気通信事業者 3 社に Wi-Fi プローブリクエストのデータを用いた（消費者からの同意を前提としない）サービスの実施可能性を尋ねたところ、下記のとおり現時点では具体的な取組を予定している企業は存在しなかった。

- A 社
 - Wi-Fi の通信の秘密に該当しない位置情報（プロブリクエストのデータを含む）は、現状、「十分な匿名化」よりも更に曖昧化した統計情報として利活用している事例はあるが、いずれも必ず包括的な同意を取得した上で実施している。
 - 非契約者の通信の秘密に該当しない位置情報を一件単位でのデータとして利用したいニーズそのものは存在する。
- B 社
 - 非契約者の通信の秘密に該当しない位置情報の利活用がし易くなることは総論として歓迎すべきことであるが、現時点でサービス展開がみえているものはない。
 - ※ B 社の子会社では Wi-Fi のセンシング情報を利活用したマーケティング分析サービスを提供しているが、収集対象はスマートフォンに対象アプリをインストールしている消費者に限っており、同意を取得している。
- C 社
 - 通信の秘密に該当しない位置情報を「十分な匿名化」した上での利活用であれば、位置情報プライバシーレポートにおいて既に同意は不要と整理されている。
 - 「十分な匿名化」をせずに利活用する場合は同意が必要ではないかという認識。

b) 海外における活用事例

海外においては、Wi-Fi プローブリクエストのデータの活用を試みた際に、監督官庁やデータ保護当局からの実施可否の判断が行われた例が既に存在する。本事業では、Blip Systems 社の Blip Track のほか、retency 社、JCDecaux 社の取組について調査を行った。

デンマークにおける Blip Track のケースにおいては、MAC アドレスが取得直後にハッシュ化されること、ハッシュ化のアルゴリズムが一定の周期でリセットされるために再識別が行えないこと等から、同意を取得せずにサービス実施を行うことが規制当局（デンマーク商務庁）より許可された。

フランスの retency 社の取組も Blip Track 近いしくみを有しており、収集された MAC アドレスが 5 分以内に匿名化（anonymization）されて削除されること、集計のための保存期間が 15 日間と区切られていること、ハッシュ化のアルゴリズムが一定の周期でリセットされること等によってデータ保護を図っている。本取組はフランスのデータ保護当局である CNIL（Commission nationale de l'informatique et des libertes：情報処理及び自由に関する国家委員会）に申請した CNIL）より実施の許可（autorisation）を受けている。

一方で、JCDecaux のケースにおいては MAC アドレスの一部を切り捨てたうえで salt（ハッシュ値を変えるための文字列）を加えてハッシュ化するという独自の MAC アドレスの処理方法が採用されており、CNIL によってその方法は匿名化として不十分であるとの判断が下されている。

図表 4 海外のプローブリクエストのデータ活用サービスの比較

事業主体 ／事例	Blip Track	retency (実証段階)	JCDecaux (実証段階)
サービス概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 歩行者や車両の運転手のモバイル端末の MAC アドレスを収集し、トラフィック解析等に活用 ・ 空港、駅、アミューズメント施設、道路の施設管理者に混雑状況の予測やオペレーション改善に向けたデータを提供 	<ul style="list-style-type: none"> ・ MAC アドレスを用いて駅の看板広告の周囲の閲覧者の数を計測し、広告主がキャンペーンの効果測定を行う 	<ul style="list-style-type: none"> ・ パリ郊外の広場における歩行者の流れを定量的に評価すべく、MAC アドレスを活用

事業主体 ／事例	Blip Track	retency (実証段階)	JCDecaux (実証段階)
プローブリクエストのデータの処理方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ MACアドレスは直ちに匿名化（ハッシュ化）されており、Blip System 社は個人を識別することはできない ・ ハッシュ化のアルゴリズムは 24 時間ごとリセットされる 	<ul style="list-style-type: none"> ・ MACアドレスは収集されてから 5 分以内に匿名化（anonymization）されて削除される ・ 集計のための保存期間が 15 日間と区切られている ・ ハッシュ化のアルゴリズムは 2 週間ごとに更新される 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 取得した MAC アドレスの一部を切り捨てて、salt（ハッシュ値を変えるための文字列）を加えてハッシュ化 ・ ハッシュ化のアルゴリズムのリセットは行われない
その他プライバシー上の観点	<ul style="list-style-type: none"> ・ EU において MAC アドレスを収集する場合、データ主体への通知と同意が必要 ・ デンマーク商務庁（Danish Business Authority）から同意の取得が必要であると勧告されたものの、上記のハッシュ化と 24 時間でのリセットにより最終的には不要であると判断された 	<ul style="list-style-type: none"> ・ CNIL より実施が許可された 	<ul style="list-style-type: none"> ・ CNIL より実施が許可されなかった

② EU 等におけるプロブリエクエスト等のデータ活用に係るルール整備の動向

a) EU の第 29 条委員会

EU データ保護指令第 29 条に基づいて設置された、EU 加盟国のプライバシー保護担当者が集う専門部会である EU29 条委員会は、意見書 (WP247³) において、EU における通信行政を司る欧州委員会通信総局が 2017 年 1 月に公表した e プライバシー規則 (案) の記述内容について、本人の同意が無くともパーソナルデータ (MAC アドレス) を処理できるように読み取ることができ、一般データ保護規則 (GDPR) の求める保護水準を毀損するという旨の意見を表明している。同委員会は、上述の WP247 において、対案としてプロブリエクエスト等のデータを利用したトラッキング行為においては、次を条件とすることを提案している。

- ・ トラッキングの目的が、単なる統計的な集計 (Statistical Counting) に限られていること
- ・ 集計のために必要な空間的・時間的範囲を逸脱しないこと
- ・ 収集されたデータがただちに匿名化 (Anonymized) あるいは削除されること
- ・ 有効なオプトアウト手段が用意されていること

b) Future of Privacy Forum

Verizon Enterprise Solutions をはじめとして、10 社以上の企業から構成される米国のシンクタンクである FPF (Future of privacy forum) は、かねてより参加企業共通のオプトアウト用フォーラムの設置等の活動を行っており、その中で位置情報の活用に係る行動規範 (Mobile Location Analytics Code of Conduct) の発行もしている。

行動規範の全文の翻訳は下記のとおりであり、通知の必要性と方法、収集データの制限、消費者に選択の余地を残すこと、データ使用目的の制限、取得したデータの提供に関する制限等が規定されている。

Mobile Location Analytics Code of Conduct

- 原則 1：通知
 - MLA 企業 (Mobile Location Analytics：位置情報の分析を実施する事業者) は、明確かつ短く標準化されたプライバシーに関する通知を消費者に提供しなければならない。

³ http://ec.europa.eu/newsroom/document.cfm?doc_id=44103

- MLA 企業は、技術を使用する企業が、その場所で MLA データの収集と使用について消費者に知らせる標識を目立つ場所に表示することを要求するための妥当な措置を講じるものとする。
- そのようなステップには、標準又はモデルの契約言語の提案、店頭看板のためのモデル言語の提供、標準化されたシンボル又はアイコンの開発、及び店内の標識の使用を促進するための他の合理的な努力が含まれる。
- プライバシーに関する通知の中に、収集される情報やそれらの匿名化 (De-identified) 又は識別子の削除と識別しないことの宣言、消費者関与の方法、クライアントへのデータ提供形態等を盛り込む必要がある。
- ただし、個々のユーザーやデバイスが識別できない形で収集される場合や、取得された情報がすぐさま統計処理される場合などについては上記の限りではない。
- 原則 2：収集データの制限
 - 例外規定に該当する場合を除き、MLA 企業は MLA サービスを提供するのに必要最低限な情報を超えて情報収集を行うべきではない。
- 原則 3：選択
 - MLA 企業は、MLA サービスを拒否する方法を用意する必要があり、その方法に関する情報は、プライバシー通知を通じて提供されるものとする。オプトアウトを実行できるサイトへのリンクを知らせる必要がある。
- 原則 4：収集と使用の制限
 - MLA データは、以下の目的で不利な形で収集又は使用されてはならない：雇用、資格、昇進、又は保持；クレジット資格、ヘルスケア治療の適格性、保険適格性、価格、又は条件。
- 原則 5：転送
 - MLA データを提携していない第三者に提供する企業は、第三者による MLA データの使用が本規範の原則と合致していることを契約上規定しなければならない。
- 原則 6：限定的な保存
 - MLA 企業は、一意のデバイスデータのデータ保存及び削除のための内部ポリシーを設定しなければならない。MLA 企業は、プライバシーに関する通知においてデータ保存方針を定めなければならない。
- 原則 7：消費者教育
 - MLA 企業は、MLA サービスの利用について消費者に知らせるための教育努力をしなければならない。

c) ICO の Data Protection Act Wi-Fi Location Analytics

英国におけるデータ保護当局である ICO (The Information Commissioner's Office) では、イギリスにおける個人情報保護法である Data Protection Act 1998 に基づく形で Wi-Fi Location Analytics を行うためのガイダンスとして「Wi-Fi Location Analytics」と題したドキュメントを発行し、留意点として下記を定義している。

- 収集目的、収集者の素性、データを共有する第三者との関係性の明示
- 収集場所の通知、Wi-Fi についての説明ページ、データ収集コントロールの詳細情報を考慮すること
- 収集した MAC アドレスを識別不可能な形に変換すること

(プローブリクエスト等のデータの活用時に検討すべき要素の取りまとめ)

検討項目①、②で調査してきた事例やルール整備の動向を踏まえると、本人の明確な同意を取得せずにプローブリクエスト等のデータを利用する際には、少なくとも下記の各要素について検討されている必要があると想定される。

なお各項目は相互に関係しているため、一体的にルールの検討がなされていることに留意が必要である。

■ プローブリクエストのデータの活用時に検討すべき要素

1. 通知の方法

- ✓ 通知する内容は何か
- ✓ どのように通知するか

2. 利用目的等の制限

- ✓ プローブリクエスト等のデータ収集の利用目的を制限するか(単なる統計的な集計⁴に限定する等)

3. データの最小化

- ✓ プローブリクエスト等のデータ収集の時間的・空間的範囲を制限するか
- ✓ どの程度の匿名化を要求するか

4. オプトアウトの方法

- ✓ 有効なオプトアウトの方法を提供するか

⁴ 「統計的な集計」とは、WP247: Opinion 01/2017 on the Proposed Regulation for the ePrivacy Regulation (2002/58/EC)” において”statistical counting”を翻訳したもの。

2-2 複数事業者間における位置情報の共有・提供時のルールに係る検討

1) 検討の趣旨

消費者とのタッチポイントにおけるデータ収集者は電気通信事業者に限らず、施設管理者やアプリ事業者など利用されるサービスによって様々であり、複数事業者が多層的にサービス提供に関与するため、消費者から見て契約の相手方がわかりづらい。また、データ収集者とサービス提供者が一体でサービスを行うケースが増加することで、複数事業者による取得データの利用権限や責任の所在が不明確となっていることに加え、消費者にとっても苦情や利用停止の申出先がわかりづらいなどの弊害が生じている。

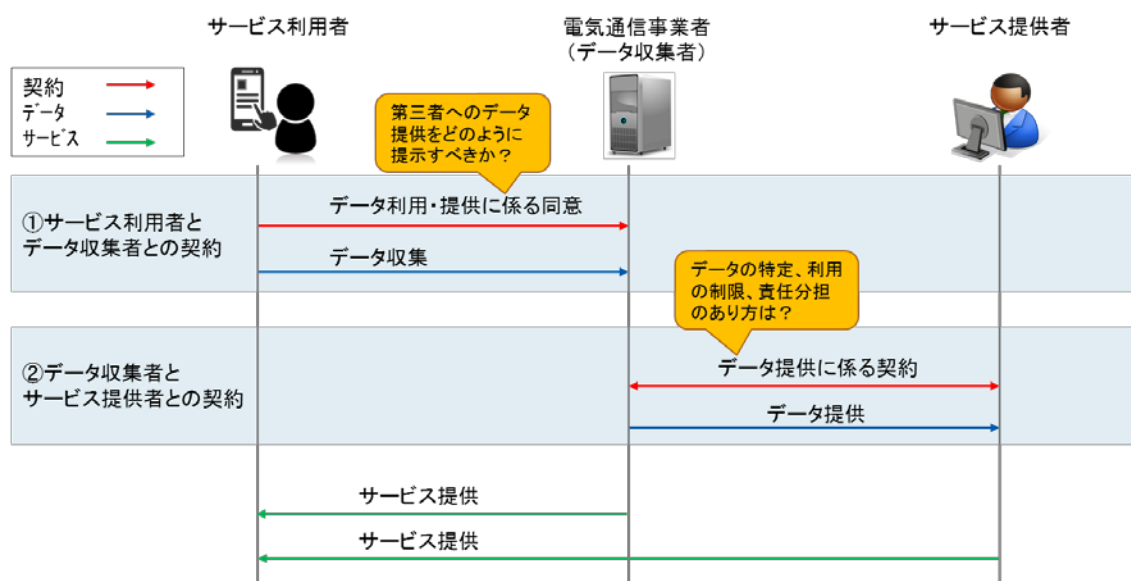
B2B2C サービスのような複数事業者間における位置情報の共有・提供に係る消費者への通知・同意取得の方法を検討し、事業者間の責任分担等の考え方を整理し、モデルケースによる実証を通じて検証する。あわせて、匿名化によるデータ活用について検討する。

2) 検討項目

複数事業者間における位置情報の共有・提供時のルールに係る項目として、次の3項目を設定して検討した。

- ① 国内外における先行事例
- ② サービス利用者への通知・同意取得の方法の検討
- ③ データ提供に係る契約書サンプルの検討

図表 5 複数事業者間での位置情報の共有・提供に係る契約、データ、サービスの関係



① 国内外における先行事例

複数事業者間におけるデータ流通に関して、a) 事業者による先行的な取組、及び b) 公的機関におけるルール策定の取組について事例の調査・分析を行った。

a) 事業者による先行的な取組

事業者による先行的な取組として、ここでは NTT ドコモ社による「簡単位置情報サービス」、スマートハウス・ビル標準・事業促進検討会による「HEMS マニュアル」、札幌市における民間コンソーシアムによる「地下空間における ICT 活用実証」を取り上げて分析を行った（図表 6）。これらの先行事例から、次の事実が確認された。

- 複数事業者間におけるデータ流通において、消費者への対応、事業者間の取り決めについて検討が進んでいる。
- データの第三者提供に関して、ユースケース別に各主体の役割や責任を整理し、消費者へわかりやすく伝えるための努力がなされている。

図表 6 国内外における先行事例の分析

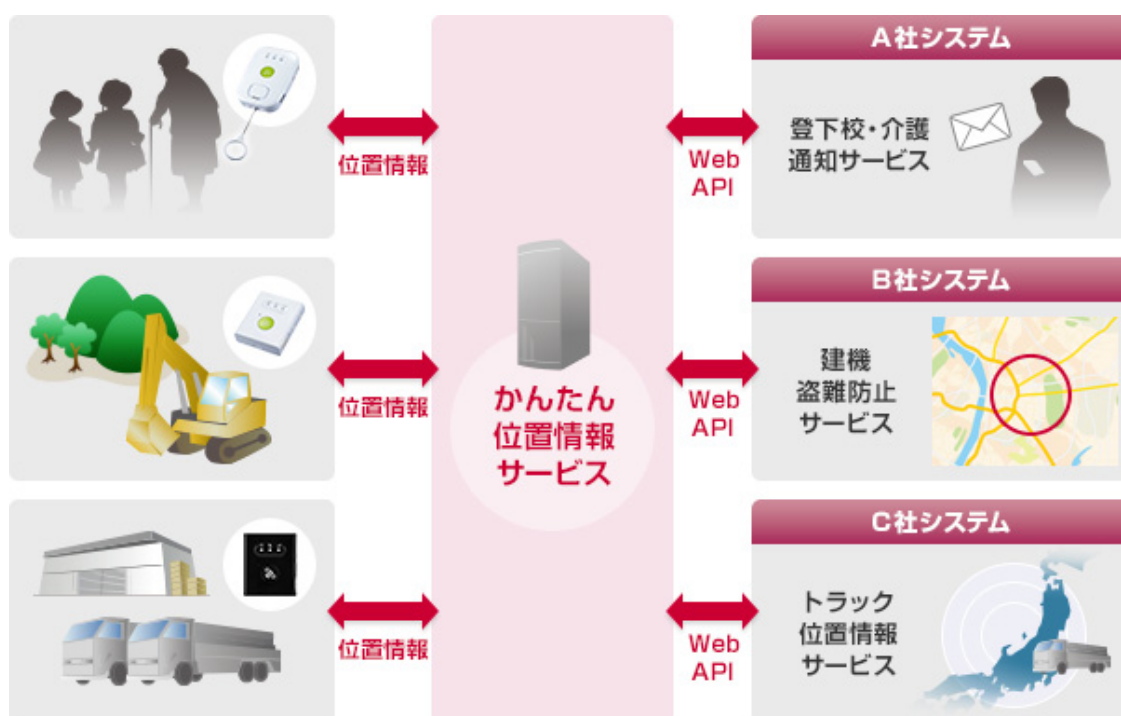
事業主体／事例	NTT ドコモ／ かんたん位置情報サービス	スマートハウス・ビル標準・事業促進検討会／ HEMS マニュアル	札幌市・民間コンソーシアム／ 地下空間における ICT 活用実証
対象データ	・ GPS 位置情報	・ 家庭の電力消費量	・ 歩行者のビーコン位置情報等
データ収集者	・ NTT ドコモ	・ HEMS 事業者（アグリゲータ）	・ 札幌市・民間コンソーシアム
サービス例	・ 登下校・介護通知サービス ・ 建機盗難防止サービス ・ トラック位置情報サービス	・ 電力見える化サービス ・ 節電サービス ・ 見守りサービス	・ 誘客・案内 ・ マーケティング ・ 防災支援
消費者に提示するひな形等の有無	・ 無し	・ マニュアルにおいて、個人情報の取扱い方針（ひな形）を提供	・ 利用規約に盛り込むべき文面サンプルを提供
事業者間の契約に係る規程	・ 有り：サービス規約（約款）を提示	・ 有り：契約主体、責任分担の考え方を提示	・ 有り：契約書に盛り込むべき文面を提示

各事例の詳細について、次に述べる。

○NTT ドコモ／かんたん位置情報サービス

GPS 端末を人や物に装着して現在位置の検索をしたり、GPS 端末のボタンを押したり、ヒモを引っ張ることで、かんたんに位置情報の通知ができるサービス。新たに位置情報サービスを展開したい法人に、システムから端末までパッケージで提供している。

図表 7 NTT ドコモ・かんたん位置情報サービスのイメージ (WebAPI 連携タイプ)



出所) NTT ドコモ ウェブサイト (2017年12月)

かんたん位置情報サービスでは、サービスを紹介するウェブサイト上で、サービスを利用する際に締結する規約（以下「サービス規約」という。）を提供している。サービス規約の遵守事項の条項において、位置情報端末の利用履歴の取扱いについて、次のように規定している。

「サービス契約者は、利用者画面又は契約者回線が接続された位置情報端末の利用履歴（利用者画面へのログイン回数及びその日時、端末所持者による当該位置情報端末の操作内容、操作回数及びその日時その他管理者画面を通じて取得可能な情報として管理者操作マニュアルに掲げる情報）を取得し、これを対象となる利用者又は端末所持者を特定することができない方法により、サービス契約者又は第三者（当社を含む。）

が統計データとして利用することについて、利用者及び端末所持者から適切な方法で同意を得るものとします。」

上記の規定では、契約相手であるサービス提供者に、サービス利用者である本人から、NTT ドコモ社を含む第三者が、位置情報端末の履歴データを統計利用することについて同意を取得することを求めている。

図表 8 NTT ドコモ・かんたん位置情報サービス規約

- 第1条 本規約の適用
- 第2条 用語の定義
- 第3条 利用契約の成立
- 第4条 パスワード等
- 第5条 変更の届出
- 第6条 サービス内容
- 第7条 契約グループへの契約者回線の登録・削除等
- 第8条 初期設定費用の支払
- 第9条 本サービスの利用開始日
- 第10条 利用中止
- 第11条 利用停止
- 第12条 サービス契約者による利用契約の解約
- 第13条 当社による利用契約の解除
- 第14条 秘密保持
- 第15条 第三者との紛争等
- 第16条 遵守事項
- 第17条 商標等
- 第18条 サービスの廃止
- 第19条 非保証
- 第20条 損害賠償の制限
- 第21条 反社会勢力の排除
- 第22条 規約の変更
- 第23条 その他

第16条 遵守事項

1. 略
2. サービス契約者は、利用者画面又は契約者回線が接続された**位置情報端末の利用履歴**(利用者画面へのログイン回数及びその日時、端末所持者による当該位置情報端末の操作内容、操作回数及びその日時その他管理者画面を通じて取得可能な情報として管理者操作マニュアルに掲げる情報)を取得し、これを対象となる利用者又は端末所持者を特定することができない方法により、サービス契約者又は第三者(当社を含む。)が統計データとして利用することについて、利用者及び端末所持者から適切な方法で同意を得るものとします。
3. 略

出所) NTT ドコモ かんたん位置情報サービス規約 (2017年6月5日改訂) をもとに作成

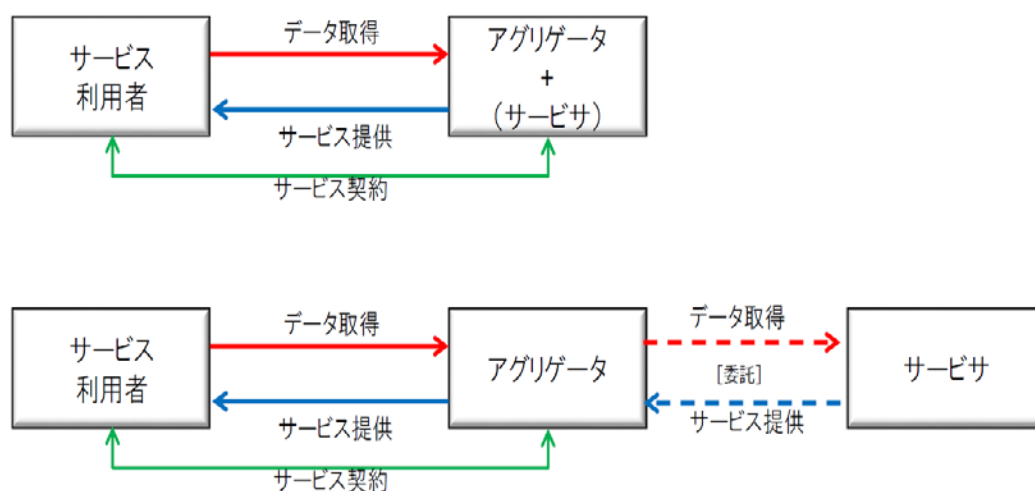
家庭で使うエネルギーを節約するための管理システム：HEMS（Home Energy Management System）に関する分野では、業界団体が主体となって、事業者を、データを集約して管理する主体（アグリゲータ）、家庭にサービスを提供する主体（サービサ）に区分し、利用者からの同意取得の方法、責任分界の考え方を整理した「HEMS データ利用サービス市場におけるデータ取扱マニュアル」（以下「HEMS マニュアル」という。）が提供されている。

HEMS データの一次的な利用目的は、電力の見える化や節電サービスの提供である。二次利用として、HEMS データから個人の活動状況や生活パターンを把握し、プライバシーへ配慮しつつ、見守りやクーポン配信等のサービスが提供されている。なお宅配便の再配達率の低減といった住人の在／不在状況を活用したサービスは防犯上のリスクがあるという理由から、手控えられる傾向にある。

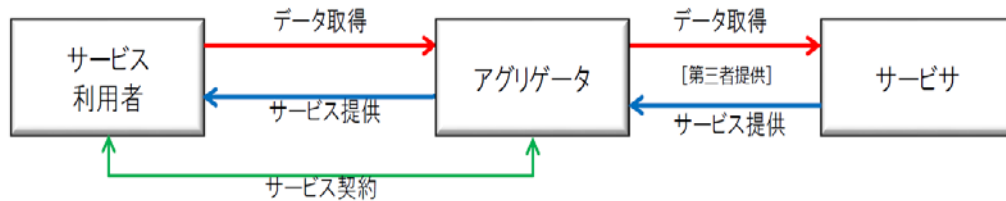
HEMS マニュアルでは、アグリゲータが、HEMS 契約時に、データを収集すること、データをサービサへ提供することについて、ユースケースを、①アグリゲータがサービス提供主体の場合、②アグリゲータがサービス提供主体で、第三者提供を伴う場合、③サービサがサービス提供主体の場合の3つに大別している（図表 9）。そして HEMS マニュアルでは、利用者との契約、利用者へのサービス提供主体、サービサへのデータ提供、情報漏えい時の責任について整理して解説している（図表 10）。また、個人情報の取扱方針（ひな形）を合わせて提供している（図表 11）。

図表 9 HEMS データ活用モデルのユースケース

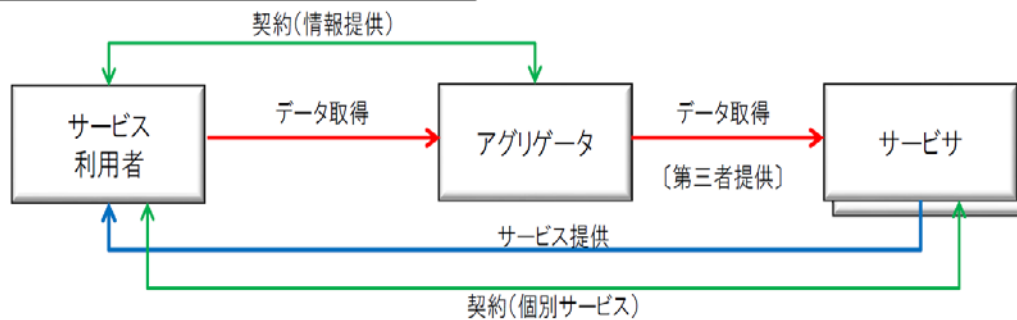
ユースケース①:(アグリゲータがサービス提供主体の場合)



ユースケース②: (アグリゲータがサービス提供主体の場合。第三者提供を伴う)



ユースケース③: (サービスがサービス提供主体の場合)



出所)「HEMS データ利用サービス市場におけるデータ取扱マニュアルスマートハウス・ビル標準・事業促進検討会 (概要)」2016年3月30日

図表 10 ユースケース①～③を契約主体及び責任分界の観点から整理

	ユースケース①	ユースケース②	ユースケース③
利用者との契約	アグリゲータが実施	アグリゲータが実施	アグリゲータとサービスがそれぞれ実施
利用者へのサービス提供主体	アグリゲータ	アグリゲータ	サービス
サービスへのデータ提供	なし/委託	第三者提供	第三者提供
サービス起因で個人情報漏洩事故が発生した場合の責任	アグリゲータ (両者間での契約条項の定めにしたがって内部処理)	サービス (アグリゲータに提供元責任が及ぶ可能性がある) (利用者との一次対応はアグリゲータ)	サービス (アグリゲータに提供元責任が及ぶ可能性がある)
アグリゲータ起因で個人情報漏洩事故が発生した場合の責任	アグリゲータ	アグリゲータ	アグリゲータ

出所) スマートハウス・ビル標準・事業促進検討会「HEMS データ利用サービス市場におけるデータ取扱マニュアル (概要)」2016年3月30日

図表 11 HEMS データ活用に係る個人情報の取扱方針（ひな形）の目次構成

1. 基本方針
2. 適用範囲
3. 個人情報の取得と利用目的
4. 個人情報の管理
5. 第三者提供の有無
6. 個人情報の開示・訂正・利用停止等
7. 問い合わせ先
8. 改訂

出所) スマートハウス・ビル標準・事業促進検討会「HEMS データ利用サービス市場におけるデータ取扱マニュアル（別添）」2016年3月30日

○札幌市・民間コンソーシアム／地下空間における ICT 活用実証実験

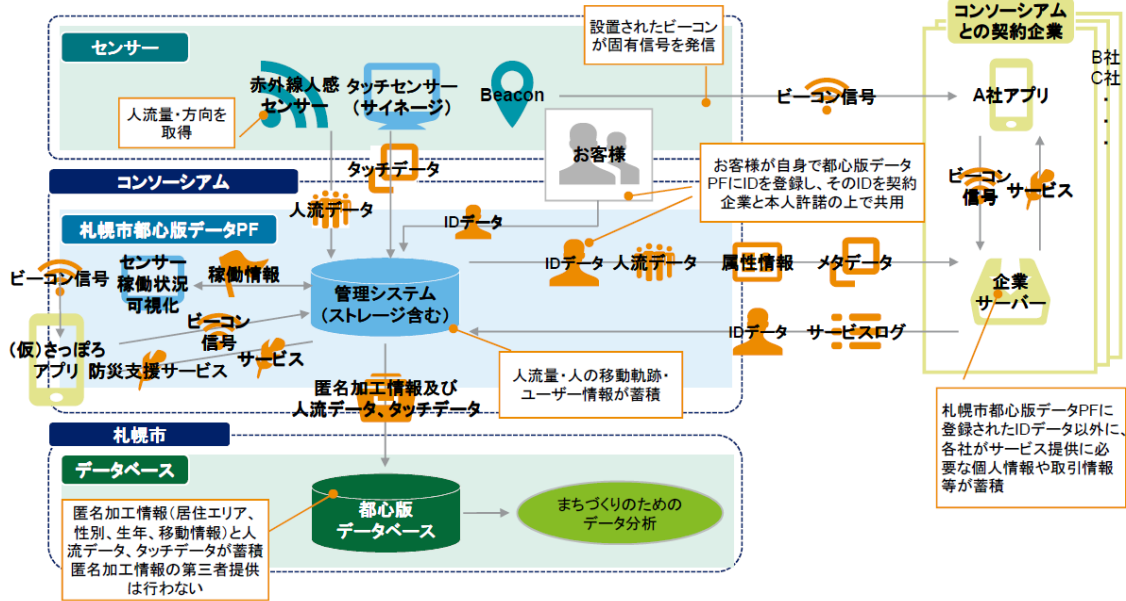
札幌市まちづくり政策局_都心まちづくり推進室では、「最先端テクノロジーを活用しながら、国内外の投資を誘引する魅力・価値を向上させ、都心が北海道・札幌の経済成長を支え、牽引」、「都心部にある『チ・カ・ホ』を最先端のサービスが集積する『ICT 活用のショーケース』とする」⁵として、事業者とのコンソーシアムを組成し、地下空間における位置情報等の個人の行動履歴をコンソーシアムが収集し、契約企業へ提供する実証実験を行っている。

同実証実験では、地下空間における位置情報等の個人の行動履歴をコンソーシアムが収集し、契約企業へ提供する。コンソーシアムに参加する事業者が提供するアプリをインストールした携帯端末は、地下空間に設置したビーコンから信号を受信して、位置情報等を事業者のサーバへ送信する。この位置情報等は、さらに札幌市都心版データプラットフォームと呼ばれる管理システムに送信されて、他の事業者が収集したデータと合わせて、人流や人の移動軌跡・ユーザー情報として集中管理される（図表 12）。

同実証実験では、コンソーシアム参加事業者における位置情報等の収集・提供に必要な利用規約や契約を整理している（図表 13）。さらに、データ取得及び提供に関する利用規約（対消費者）のひな形（図表 14）及び情報提供に関する契約書のひな形 2 種類（コンソーシアムから事業者へデータ提供する場合、事業者からコンソーシアムへデータ提供する場合）（図表 15）をそれぞれ提供している。

⁵ 札幌市まちづくり政策局_都心まちづくり推進室「地下空間における ICT 活用実証実験について（事業概要編）」2017年7月

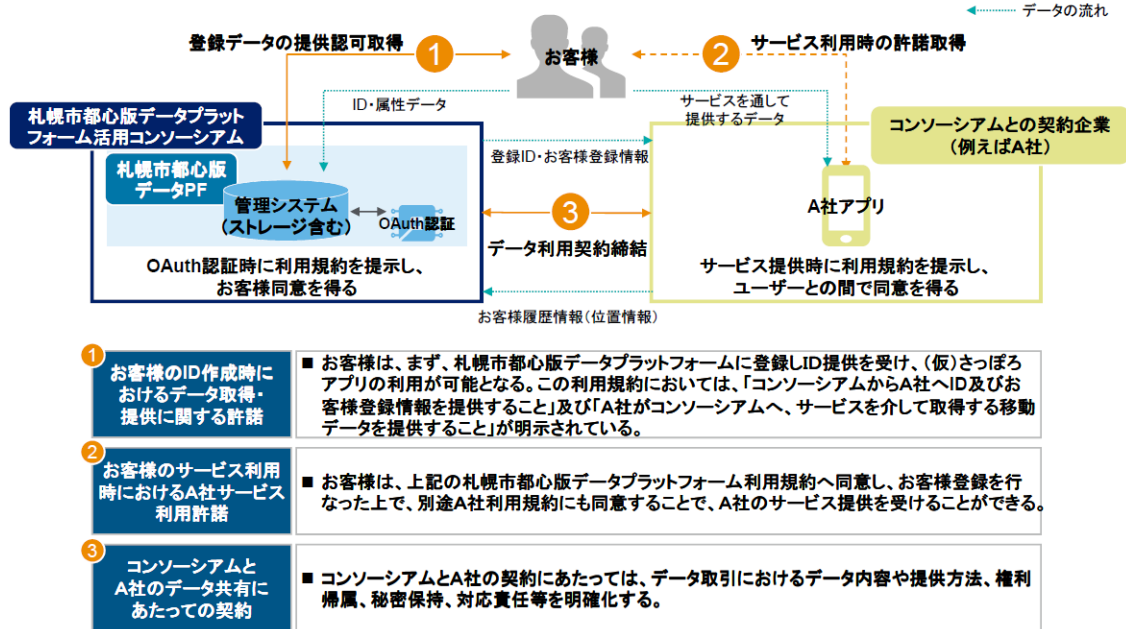
図表 12 札幌市都心版データプラットフォームを活用したデータ流通概要



出所) 札幌市まちづくり政策局_都心まちづくり推進室 「地下空間における ICT 活用実証実験について 利用規約・契約ガイドライン編」 2017年7月

図表 13 データ収集・提供へ向けて必要となる利用規約、契約

例えばA社との間で情報をやり取りするための利用規約や契約は図の通り



出所) 札幌市まちづくり政策局_都心まちづくり推進室 「地下空間における ICT 活用実証実験について 利用規約・契約ガイドライン編」 2017年7月

図表 14 データ取得及び提供に関する利用規約（対消費者）

<p>■サービス内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・仮)さっぽろアプリを通して行う地上及び周辺情報の提供 ・仮)さっぽろアプリを通して行う道案内機能 ・仮)さっぽろアプリを通して行うお客様の志向にあったお得情報の提供 ・仮)さっぽろアプリを通して行う防災支援情報などの提供 ・関連サービスへの新規利用登録の簡略化 ・関連サービスへのログイン ・仮)さっぽろアプリ上での関連サービス連携状況の確認 <p>■お客様情報登録・管理・削除等【オプトイン：利用提供停止】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・お客様登録 本サービスを利用するには、利用規約の内容に同意し、情報を登録する(以下、「登録情報」という)。 ・お客様によるサービスの退会 お客様は、いつでも本サービスを退会し、利用をやめることができる 退会のタイミングで、特定の個人を識別できる情報は全て削除 最終ログインから2年以上経過した場合には、コンソーシアムはアカウント停止、削除できる ・お客様アカウント削除の効果 アカウントが削除された時点で本サービス及びID連携済みの関連サービスを利用することができなくなる <p>■お客様に関する情報の取扱いと関連サービスの利用</p> <p>1 お客様に関する情報</p> <ul style="list-style-type: none"> 登録情報(必須):パスワード、メールアドレス、性別、生年月日、使用言語 その他氏名、住所等任意での登録をお願いする <p>2 履歴情報</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コンソーシアムは、本サービスの提供に際し、以下の情報(履歴情報)を収集 ログイン履歴、本サービスのご利用情報(閲覧履歴や位置情報など)、関連サービスのご利用情報(当コンソーシアム設置のビーコンによる位置情報)、関連サービスとのID連携に関する履歴 	<p>3 情報の利用目的</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本サービスのご提供、維持・改善、ご案内、並びにお問い合わせなどへの対応 ・札幌市都心部における防災支援などまちを安全快適に過ごしていただくための活用 ・関連サービスへの登録補助 ・関連サービスにおける認証 ・個人を識別できない形式に加工した匿名加工情報の作成および利用 <p>4 情報の第三者への提供【オプトイン：提供、項目、方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・お客様が関連サービスとのID連携を許諾した場合 お客様が登録情報を、本コンソーシアムが提供するAPIによって、ID連携を許諾した関連サービスへ提供する また、お客様の履歴情報のうち位置情報について、本コンソーシアムが提供するAPIによって関連サービスより本コンソーシアムへ提供する <p>5 ID連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ・お客様の同意後に関連サービスとID連携する場合、下記の連携が行われます。 登録時の入力補助のため、本サービスと関連サービス間での登録情報の連携 お客様を認証するため、関連サービスから本サービスを利用したお客様認証(パスワードは渡さない) お客様の登録情報及び履歴情報の連携。 お客様の情報の更新や退会時などの通知
<p>1/3</p>	<p>2/3</p>
<p>6 ID連携解除【オプトイン：本人の求めに応じた利用提供停止】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・お客様が本サービス上で関連サービスとのID連携解除を行った際には、それ以降のID連携は行われません <p>7 個人情報の開示等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本人が利用目的の通知、開示、訂正、追加、削除、利用の停止、消去、または第三者への情報提供の停止を求める場合には、当コンソーシアム所定のお問い合わせフォームから請求 <p>■広告の掲載</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当コンソーシアムは、本サービスを提供するサイト上に広告を掲載する <p>■お客様からコンソーシアムへの連絡【オプトイン：本人の求めを受け止める方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ウェブサイト上に設置するお問い合わせフォームによる <p>上記にあわせて定義、規約の適用及び変更、禁止行為、サービスの停止・変更・終了等、知的財産権の帰属、本サービスの利用およびお客様の責任、裁判管轄などを規約に盛り込む</p>	
<p>3/3</p>	

出所) 札幌市まちづくり政策局_都心まちづくり推進室 「地下空間における ICT 活用実証実験について 利用規約・契約ガイドライン編」 2017年7月

図表 15 情報提供に関する契約書

(コンソーシアムから事業者へデータ提供する場合)

<p>【コンソーシアム→A社へお客様登録情報を提供する契約】</p> <p>■お客様履歴情報の提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コンソーシアムは、APIを通してお客様登録情報を提供する ・お客様登録情報をA社に提供することを規約上明らかにし、お客様本人の承諾を得る <p>■お客様登録情報の利用許諾</p> <ul style="list-style-type: none"> ・A社は、コンソーシアムの書面による事前承諾ない限り、お客様登録情報を第三者に開示、提供、漏えいし、又は目的外に利用してはならない。 ・A社は、お客様登録情報を秘密に保持するため、お客様登録情報を他の情報と明確に区分して保管しなければならない ・A社は秘密保持のために合理的な措置を講じ、善良な管理者の注意を持って取り扱うものとし、不正アクセス、不正利用などの防止に努める <p>■対応責任</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コンソーシアムは、A社によるお客様登録情報の利用に関連して生じたクレームや請求について、コンソーシアムの費用と責任で解決するものとする。また、当該クレームや請求への対応に関連してA社に費用が発生した場合又は賠償金の支払いを行った場合、コンソーシアムは当該費用及び賠償金などを負担する ・もしA社による本契約に違反する態様でのお客様登録情報の利用に起因もしくは関連して生じたクレームや請求があった場合については、A社の費用と責任で解決するものとする。 <p>■利用状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コンソーシアムは、A社に対し、お客様登録情報の利用が本契約の条件に適合しているか否か検証するために必要な利用状況の報告を求められることができる ・コンソーシアムは、前の報告がお客様登録情報の利用状況を検証するのに十分でないとは判断した場合、3営業日前に書面による事前通知をすることを条件に、1年に1回を限度として、乙の営業所において、A社によるお客様登録情報の利用状況の監査を実施することができる 	<p>■管理状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コンソーシアムは、お客様登録情報の管理状況について、A社に対して何時でも書面による報告と是正を求められることができる <p>■損害軽減義務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・A社は、お客様登録情報の漏えいを発見した場合、直ちにコンソーシアムに通知しなければならない ・A社の故意または過失により、お客様登録情報の漏えい等が生じた場合、A社は、コンソーシアムの損害を最小限にとどめるために必要な措置を自己の費用と責任で講じなければならない <p>■お客様登録情報の廃棄</p> <ul style="list-style-type: none"> ・A社は、コンソーシアムからお客様の正当な要求に基づく請求があったときは、直ちに当該お客様のお客様登録データを廃棄又は消去しなければならない <p>その他、語句の定義、損害軽減義務、対価、残存条項、権利義務等の譲渡禁止、秘密保持義務、有効期間、合意管轄等契約上必要な項目を盛り込む</p>
1/2	2/2

(事業者からコンソーシアムへデータ提供する場合)

<p>【A社→コンソーシアムへお客様履歴情報を提供する契約】</p> <p>■お客様履歴情報の提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コンソーシアムは、APIを通してお客様登録情報を提供する ・お客様登録情報をA社に提供することを規約上明らかにし、お客様本人の承諾を得る <p>■お客様履歴情報の提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ・A社は、APIを通してお客様履歴情報のうちコンソーシアムが設置するビーコンを活用して検出される位置情報及びそれに付帯する日時情報を提供する。 ・上記お客様履歴情報をコンソーシアムに提供することを規約上明らかにし、お客様本人の承諾を得る。 <p>■お客様登録情報の利用許諾</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コンソーシアムは、A社の書面による事前承諾ない限り、提供を受けた履歴情報を第三者に開示、提供、漏えいし、又は目的外に利用してはならない(ただし、匿名加工処理を施しての利用は可能とする) ・コンソーシアムは、お客様履歴情報を秘密に保持するため、提供を受けた履歴情報を他の情報と明確に区分して保管しなければならない ・コンソーシアムは秘密保持のために合理的な措置を講じ、善良な管理者の注意を持って取り扱うものとし、不正アクセス、不正利用などの防止に努める <p>■対応責任</p> <ul style="list-style-type: none"> ・A社は、コンソーシアムによるお客様登録情報の利用に関連して生じたクレームや請求について、A社の費用と責任で解決するものとする。また、当該クレームや請求への対応に関連してコンソーシアムに費用が発生した場合又は賠償金の支払いを行った場合、A社は当該費用及び賠償金などを負担する ・もしコンソーシアムによる本契約に違反する態様でのお客様登録情報の利用に起因もしくは関連して生じたクレームや請求があった場合については、コンソーシアムの費用と責任で解決するものとする。 	<p>■利用状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・A社は、コンソーシアムに対し、お客様登録情報の利用が本契約の条件に適合しているか否か検証するために必要な利用状況の報告を求められることができる ・A社は、前の報告がお客様登録情報の利用状況を検証するのに十分でないとは判断した場合、3営業日前に書面による事前通知をすることを条件に、1年に1回を限度として、A社の営業所において、コンソーシアムによるお客様履歴情報の利用状況の監査を実施することができる <p>■管理状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・A社は、お客様登録情報の管理状況について、コンソーシアムに対して何時でも書面による報告と是正を求められることができる <p>■損害軽減義務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コンソーシアムは、お客様履歴情報の漏えいを発見した場合、直ちにA社に通知しなければならない ・コンソーシアムの故意または過失により、お客様履歴情報の漏えい等が生じた場合、コンソーシアムは、A社の損害を最小限にとどめるために必要な措置を自己の費用と責任で講じなければならない <p>■お客様登録情報の廃棄</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コンソーシアムは、A社からお客様の正当な要求に基づく請求があったときは、直ちに当該お客様のお客様登録データを廃棄又は消去しなければならない <p>その他、語句の定義、損害軽減義務、対価、残存条項、権利義務等の譲渡禁止、秘密保持義務、有効期間、合意管轄等契約上必要な項目を盛り込む</p> <p>【契約書外必要項目：第三者提供にかかる記録の作成】</p> <p>コンソーシアムにおいて、「第三者の氏名等」「取得の経緯」「本人の氏名等」「個人データの項目」「本人の同意」について記録をとる</p>
1/1	2/2

出所) 札幌市まちづくり政策局_都心まちづくり推進室 「地下空間における ICT 活用実証実験について 利用規約・契約ガイドライン編」 2017年7月

b) 公的機関におけるルール策定の取組

公的機関におけるルール策定の取組として、ここでは総務省による「スマートフォンプライバシーイニシアティブ」、経済産業省「データの利用権限に関する契約ガイドライン」、EU 欧州委員会通信総局による「e プライバシー規則 (案)」を取り上げて分析を行った (図表 16)。

各事例の詳細について、次に述べる。

図表 16 国内外における先行事例の分析 (ガイドライン等の事例)

	総務省／スマートフォンプライバシーイニシアティブ	経済産業省／データの利用権限に関する契約ガイドライン	EU 欧州委員会通信総局／e プライバシー規則 (案)
位置づけ	・ガイドライン (拘束力なし)	・ガイドライン (拘束力なし)	・法律 (拘束力あり)
対象データ	・スマートフォンアプリ及び情報収集モジュール ⁶ が取得するデータ	・非パーソナルデータ	・電子通信に係るパーソナルデータ
データ収集者	・アプリ提供事業者 ・モジュール提供事業者	・すべての事業者	・電子通信によりデータ収集する事業者
消費者の同意に係る規律	・通知内容、同意取得の方法を具体的に提示	・対象外	・有り：通知、同意取得の規律を提示
事業者間の契約に係る規律	・事業者間の連絡窓口について言及	・有り：契約主体、データの利用権限、責任分担の考え方を提示	・対象外

⁶ スマートフォン等に蓄積された様々な情報を収集する機能を持つ、一連のプログラムのこと。

○総務省／スマートフォンプライバシーイニシアティブ

総務省では、2012年1月に、「利用者視点を踏まえたICTサービスに係る諸問題に関する研究会」及びその下の「スマートフォンを経由した利用者情報の取扱いに関するWG」において、スマートフォンにおける利用者情報の取扱いに関するルールについて検討し、同年8月「スマートフォン プライバシー イニシアティブ ―利用者情報の適正な取扱いとリテラシー向上による新時代イノベーション―」をとりまとめた。この中において、利用者情報の取扱いに際して、消費者へ通知・同意取得する内容が規定されている（図表17）。

なお翌年9月には、第三者がアプリケーションを検証するしくみを民間主導で推進すること等を提言内容とする「スマートフォン プライバシー イニシアティブⅡ」が公表され、さらにその後の環境変化や検討内容を踏まえ、関係事業者等の役割分担の明確化や取組の具体化等を目的として、「スマートフォン プライバシー イニシアティブⅢ」が2017年7月にとりまとめられている。

図表 17 消費者に対して通知・同意取得する内容に盛り込むべき内容の事例

- | |
|--|
| <p>① 情報を取得するアプリケーション提供者等の氏名又は名称</p> <ul style="list-style-type: none">➤ アプリケーション提供者等の名称、連絡先等を記載する。 <p>② 取得される情報の項目</p> <ul style="list-style-type: none">➤ 取得される利用者情報の項目・内容を列挙する。 <p>③ 取得方法</p> <ul style="list-style-type: none">➤ 利用者の入力によるものか、アプリケーションがスマートフォン内部の情報を自動取得するものなのか等を示す。 <p>④ 利用目的の特定・明示</p> <ul style="list-style-type: none">➤ 利用者情報を、アプリケーション自体の利用者に対するサービス提供のために用いるのか、それ以外の目的のために用いるのか記載する。➤ 広告配信・表示やマーケティング目的のために取得する場合には、その旨明示する。 <p>⑤ 通知・公表又は同意取得の方法、利用者関与の方法</p> <ul style="list-style-type: none">➤ 通知・公表の方法、同意取得の方法：プライバシーポリシー等の掲示場所や掲示方法、同意取得の対象、タイミング等について記載する。➤ 利用者関与の方法：利用者情報の利用を中止する方法等を記載する。 <p>⑥ 外部送信・第三者提供・情報収集モジュールの有無</p> <ul style="list-style-type: none">➤ 外部送信・第三者提供・情報収集モジュールの組み込みの有無を記載する。 <p>⑦ 問合せ窓口</p> <ul style="list-style-type: none">➤ 問合せ窓口の連絡先等（電話番号、メールアドレス等）を記載する。 |
|--|

- ⑧ プライバシーポリシーの変更を行う場合の手続
- ▶ プライバシーポリシーの変更を行った場合の通知方法等を記載する。(当初取得した同意の範囲が変更される場合、改めて同意取得を行う。)

出所) 利用者視点を踏まえた ICT サービスに係る諸問題に関する研究会「スマートフォンプライバシー イニシアティブ」2012年8月

○経済産業省／データの利用権限に関する契約ガイドライン

経済産業省及びIoT推進コンソーシアムは、データ流通を促進するため、事業者間の取引に関連して生成、収集されるデータの利用権限を契約で定めるための手法や考え方を整理した「データの利用権限に関する契約ガイドライン ver1.0」を作成し、2017年5月30日に公表している。

同ガイドラインは、当事者のデータの利用権限の配分や免責といったデータ取引に当たって考慮すべき事項がとりまとめられている。なおパーソナルデータに該当しないデータ(「非パーソナルデータ」又は「産業データ」と呼ばれる。)を対象としているため、プライバシー保護の観点からの規定は含まれていない。

同ガイドラインは、基本的な考え方、契約前段階での合意形成プロセスと利用権限の定め方、契約における規定事項等で構成され、付属資料として、ケース別の適用例、データカタログ案(サンプル)、モデル条項が整理されている。

図表 18 モデル条項における規定事項等

- 1.データの特定
- 2.当事者のデータの利用権限
 - 2-1.データの利用権限の配分
 - 2-2.免責
 - 2-3.データの非保証
- 3.特約
 - 3-1.第三者提供を制限するとき
 - 3-2.利用に係るコスト分担を決めるとき
- 4.関係者が複数の場合の処理
- 5.データの提供方法等
- 6.データ形式
- 7.データの秘密管理
- 8.共同利用データに関する取扱い
- 9.対象データの変更
- 10.契約期間中におけるデータの利用権限の取り決め
- 11.契約終了時の取扱い

12.その他

出所) IoT 推進コンソーシアム、経済産業省「データの利用権限に関する契約ガイドライン」
2017年5月

○EU 欧州委員会通信総局/e プライバシー規則 (案)

EU (欧州連合) における通信行政を司る欧州委員会通信総局では、デジタル単一市場 (デジタルシングルマーケット) 政策に伴い、プライバシー保護を強化するための新たな電気通信分野におけるプライバシールールとして「e プライバシー規則 (案)」⁷を 2017年1月10日に公表した。

e プライバシー規則 (案) では、プローブリクエストのデータ等の利用禁止に係る例外事項を規定する 8 条 2 項において、通知すべき項目を提示している。

8 条 2 項：端末が他の機器やネットワーク設備に接続するために発信する情報の収集は、次を除き禁止する。

(a) 接続を確立するために必要な時間、及び、接続を確立するために排他的に行われる場合

(b) 収集の様相、その目的、その責任者及び GDPR13 条に必要なその他の情報、及び端末装置のエンドユーザーが、収集を停止又は最小限にするために必要な手段について、少なくとも、明確で目立つ通知が表示される場合

こうした情報の収集は、GDPR32 条に定めるリスクに応じた適切なレベルの安全性を確保するために適切な技術的及び組織的措置を適用することを条件とする。

※GDPR13 条で規定する通知項目 (管理者とその連絡先、(適用可能な場合) データ保護責任者 (DPO) の連絡先、データの利用目的と処理の根拠)

しかし、EU 加盟国のプライバシー保護担当者が集う専門部会である EU29 条委員会は、意見書 (WP247) において、この e プライバシー規則 (案) の記述は、本人の同意が無くてもパーソナルデータ (MAC アドレス) を処理できるように読み取ることができ、一般データ保護規則 (GDPR) の求める保護水準を毀損するという旨の意見を表明している。対案として、プローブリクエストのデータを利用したトラッキング行為においては、次を条件とすることを提案している。

- ・ トラッキングの目的が、単なる統計的な集計 (Statistical Counting) に限られていること

⁷ European Commission "Proposal for a REGULATION OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL concerning the respect for private life and the protection of personal data in electronic communications and repealing Directive 2002/58/EC (Regulation on Privacy and Electronic Communications)" 2017年1月10日

- ・ 集計のために必要な空間的・時間的範囲を逸脱しないこと
- ・ 収集されたデータがただちに匿名化（Anonymized）あるいは削除されること
- ・ 有効なオプトアウト手段が用意されていること

② サービス利用者への通知・同意取得の方法の検討

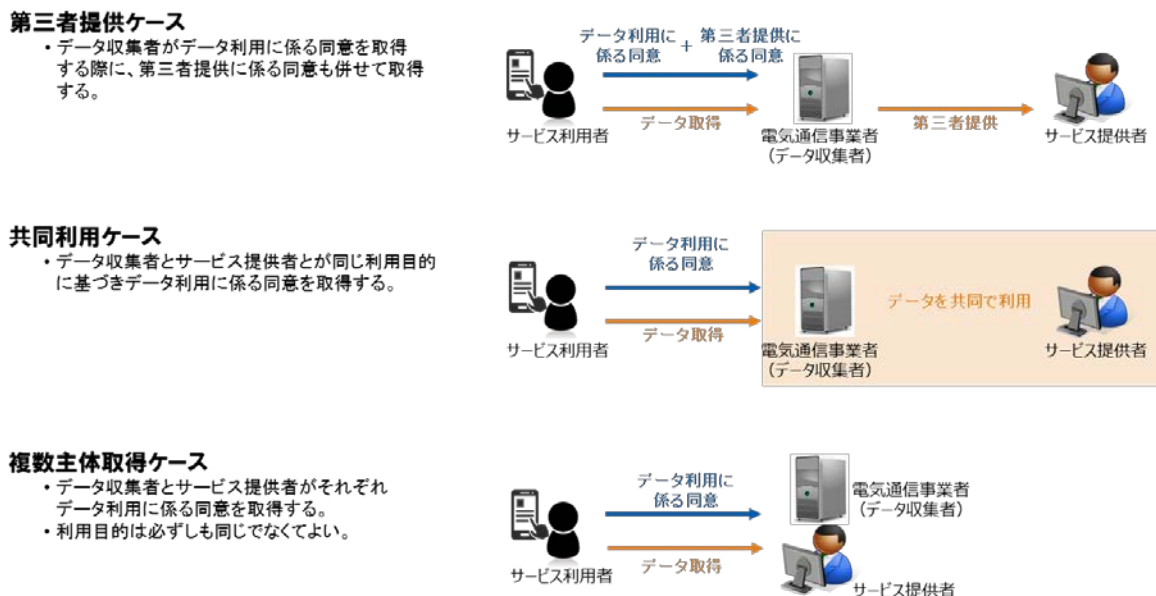
「① 国内外における先行事例」及び「第3章 モデル実証」で詳述するモデルケース実証の結果を踏まえて、サービス利用者への通知・同意取得の方法を、a) 複数事業者間のデータ取引に係る同意取得のケースの整理、b) 有効な利用者関与のしくみ、c) 消費者への通知・同意取得すべき内容、の順にそれぞれについて検討した。

a) 複数事業者間のデータ取引に係る同意取得のケースの整理

複数事業者間のデータ取引において、サービス利用者から同意を取得する際の行為類型を、サービス提供者へのデータ提供方法に着目して、次の3つのケースに整理した（図表19）。

- ・ データ収集者がデータ利用に係る同意を取得する際に、第三者提供に係る同意も併せて取得するケース（第三者提供ケース）
- ・ データ収集者とサービス提供者とが同じ利用目的に基づきデータ利用に係る同意を取得するケース（共同利用ケース）
- ・ データ収集者とサービス提供者がそれぞれデータ利用に係る同意を取得するケース（複数主体取得ケース）

図表 19 複数事業者間のデータ取引に係る同意取得のケースの整理



さらに各ケースにおけるメリットデメリットを整理した（図表 20）。

図表 20 複数事業者間のデータ取引に係る同意取得のケースメリット・デメリット

ケース	同意取得の方法	メリット	デメリット
第三者提供 ケース	・電気通信事業者（データ収集者）が、位置情報の取扱いに係る同意取得時に、第三者（サービス提供者）への提供に係る同意を取得する。	・事業の拡大（主体の追加）が可能（オプトアウト対応により、事業者の追加が可能）。	・電気通信事業者とサービス提供者の責任を明確にするための契約が別途必要。 ・個人情報保護法の個人データの第三者提供に該当する場合には、これに係る規律を満たす必要がある。
共同利用 ケース	・電気通信事業者（データ収集者）が、位置情報の取扱いに係る同意取得時に、サービス提供者との共同利用も通知する。	・事業の拡大（主体の追加）が可能（共同利用者の範囲を、比較的柔軟に設定できる）。 ・消費者は、共同利用者の範囲にある限り、追加の同意なく、より多くの事業者からサービスを受けられる。	・電気通信事業者とサービス提供者の責任を明確にするための契約が別途必要。 ・消費者は、データを取り扱う個別の事業者を認知しづらい。 ・個人情報保護法の個人データの共同利用に該当する場合には、これに係る規律を満たす必要がある。
複数主体 取得ケース	・電気通信事業者（データ収集者）とサービス提供者が、位置情報の取扱いに係る同意を、同時に取得する。	・電気通信事業者、サービス提供者それぞれの責任を明確にできる。 ・消費者は、データを取り扱う事業者を認知しやすい。	・事業の拡大（主体の追加）が困難 ・消費者は、同意した事業者からのサービスしか受けられない。

b) 有効な利用者関与のしくみ

有効な利用者関与のしくみとして、消費者対応窓口の一元化、及びオプトアウトの方法について、課題と対応の方向性について検討した。

○消費者対応窓口の一元化

[課題]

データ収集者とサービス提供者が異なる場合、消費者の対応窓口が分散し、いずれの事業者が対応するのかわかりづらい、両方の事業者へ手続きが必要になる等、手続きが煩雑になることが想定される。

モデル実証ケースの場合、実際のデータ収集者は NTTBP であるが、直接のサービス主体が JAL であることから、消費者は JAL にオプトアウトを申し出ることが想定される（次スライド参照）。

[対応の方向性]

消費者対応窓口を一元化し、消費者が迷うことなくアクセスできるように配慮する。サービスの態様を踏まえて役割分担・責任を事業者間の契約において明確にする。

○オプトアウトの方法

[課題]

Wi-Fi 位置情報活用サービスの場合、オプトアウトを申し出するためには、Wi-Fi の MAC アドレスを申し出る必要があり、一般の消費者においては対応が困難と想定される。

[対応の方向性]

方法 1 :

Wi-Fi 認証時に表示するポータル画面において、端末の MAC アドレスをウェブブラウザが自動取得する。あわせて、メールアドレスを本人に入力してもらうことで、そのメールアドレスを取得し、その後にメールでオプトアウトサイトを案内する。これにより、メールアドレスと MAC アドレスをひも付けて、本人の位置情報を識別する。

方法 2 :

有効なオプトアウト手段を提供できない場合の善後策として、データを取得する空間を限定（施設内）し、データを保存する期間を最小化（一日）し、かつ適切な安全管理措置を講じる（取得後すぐに MAC アドレスをハッシュ化する）ことを条件とする。またこの旨を通知して同意取得する。

モデル実証ケースの場合、Wi-Fi をオフにすることで一時的な対応は可能であるが、Wi-Fi をオフにするまでの間に収集されたデータの利用（匿名化による活用）停止までは対応が困難である。このため、モデル実証ケースの場合は、上述の方法 2 を採用することとした。

c) 消費者へ通知・同意取得すべき内容

「① 国内外における先行事例」及びモデル実証の結果を踏まえ、電気通信事業者を中心とする複数事業者間におけるデータ流通を伴うサービスにおいて、消費者に通知・同意取得すべき内容を整理した。

図表 21 消費者へ通知・同意取得すべき内容

通知する項目	内容
(1) サービスの内容	<ul style="list-style-type: none"> 提供するサービスの概要を示すこと。
(2) サービスの提供主体	<ul style="list-style-type: none"> サービスの提供主体を示すこと。 提供主体が複数になる場合は、それを明示すること。
(3) 取得するデータ項目・内容	<ul style="list-style-type: none"> 取得するデータ項目・内容を列挙すること。
(4) データの利用目的	<ul style="list-style-type: none"> 取得したデータの利用目的を具体的に示すこと。 利用目的が異なる場合は、それを分けて明示すること。
(5) データの取得方法	<ul style="list-style-type: none"> 端末が通信して取得するものか、サービス利用者の入力によるものか等を示すこと。
(6) データの第三者提供	<ul style="list-style-type: none"> 取得したデータの提供先を示すこと。提供先を個別に特定することが望ましいが、範囲等を特定して示すこともできる。
(7) 利用者関与 (取扱いの停止等)	<ul style="list-style-type: none"> 取扱いの停止の方法を示すこと。 有効な取扱いの停止手段を提供することが困難な場合は、適切なプライバシー保護措置が執られていることを示すこと。
(8) データの保存期間・消去	<ul style="list-style-type: none"> データの保存期間・消去の予定について示すこと。
(9) 対応窓口	<ul style="list-style-type: none"> 問合せ窓口の連絡先（電話番号、メールアドレス等）を明示すること。

③ データ提供に係る契約書サンプルの検討

「①国内外における先行事例」及び「第3章 モデル実証」で詳述するモデルケース実証の結果、さらに電気通信事業者へのヒアリングを踏まえて、データ提供に係る契約書サンプルとサンプルで規定する条項の解説をとりまとめた。

契約書サンプルとサンプルで規定する条項の解説は、巻末に付属資料として掲載する。ここでは、a) 契約書サンプルの位置づけ、b) 契約書サンプルの想定するケース、c) 位置情報特有部分の明確化、d) 複数事業者間のデータ取引に係る同意取得のケース別の差異について述べる。

なお、契約書サンプルの作成に先駆けて、電気通信事業者4社に向けてヒアリングを実施している。これは、作成する契約書サンプルをどのような位置づけにすべきか確認したもので、下記ヒアリング結果にある通り、契約書サンプルが想定する位置情報サービスの条件を限定することなく、個別のケースに応じて考慮すべき要素を選択できるような形式で検討がなされるべきであるという意見が多く見られた。そのため、以降でもそのような要望をベースとして検討を実施している。

(電気通信事業者4社に対するヒアリング事項)

- 問1：契約書サンプルが対象とする位置情報を「通信の秘密に該当せず、かつ非個人情報として提供するもの」という条件にすることは妥当か？
- 問2：本事業で提示する契約書サンプルとして、契約書のコンテンツになりうる項目を提示し、サンプルを利用する企業はそれらコンテンツからケースに応じて適合するものを選択する方式で整理する手法は妥当か？（サービス提供者の目線から見て、契約書サンプルを活用しやすいか？）
- 問3：契約書サンプル検討の上で留意すべき点はあるか？

(ヒアリング結果)

- A社
 - 問1：妥当とは思わない
 - ◇ 個人を特定することが前提の位置情報サービスもあり、非個人情報を条件にすることは実態にそぐわない
 - 問2：妥当と思う
 - ◇ ビジネスのケースに応じて想定しなければならない観点や気付きとして、選択形式のような形にする方がよい。たとえば、利用者の同意に基いて識別を前提としたサービスを行うというケースもありうる
 - 問3：位置情報特有の留意点への対応

- ◇ 取得している履歴が充実するほど、個人を識別できてしまう可能性が高くなるため、5条については現行のままだと現実的ではない可能性がある
- ◇ 過年度調査における「個別の通信や特定の個人の識別リスクに係る評価要素」を活用する等で対処するのが望ましい

● B社

- 問1：妥当とは思わない
 - ◇ 通信の秘密に該当しない位置情報については、位置情報プライバシーレポートにおいて強く保護が図られているものとされてはいるが、個別具体的かつ明確な同意の取得が強く求められるとされているので、同意の取得要否・方法等に関して、通秘に該当する位置情報と書き分ける必要がある
- 問2：妥当と思う
 - ◇ 個別ユースケースによって契約当事者の責任のもとで選択する方式は、一定の合理性があると考え
- 問3：サービス提供者の責任・義務を定める規定として下記を検討すべき
 - ◇ 乙の甲に対する責任・義務を定める規定（例：受け取ったデータを甲の競合事業者の便益に資することを制限する規定）
 - ◇ 授受するデータに関する知的財産権の規定
 - ◇ 関係法令の順守義務に関する規定
 - ◇ 甲乙間の損害賠償に関する規定

● C社

- 問1：どちらともいえない
 - ◇ 契約書サンプルは、契約書を作成する際の一参考との位置付けが適切
- 問2：妥当と思う
- 問3：特になし

● D社

- 問1：どちらともいえない
 - ◇ 契約書サンプルは、契約書を作成する際の一参考との位置付けが適切
- 問2：妥当と思う
 - ◇ 様々なケースが存在しうるため、選択式にするのが1つの対応の方法。ただ、本事業で検討しているコンテンツで想定されるほとんどのケースがカバーできるかどうかは今後の検証が必要
- 問3：特になし

a) 契約書サンプルの位置づけ

- ・ 電気通信事業者が扱う位置情報等に係るデータ取引に関する契約を締結する際に、条項として検討される可能性のあるものについて提示するもの。
- ・ 契約書サンプルで提示する条項は、例示であり、想定事例に近いデータ取引の場合には、適宜修正の上、用いることができる。

b) 契約書サンプルの想定するケース

- ・ 電気通信事業者が位置情報等を取得・加工して、サービス提供者へ第三者提供するケース（以下「第三者提供ケース」という。）を基本とし、電気通信事業者とサービス提供者とが位置情報等を共同利用するケース（以下「共同利用ケース」という。）及びサービス提供者、電気通信事業者のそれぞれが同時に位置情報等を取得するケース（以下「複数主体取得ケース」という。）との差分について併せて解説している。
- ・ 契約書サンプルで念頭に置くケースでは、取得（複数主体取得を含む）、第三者提供及び共同利用行うことについて、サービス利用者から「個別具体的かつ明確な同意」を取得することを前提とする⁸。
- ・ 位置情報の取扱いに係る「十分な匿名化」の枠組み⁹又は匿名加工情報のルール¹⁰を参照し対象データを利用する場合には、サービス利用者から「個別具体的かつ明確な同意」は必ずしも必要ではない。

c) 位置情報特有部分の明確化

- ・ 位置情報それ自体のみでは一般的に個人情報には該当しないが、連続的に蓄積される位置情報の履歴は、本人の自宅や勤務先等の個人に関する基本的属性を推測できる等個人特定の蓋然性が高く、位置情報の取得経緯によっては「通信の秘密」に関わることもある。加えて、精度の高い位置情報は高いプライバシー性を有することから、位置情報をデータ取引で取り扱う際には、過年度調査¹¹でとりまとめた「個別の通信や特定の個人の識別リスクに係る評価要素」を用いて検討することを推奨する（図表 22）。

⁸ 「個別具体的かつ明確な同意」とは、位置情報の取扱いについての同意であることを本人が認識した上で画面上でのクリックなどにより行う「個別具体的」な同意であり、かつ、画面上でのクリックや文書による同意など外部的に同意の事実が「明確」な同意を意味している。必ずしも位置情報の取得の「都度」の同意を取得することまで求めるものではない（緊急時等における位置情報の取扱いに関する検討会 報告書「位置情報プライバシーレポート」（2014年7月17日）27頁参照）。

⁹ 一般財団法人日本データ通信協会「電気通信事業における「十分な匿名化」に関するガイドライン」（2017年10月10日）

¹⁰ 一般財団法人日本データ通信協会「電気通信事業における個人情報保護指針」（2017年10月10日）

¹¹ 野村総合研究所「平成28年度総務省委託事業 位置情報に関するプライバシーの適切な保護と社会的活用の両立に向けた調査研究 報告書」（2017年3月）

図表 22 個別の通信や特定の個人の識別リスクに係る評価要素

評価要素	要件
1) 付帯情報	<ul style="list-style-type: none"> 付帯情報によっては、個別の通信や特定の個人を識別する可能性が高まることに配慮して選定・加工することが望ましい。
2) 場所の特性	<ul style="list-style-type: none"> 対象とする位置情報に、自宅、通勤・通学地が含まれる場合は、配慮して加工することが望ましい。 対象とする位置情報に、要配慮個人情報に関わる場所が含まれている場合は、配慮して加工することが望ましい。
3) 集団の規模	<ul style="list-style-type: none"> 特定の学校・職場や稀少な趣味嗜好等を持つ集団を対象とした場合、集団の規模によっては、個別の通信や特定の個人を識別する可能性が高まるため、集団の規模に配慮して加工することが望ましい。
4) 取得時期の特性	<ul style="list-style-type: none"> 特定のイベントや事件のあった日、時期と一致する可能性がある場合、他の情報を参照することによって、個別の通信や特定の個人を識別する可能性が高まるため、取得時期の特性に配慮して加工することが望ましい。
5) 位置の精度	<ul style="list-style-type: none"> 高い精度の位置情報は、個別の通信や特定の個人を識別する可能性が高いため、適切に精度を低減することが望ましい。人口密度の低いエリアを対象とする場合は、特に配慮することが望ましい。
6) 移動履歴の期間・範囲	<ul style="list-style-type: none"> 移動履歴の期間は長くなったり、特定の時間帯を対象としたりする場合は、次の a)～c)に係るリスクが高くなるため、これらに配慮して加工することが望ましい。 a)パターン性、b)場所の特性、c)識別性
7) 時間の精度・間隔	<ul style="list-style-type: none"> 時間の精度が高まったり、データを取得する際の時間間隔が短くなったりすると、個別の通信や特定の個人を識別する可能性が高まる。また、詳細な時刻情報は位置情報とセットになることで、異なるデータセット間における共通の識別子として機能し得る。このため、適切に時間の精度を低減したり、間隔を開けたりすることが望ましい。
8) 対象者数	<ul style="list-style-type: none"> 加工対象とするデータセットに含まれる対象者数が少ないと、個別の通信や特定の個人を識別する可能性が高まることに配慮して加工することが望ましい。 同一の個人が複数台の携帯端末を所持している場合のあるこ

評価要素	要件
	とを想定して、携帯端末の台数よりも対象者数が小さくなる可能性のあることに留意することが望ましい。
9) データ提供までの期間	<ul style="list-style-type: none"> データを取得してから、「十分な匿名化」により加工した位置情報として提供するまでの期間が短い場合は、他の情報を参照することによって、個別の通信や特定の個人を識別する可能性が高まることに配慮して加工することが望ましい。

d) 複数事業者間のデータ取引に係る同意取得のケース別の差異

複数事業者間のデータ取引に係る同意取得のケース別の差異について、前提、対象とするデータの特定、データの利用権限、データの保存期間・消去、安全管理措置、利用の停止、問合せ、のそれぞれの観点から検討した（図表 23）。

図表 23 複数事業者間のデータ取引に係る同意取得のケース別の差異のポイント

ルールの項目	第三者提供ケース	共同利用ケース	複数主体取得ケース
前提	・データ収集者が第三者提供先のルールを設定することができる立場にある。	・データを管理する者がいる場合、その者がルールを設定する立場にある。	・同意を取得する者が、それぞれルールを設定する。
1. 対象とするデータの特定	・特になし	・共同利用者間での対象データのやりとりはサービス利用者との関係では、共同利用者におけるデータ利用とみなされる。	・特になし
2. データの利用権限 ・利用目的 ・加工編集 ・第三者提供	・サービスの態様を踏まえて、データ収集者が設定する。	・データを管理する者が、データを共同利用する各者の利用目的を総合的に判断して設定する。	・同意を取得する者が、それぞれ設定する。

ルールの項目	第三者提供ケース	共同利用ケース	複数主体取得ケース
3. データの期間・消去	・サービスの態様を踏まえて、データ収集者が設定する。	・データを管理する者が、データを共同利用する各者の利用目的を総合的に判断して設定する。	・同意を取得する者が、それぞれ設定する。
4. 安全管理措置	・サービスの態様を踏まえて、データ収集者が設定する。	・データを管理する者の責任・監督のもと、安全管理措置を全体として構築し、対象のデータについて適切に取り扱う。	・同意を取得する者が、それぞれ安全管理措置を講じる。
5. 利用の停止等	・データ収集者、サービス提供者それぞれの対応を設定する。	・共同利用する者の単位で利用停止を要求することができるよう設定することが有効。	・基本的に、同意を取得する者がそれぞれ利用停止の申出対応を設定するが、連携して対応することが有効。
6. 問合せ	・サービスの態様を踏まえて、データ収集者、サービス提供者それぞれの対応を設定する。	・データを管理する者が、一次的に苦情を受け付ける窓口を定める。	・基本的に、同意を取得する者がそれぞれ問合せ窓口を設置するが、主体間で連携して対応することが有効。

2-3 IoT の進展に伴うプライバシーリスクの評価に係る検討

1) 検討の趣旨

IoT の進展に伴って、電気通信事業者は様々な分野の事業者と連携してサービスを提供することになり、従来のビジネスの延長では想定しづらいプライバシー上の課題へ対処しなければならなくなるのが想定される。

本事業では、プライバシー上の課題への対処方法を検証すべく、本事業内で実施した空港でのモデル実証（実証の詳しい内容については第3章を参照のこと）において構築した位置情報を用いた IoT 関連サービスを対象として、プライバシーリスクの洗い出しと対処方策の検討を行う。

図表 24 プライバシーリスク検討の対象となったモデルケースと概要

ケース名	日本航空が提供するサービスの概要	対象者（=参加者）
1 スタッフによる 声かけ	搭乗時刻間近に搭乗口付近にいない旅客の現在位置を把握し、地上スタッフによるスムーズな搭乗案内を行う。	フリー-Wi-Fi サービス利用者
2 車椅子 アラーム	貸出し車椅子に携帯端末を取り付け、搭乗時刻間近に旅客が搭乗口から離れている場合は端末からアラームを発出する。	貸出し車椅子利用者

2) 検討項目

プライバシーリスクの評価に係る項目として、次の2項目を設定して検討した。

- ①モデル実証を通じたプライバシーリスクの評価
- ②プライバシーリスク評価の方向性

①モデル実証を通じたプライバシーリスクの評価

本事業では a) スタッフによる声かけサービス、b) 車椅子アラーム発出サービスの二つについてプライバシーリスクの評価を実施した。具体的には、①各サービスの概要や取り扱うデータの内容、データ件数、取得方法、データ編集・加工方法、利用目的、データの提供先等について概要を整理、②データのライフサイクル（収集・加工、利用、廃棄）と利用主体を取りまとめたデータフローを作成し論点を抽出、③各論点におけるプライバシーリスクの具体化と対応方針の検討、④モデル実証における受容性評価を通じて対応方針のブラッシュアップ、といったステップで検討を実施した。

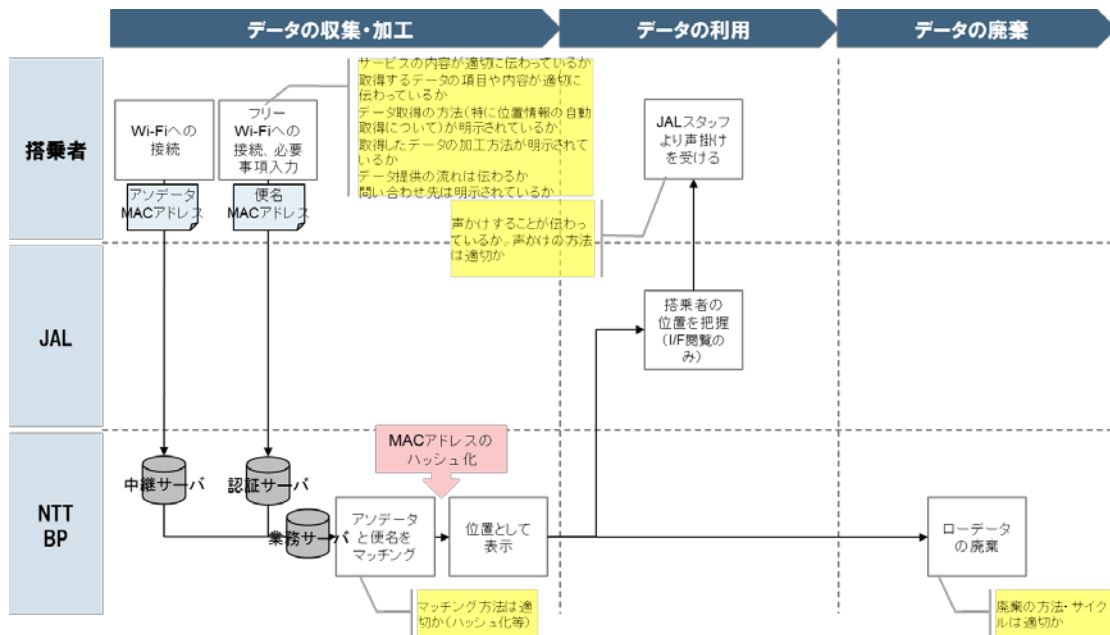
a) スタッフによる声かけサービス

図表 25 の通り、スタッフによる声かけサービスにおいて使用しているデータ種別は「位置情報（最後にデバイスが接続したアクセスポイントの位置）」「搭乗便名」の二種類である。今回は空港内のフリーWi-Fi サービス利用と同時に提供しているため、プローブリクエストのデータではなく接続要求のデータ（スマートフォン等のデバイスとアクセスポイント間での通信を成立させるためのデータ）として取得した MAC アドレスを用いて搭乗者の位置情報を把握している。なお、取得した MAC アドレスは、搭乗便名とマッチングさせたうえでハッシュ化を行っている。これらをデータフローの形で表現したのが図表 26 である。

図表 25 スタッフによる声かけサービスの概要整理

業務・サービス名	フリーWi-Fi & 搭乗サポートサービス				
業務サービスの概要	搭乗時刻間近に搭乗口付近にいない旅客の現在位置を把握し、地上スタッフによるスムーズな搭乗案内を行う。				
取扱うパーソナルデータ	データ種別	具体的なデータの内容	データ件数(想定)	取得方法	データ編集・加工
	位置情報	最後にデバイスが接続したアクセスポイントの位置	1000件	APコントローラのアソデータをMACアドレスと紐付けて取得	アソデータと搭乗便名をマッチング後にMACアドレスをハッシュ化
	搭乗便名	お客様が搭乗する予定の飛行機の便名	1000件	フリーWi-Fi利用開始ページ(Web)において、お客様自身により入力、MACアドレスと紐付けて取得	アソデータと搭乗便名をマッチング後にMACアドレスをハッシュ化
パーソナルデータの利用目的	お客様への声かけサービスのための位置把握		パーソナルデータを提供する外部事業者	Wi-Fiアソデータの一次収集者は成田国際空港、参加者からのデータも含めたデータ収集者はNTTBP、サービス提供者はJAL	

図表 26 スタッフによる声かけサービスのデータフロー



上記の整理を踏まえたうえで、2) 複数事業者間における位置情報の共有・提供時のルールに係る検討において整理した「消費者へ通知・同意取得すべき内容」(図表 27)にも対応させながら、プライバシーリスクを具体化したものが図表 28 である。本事業のモデル実証における消費者への通知・同意においては、これら対応方針を満たしたものを作成し、それら方針の良し悪しや過不足等について受容性調査という形で調査を実施した。

図表 27 消費者へ通知・同意取得すべき内容（再掲）

通知する項目	内容
(1) サービスの内容	<ul style="list-style-type: none"> 提供するサービスの概要を示すこと。
(2) サービスの提供主体	<ul style="list-style-type: none"> サービスの提供主体を示すこと。 提供主体が複数になる場合は、それを明示すること。
(3) 取得するデータ項目	<ul style="list-style-type: none"> 取得するデータ項目・内容を列挙すること。
(4) データの利用目的	<ul style="list-style-type: none"> 取得したデータの利用目的を具体的に示すこと。 利用目的が異なる場合は、それを分けて明示すること。
(5) データの取得方法	<ul style="list-style-type: none"> 端末が通信して取得するものか、サービス利用者の入力によるものか等を示すこと。
(6) データの第三者提供	<ul style="list-style-type: none"> 取得したデータの提供先を示すこと。提供先を個別に特定することが望ましいが、範囲を特定して示すこともできる。
(7) 利用者関与 (取扱いの停止等)	<ul style="list-style-type: none"> 取扱いの停止の方法を示すこと。 有効な取扱いの停止手段を提供することが困難な場合は、適切なプライバシー保護措置が執られていることを示すこと。
(8) データの 保存期間・消去	<ul style="list-style-type: none"> データの保存期間・消去の予定について示すこと。
(9) 対応窓口	<ul style="list-style-type: none"> 問合せ窓口の連絡先（電話番号、メールアドレス等）を明示すること。

図表 28 スタッフによる声かけサービスのプライバシーリスクと対応方針

	プライバシーリスク	対応方針
データの収集・加工	✓ データを活用するサービスの内容が適切に伝わっているか（声かけをすること自体やその方法等）	✓ ポータル画面にて、位置情報と便名情報を用いて搭乗者の現在地を判別し、声かけを行う旨について簡便かつ必要十分な説明を行う ✓ 利用規約にて適切な説明を行う
	✓ 取得するデータの項目や内容が適切に伝わっているか	✓ ポータル画面および利用規約にて、搭乗者が最後に接続したWi-Fiアクセスポイントの情報、及び消費者自身が入力した便名を活用する旨を明記
	✓ データ取得の方法（特に位置情報の自動取得について）が明示されているか	✓ 搭乗者が最後に接続したWi-Fiアクセスポイントの情報を自動で取得する旨、それをMACアドレスを用いて判別する旨を利用規約にて説明する
	✓ 取得したデータの加工方法が明示されているか	✓ データは取得した当日のうちに、本人と紐付かない態様（MACアドレスのハッシュ化）に加工処理する旨を利用規約にて明記
データの利用	✓ 取得するデータの利用目的（声かけへの活用）が適切に伝わっているか	✓ ポータル画面にて、位置情報と便名情報を用いて搭乗者の現在地を判別し、声かけを行う旨について簡便かつ必要十分な説明を行う ✓ 利用規約にて適切な説明を行う
	✓ データの第三者提供の流れ（NTTBPが取得し、日本航空に提供する旨）が適切に伝わっているか	✓ ポータル画面にて、NTTBPが収集しJALに提供する旨を明記 ✓ 利用規約にて適切な説明を行う
データの廃棄	✓ オプトアウトの方法、あるいはそれに代わるような利用者保護の方法が明示されているか	✓ 取得する位置情報は、空港施設内に限定し、かつ当日のうちに本人と紐付かない態様に加工処理する旨を利用規約にて明記
	✓ データ廃棄の方法（手段、サイクル等）は適切か、それが消費者に明示されているか	✓ 取得する位置情報は、当日のうちに本人と紐付かない態様に加工処理する旨を利用規約にて明記
全般	✓ 問合せ先は明示されているか	✓ ポータル画面及び利用規約にて、フリーWi-Fiサービス、搭乗案内サービスそれぞれの問合せ先を明記

b) 車椅子アラーム発出サービス

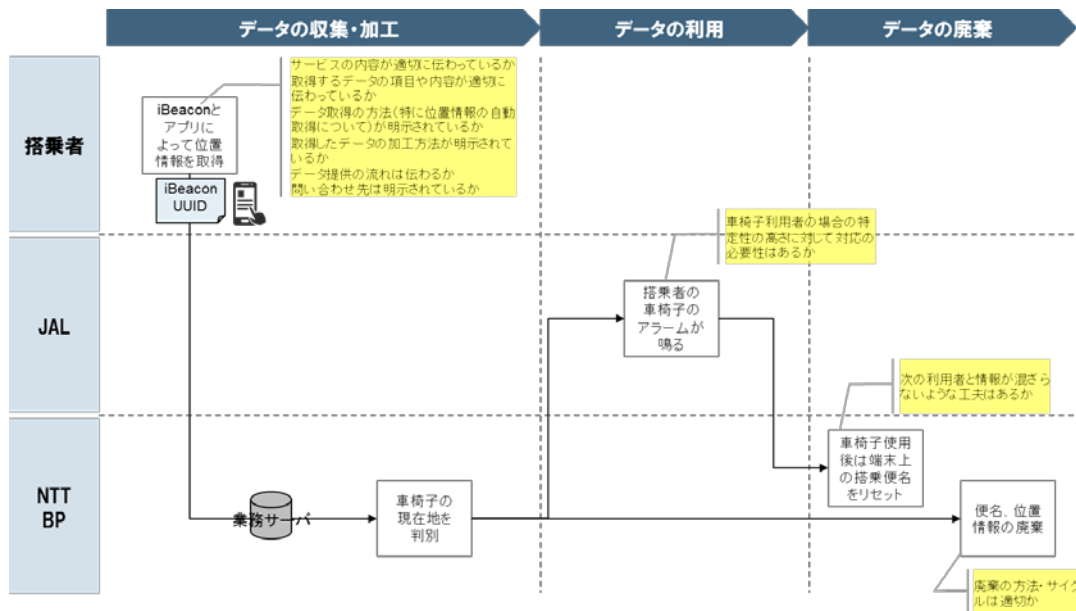
下記図表 29～図表 31 は、もう一つのケースである車椅子アラーム発出サービスの概要整理、データフロー、プライバシーリスクと対応方針の整理表である。車椅子アラーム発出サービスは、実証の設計上の理由でMACアドレスではなく車椅子に装着したスマートフォンにインストールしたアプリのUUIDを用いている点で異なっており、搭乗者個人が保有している端末ではないためハッシュ化の操作は行っていない。

プライバシーリスクの観点ではa) スタッフによる声かけサービスと大きな差異はないが、車椅子という外見上の特徴がある状態でアラームが発出することに対するプライバシー上の配慮や、空港保有の車椅子であることによる利用者の切り分け（同じ車椅子を異なる人が同日に使用することが想定されるため、利用時間でIDを弁別する等の操作が必要となる）の観点で違いが存在する。

図表 29 車椅子アラーム発出サービスの概要整理

業務・サービス名	車椅子アラーム発出サービス				
業務サービスの概要	貸出し車椅子に携帯端末を取り付け、搭乗時刻間近に旅客が搭乗口から離れている場合は端末からアラームを発出する。				
取扱うパーソナルデータの	データ種別	具体的なデータの内容	データ件数(想定)	取得方法	データ編集・加工
	位置情報	最後にデバイスが接続したアクセスポイントの位置	10件	iBeaconよりUUIDと紐付けて取得	—
	搭乗便名	お客様が搭乗する予定の飛行機の便名	10件	デバイスより入力	—
パーソナルデータの利用目的	車椅子に取り付けたアラーム発出の判断		パーソナルデータを提供する外部事業者	iBeaconデータの一次収集者は成田国際空港、参加者からのデータ収集を行う通信事業者はNTTBP、サービス提供者はJAL	

図表 30 車椅子アラーム発出サービスのデータフロー



図表 31 車椅子アラーム発出サービスのプライバシーリスクと対応方針

	プライバシーリスク	対応方針
データの収集・加工	✓ データを活用するサービスの内容が適切に伝わっているか（車椅子アラームの発出）	✓ ポータル画面にて位置情報と便名情報を用いて搭乗者の現在地を判別し、アラーム発出を行う旨について簡便かつ必要十分な説明を行う ✓ 利用規約にて適切な説明を行う
	✓ 取得するデータの項目や内容が適切に伝わっているか	✓ ポータル画面および利用規約にて、デバイスが最後に接続したiBeacon端末の情報、及び搭乗者自身が入力した便名を活用する旨を明記
	✓ データ取得の方法（特に位置情報の自動取得について）が明示されているか	✓ デバイスが最後に接続したiBeacon端末の情報を自動で取得する旨、それをUUIDを用いて判別する旨を利用規約にて説明する
	✓ 取得したデータの加工方法が明示されているか	✓ データは、本人と紐付かない状態である旨を利用規約にて明記
データの利用	✓ 取得するデータの利用目的（車椅子アラームの発出）が適切に伝わっているか	✓ ポータル画面にて位置情報と便名情報を用いて搭乗者の現在地を判別し、アラーム発出を行う旨について簡便かつ必要十分な説明を行う ✓ 利用規約にて適切な説明を行う
	✓ データの第三者提供の流れ（NTTBPが取得し、日本航空に提供する旨）が適切に伝わっているか	✓ ポータル画面にて、NTTBPが収集しJALに提供する旨を明記 ✓ 利用規約にて適切な説明を行う
	✓ 車椅子利用者という特定性の高い対象者のアラームが鳴ることへの抵抗はあるか	✓ ポータル画面にて、アラームが鳴ることを明示的に伝える
データの廃棄	✓ 次の車椅子利用者の情報と混ざらないための工夫はあるか	✓ データベース側で、搭乗便名によって搭乗者を切り分ける
	✓ オプトアウトの方法、あるいはそれに代わるような利用者保護の方法が明示されているか	✓ データは、本人と紐付かない状態である旨を利用規約にて明記
	✓ データ廃棄の方法（手段、サイクル等）は適切か、それが消費者に明示されているか	✓ データは、本人と紐付かない状態である旨を利用規約にて明記
全般	✓ 問合せ先は明示されているか	✓ ポータル画面及び利用規約にて、搭乗案内サービスの問合せ先を明記

②プライバシーリスク評価の方向性

本事業で実施したモデル実証において、上記で検討したプライバシーリスクへの対応方針を織り込んだ消費者への通知・同意（利用規約）を採用した位置情報サービスを提供し、実際にサービスを利用した実証参加者に対して、プライバシー観点での受容性調査を実施した。

調査結果の詳細は第3章で詳述するが、位置情報サービスへの利用意向は9割を超えるほど高く、利用規約も8割の参加者が理解可能であると回答している等、対応方針に大きな抜け漏れはなかったものと想定される。

一方で、アンケートからは下記の観点も得られている。

- 事前に伝えておいてほしい情報としては「位置情報の精度」「取得方法」「利用をやめる方法」「位置情報の保存期間」「問合せ先」と比較して「取得される位置情報の場所や時間の範囲」が最も高い。
- サービス改善の方向性として、「情報の提供先の自身による制御」「途中でのサービス利用停止を可能とすること」「情報を使用した後の迅速な削除・端末との紐付きの

解消」と比較して「取得する情報はサービス提供に必要最低限のものにとどめてほしい」が最も高い。

- 搭乗便名に加えて登録してもよい情報としては「氏名」「性別」「年代」は比較的許容度が高いが、サービス（声かけ）に直接的に必要性を感じにくい「電話番号」「メールアドレス番号」は許容度が低い。

いずれも今回作成した消費者への通知・同意（利用規約）では一定程度の対応を行っていたものの、「位置情報の場所や時間の範囲を明記する」「サービス提供の上で必要な範囲を超えた情報を収集しない」といった対応がプライバシーリスクへの対応の意味では重要であると考えられる。

3. 課題と今後の展開

3-1 業界団体ルールへの取込み

本事業では、電気通信事業者の位置情報等の取扱いに関するルールの一つとして、複数事業者間における位置情報の取引のための契約書サンプル及びその解説をとりまとめた。これらは、電気通信事業分野における業界団体に引き継がれ、位置情報を取り扱う際の規範として活用されていくことが期待される。

改正個人情報保護法は平成 29 年 5 月 30 日に全面施行され、これと同時期に、「電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン」も施行された¹²。電気通信事業分野における業界団体や認定個人情報保護団体は、本事業でとりまとめた内容を、今後の自主ルールや個人情報保護指針の改定時における参考資料とすることが期待されており、総務省においてもこれらの活動を支援する取り組みが求められる。

3-2 EU 等におけるデータの取扱いに係るルールのフォローアップ

本事業では、EU 等の議論を踏まえて、プローブリクエスト等のデータ利用について、本人の明確な同意を取得しない場合におけるルールの要素を整理した。これは、我が国における電気通信事業者によるプローブリクエスト等のデータ活用事例は少なく、ニーズが明確ではないため、ただちにルールを整備する必要性は見あたらないが、今後の検討に資するようとりまとめたものである¹³。

EU では、一般データ保護規則（GDPR : General Data Protection Regulation）の 2018 年 5 月 25 日の全面施行とあわせて、電気通信事業者におけるデータ保護のルール「e プライバシー規則（案）」の策定作業が進められており、Wi-Fi 等によるトラッキング等に関する規制の見直しが予定されている。

このため、今後、我が国において電気通信事業分野におけるプローブリクエスト等のデータ活用に係るニーズが明確となった場合を想定し、今後も継続的に EU 等の議論をフォローアップしていくことが必要と考えられる。

¹² 平成 29 年総務省告示第 152 号が該当。その後、平成 29 年総務省告示 297 号（2017 年 9 月 14 日）により一部が改定された。

¹³ 14 頁（プローブリクエストのデータの活用時に検討すべき要素の取りまとめ）参照

第3章 モデル実証

1. モデル実証の概要

1-1 実証の目的

電気通信事業者が取得した位置情報を別の事業者提供して、位置情報を利用したサービス提供を行うことに対する受容性及び提供にあたり消費者に通知すべき項目を検証する。

1-2 実証結果の総括

本実証では期間中、成田国際空港第2ターミナルにおいて日本航空の特定便に搭乗する消費者を対象にモデルケース（詳細は1-4 モデルケースの概要を参照）への参加を依頼した。

図表 32 参加フローのイメージ



モデルケースを対象とした受容性調査では、約9割の回答者が実際のサービス提供を望む結果が得られた（詳細は2.受容性調査を参照）。また、受容性がない場合も位置情報の活用に対する忌避が原因と思われる回答者は少数（全体の5%未満）であった。

なお、本実証の結果を受けて、委員及び実証参加事業者から以下の指摘・コメントを受けた。

（委員）

- ・ 消費者の受容性が高い結果となったことは喜ばしいことである。しかし、今回のモデル実証では専任のスタッフが対面でサービス内容等の説明を行っているが、そうした対応がない場合において、どう通知を工夫したらよいか検討の余地が残る。
- ・ 今回のモデル実証はサービスの内容・必要とされるデータともに明確であったため、消費者にも受け入れられやすく、かつ事業者にとっても有用な結果につながったと考える。サービスによっては必ずしもそうではないことを付言したい。

（日本航空株式会社）

- ・ 今回のモデル実証参加者の属性は、対象便における通常の当社顧客の属性と照らしても特に違和感はない。搭乗客のおよその位置を把握できる画面は現場スタッフに非常

に好評であった。また、搭乗時刻の何分前にどれくらいの人が搭乗口に到着しているのかといった分析は過去に行ったことはなく、動線分析の結果も有用であると認識している。

(成田国際空港株式会社)

- ・ 現在は「ファストトラベル」として旅客の待ち時間を減らす取り組みを実施しており、そのために定時運行性を重視している。今回のモデル実証で取り組んだ声かけサービスにより、搭乗者の検索時間が削減できれば、定時運行の更なる推進や空港全体のサービス向上につながれると思われる。

(エヌ・ティ・ティ・ブロードバンドプラットフォーム株式会社)

- ・ 今回は日本人向けのサービスという形でモデル実証を行ったが、たとえば 2020 年に向けて訪日外国人向けのサービスとして展開するなど、発展可能性があるものと認識している。

1-3 実証期間

2018年1月24日(水)～2月2日(金)(計10日間)における17:00～21:00の時間帯

1-4 モデルケースの内容

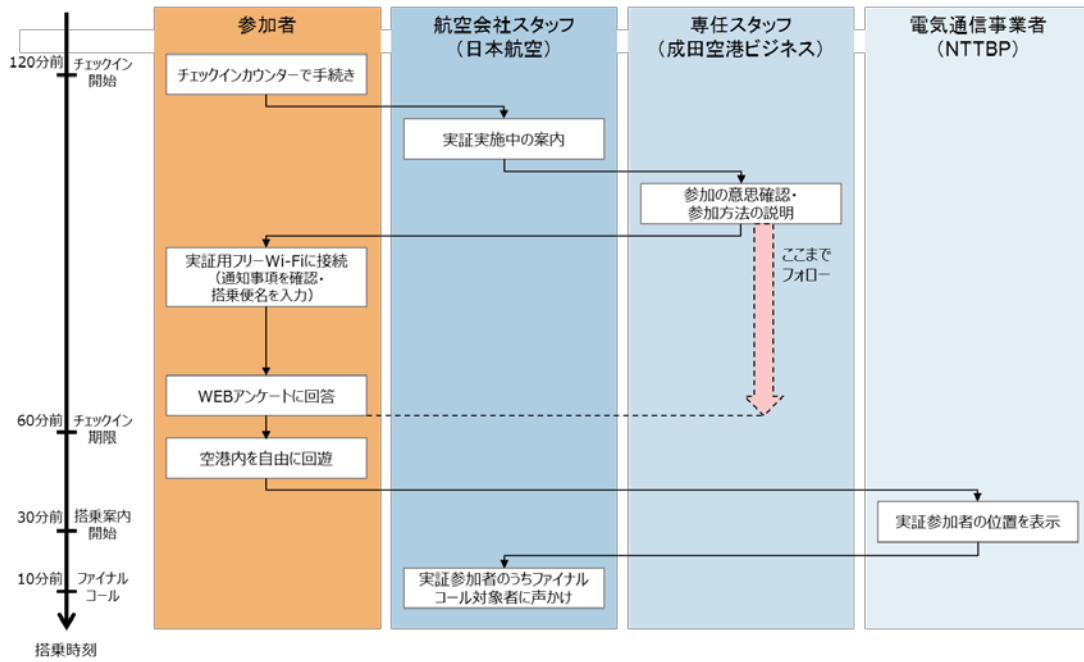
実証期間中、成田国際空港第2ターミナルにおいて日本航空の特定便に搭乗する消費者を対象にモデルケース(各ケースの内容は図表33の通り)への参加を依頼した。参加者は実証用のフリーWi-Fiネットワークに初回接続する際(ケース2の場合は空港での貸出し車椅子を利用開始する際)に搭乗便名を登録する。電気通信事業者は登録された搭乗便名と端末から取得される位置情報とを紐付け、航空会社に提供する。情報の提供を受けた航空会社のスタッフは参加者のおよその位置を把握し、参加者が搭乗時刻間近に搭乗口付近にいない場合は、搭乗の案内をする際の参考として情報を利用する(ケース2の場合は航空会社のスタッフによる案内に加えて、貸出し車椅子に取り付けられた端末からもアラームが発出される)。なお、取得した位置情報を分析することで、今後のスタッフの配置検討を行う。関係する主体別に記載した各ケースのフローは図表34、図表35の通り。

図表 33 モデルケース

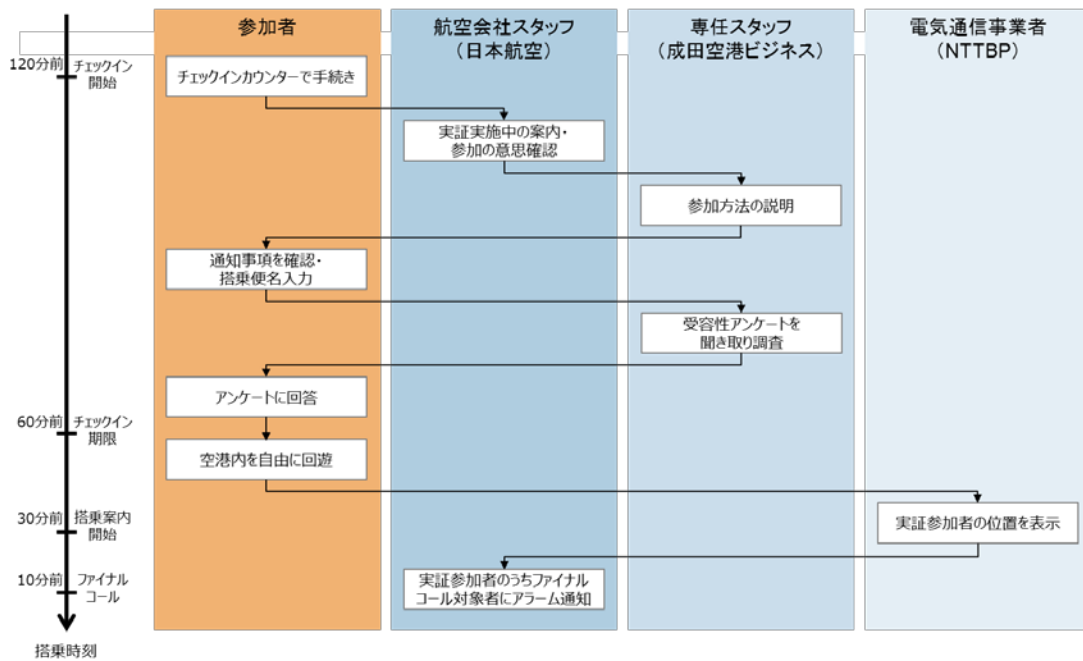
ケース名		日本航空が提供するサービスの概要	対象者 (=参加者)	参加者数 ※
1	スタッフによる声かけ	搭乗時刻間近に搭乗口付近にいない旅客の現在位置を把握し、地上スタッフによるスムーズな搭乗案内を行う。	フリーWi-Fi サービス利用者	1,004 名
2	車椅子アラーム	貸出し車椅子に携帯端末を取り付け、搭乗時刻間近に旅客が搭乗口から離れている場合は端末からアラームを発出する。	貸出し車椅子利用者	6 名
3	動線分析	行き先別に旅客が空港内をどう流動・滞留しているか分析し、案内を行う地上スタッフの配置に活かす。	フリーWi-Fi サービス利用者 貸出し車椅子利用者	1,010 名

※ 実証参加の勧誘を行った協力会社（株式会社成田空港ビジネス）によるカウント数

図表 34 実証参加フロー（ケース 1）



図表 35 実証参加フロー（ケース 2）



■参加者

実証期間中に以下の日本航空国際線（計7便）を利用した一般消費者

◀ 対象便（カッコ内は実証期間中の搭乗予定時刻） ▶

- JL0879 上海（19:25）
- JL0771 シドニー（19:25）
- JL0786 ホノルル（20:00）
- JL0780 ホノルル（20:45）
- JL0784 ホノルル（21:15）
- JL0770 カイルア・コナ（21:25）
- JL0782 ホノルル（22:00）

※ スマートフォンの所有者又は貸出し車椅子利用者に限る

※ 受容性を確認するアンケート調査に回答可能な日本語を常用する者に限る

なお、所有するスマートフォンの設定等により、実証用 Wi-Fi ネットワークに接続できなかった利用者についても受容性アンケートへの回答を依頼した。

■消費者への見え方

下図の説明資料①～③を用いて日本航空スタッフ及び成田空港ビジネススタッフが参加者の勧誘を行った。

図表 36 参加者への説明資料

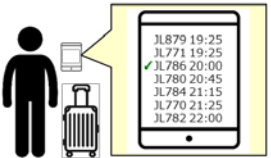
資料①（実証用フリーWi-Fi利用者向け）

実証実験のご案内

空港内の無料インターネットサービス(Wi-Fi)に接続いただくことで、航空会社のスタッフがエリアごとにお客さまの所在を確認し、搭乗のご案内をします。

Step1 搭乗便名を登録


実証実験用フリーWi-Fiサービスの利用開始時に「搭乗便名」を登録いただきます



あなた

Step2 インターネットを利用

搭乗まで自由にインターネットサービスのご利用が可能です

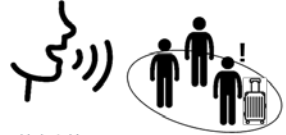


あなた インターネット

Step3 搭乗のご案内

搭乗時刻が近づいた際、搭乗ゲート付近にいらっしゃらない場合は、エリアごとにお客さまの所在を確認し、航空会社のスタッフが搭乗のご案内をします

※ お客さまの搭乗を保証するものではありません



航空会社スタッフ あなた

※ 本実証実験は総務省より麻野村総合研究所が受託し、日本航空、成田国際空港、NTTBの協力の下、実施するものです。実証にかかるお問合せは、ldprv@nri.co.jpまでご連絡ください。実証実験に参加いただかなくても、NTTBが提供する「NARITAフリーWi-Fi」で無料インターネットサービスをご利用できます。

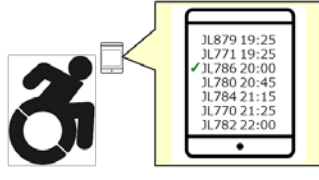
資料②（貸出し車椅子利用者向け）

実証実験のご案内

車椅子に取り付けられた小型タブレットの内蔵アプリに搭乗便名を登録いただくことで、航空会社がお客さまの凡その所在を確認し、アプリを通じて搭乗のご案内をします。

Step1 搭乗便名を登録


車椅子の利用開始時に「搭乗便名」を登録いただきます



あなた

Step2 搭乗のご案内


搭乗時刻が近づいた際、**搭乗ゲート付近にいらっしゃらない場合は**、車椅子に取り付けられたタブレット内蔵のアプリを通じて搭乗のご案内をします



あなた

また、搭乗時刻が近づいた際、**搭乗ゲート付近にいらっしゃらない場合は**、エリアごとにお客さまの所在を確認し、航空会社のスタッフが搭乗のご案内をします

※ お客さまの搭乗を保证するものではありません



航空会社
スタッフ
あなた

※ 本実証実験は総務省より柳野村総合研究所が受託し、日本航空、成田国際空港、NTTBPの協力の下、実施するものです。実証にかかるお問合せは、ldprv@nri.co.jpまでご連絡ください。

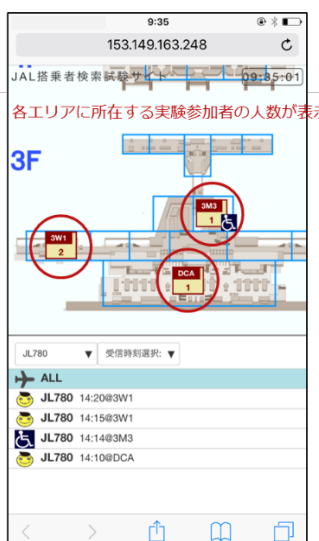
資料③（共通）

実証実験のご案内

航空会社スタッフによる位置把握 画面イメージ


航空会社スタッフによる位置把握画面イメージ

➢ 空港内をエリア単位に分割し、各エリアに所在する実験参加者の人数を航空会社のスタッフは把握します。



各エリアに所在する実験参加者の人数が表示される

空港内のエリア分割イメージ



■スマートフォン／貸出し車椅子取り付け端末の画面遷移

実証用 Wi-Fi ネットワークに初回接続する際の、画面遷移は図表 37～図表 39 の通り。

図表 37 スマートフォンの画面遷移



図表 38 スマートフォンの画面遷移

実証用フリーWi-Fi接続WEB
ポータル画面

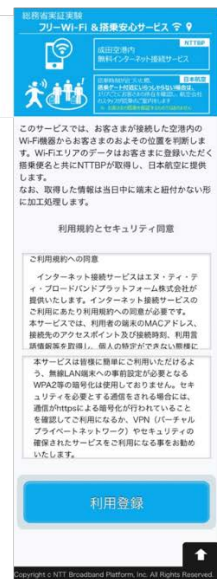


このサービスでは、お客さまが接続した空港内のWi-Fi機器からお客さまのおよその位置を判断します。Wi-Fiエリアのデータはお客さまに登録いただく搭乗便名と共にNTTBPが取得し、日本航空に提供します。なお、取得した情報は当日中に端末と紐付かない形に加工処理します。

利用規約とセキュリティ同意

利用登録

画面確定



図表 39 スマートフォンの画面遷移

実証用フリーWi-Fi接続WEB
便名登録画面

画面確定

搭乗便名を選択してください。

登録した搭乗便名は、利用者の位置情報とともに日本航空に通知され、円滑な搭乗業務のために利用されます。

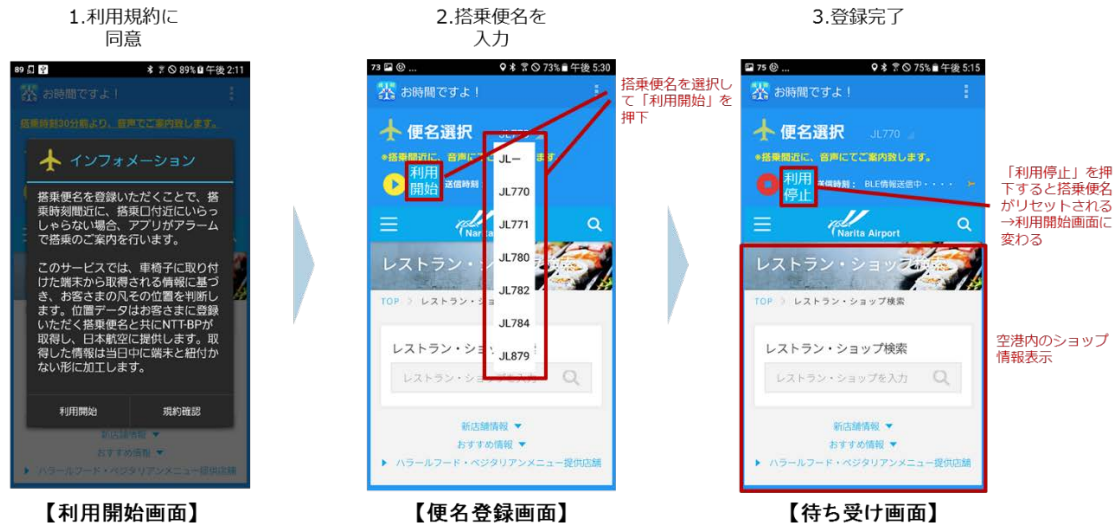
搭乗便名を選択してください

送信



貸出し車椅子に取り付けられた端末のアプリ起動時の画面遷移は図表 40 の通り。

図表 40 車椅子アプリの画面遷移



■ 位置情報の利用にあたり消費者に通知・同意取得すべき内容と本実証との対応

電気通信役務の提供を行う中で取得された位置情報を別の事業者が利用するにあたり、消費者に通知・同意取得すべき内容として下記 9 項目（図表 41）を整理したが、各項目と実証用 Wi-Fi ネットワークに初回接続する際に表示されるポータル画面とは図表 42 の通

り対応する。

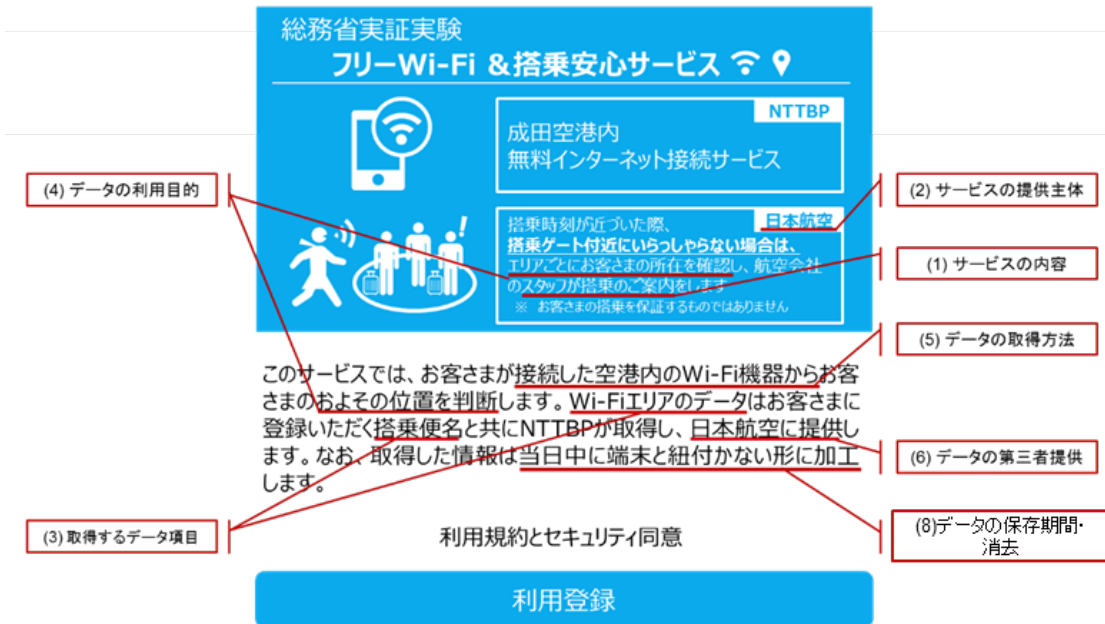
図表 41 消費者に通知・同意取得すべき内容（案）

通知する項目	内容
(1) サービスの内容	<ul style="list-style-type: none">提供するサービスの概要を示すこと。
(2) サービスの提供主体	<ul style="list-style-type: none">サービスの提供主体を示すこと。提供主体が複数になる場合は、それを明示すること。
(3) 取得するデータ項目	<ul style="list-style-type: none">取得するデータ項目・内容を列挙すること。
(4) データの利用目的	<ul style="list-style-type: none">取得したデータの利用目的を具体的に示すこと。利用目的が異なる場合は、それを分けて明示すること。
(5) データの取得方法	<ul style="list-style-type: none">端末が通信して取得するものか、サービス利用者の入力によるものか等を示すこと。
(6) データの第三者提供	<ul style="list-style-type: none">取得したデータの提供先を示すこと。提供先を個別に特定することが望ましいが、範囲を特定して示すこともできる。
(7) 利用者関与 (取扱いの停止等)	<ul style="list-style-type: none">取扱いの停止の方法を示すこと。有効な取扱いの停止手段を提供することが困難な場合は、適切なプライバシー保護措置が執られていることを示すこと。
(8) データの 保存期間・消去	<ul style="list-style-type: none">データの保存期間・消去の予定について示すこと。
(9) 対応窓口	<ul style="list-style-type: none">問合せ窓口の連絡先（電話番号、メールアドレス等）を明示すること。

図表 42 消費者に通知・同意取得すべき 9 項目とポータル画面の対応

実証用フリーWi-Fi接続WEB

ポータル画面(通知項目との対応)



なお、(7)利用者関与、(9)対応窓口については詳細な利用規約（図表 43 架線箇所）において提示を行った。

図表 43 実証実験の利用規約（抜粋）

ご利用規約への同意

本実証実験は総務省から株式会社野村総合研究所が受託し、日本航空株式会社、成田国際空港株式会社及びエヌ・ティ・ティ・ブロードバンドプラットフォーム株式会社の協力の下、実施するものです。

インターネット接続サービスはエヌ・ティ・ティ・ブロードバンドプラットフォーム株式会社が提供します。本サービスのご利用にあたりこの利用規約への同意が必要です。

本サービスでは、インターネット接続サービスに加えて、成田国際空港構内でのお客様の位置情報を把握し、円滑なご搭乗のご案内をいたします。本サービスの提供にあたっては、お客様の端末のMACアドレス、接続先のアクセスポイント、接続時刻及びお客様の搭乗便名をエヌ・ティ・ティ・ブロードバンドプラットフォーム株式会社が取得し、日本航空株式会社に提供します。本サービスの内容の詳細については、「実証実験のご案内」をご確認ください。

本サービスを不法・迷惑行為目的でご利用頂く事は固くお断りいたします。また、「不正アクセス行為等の禁止に関する法律（平成 11 年 8 月 13 日法律第 128 号）」を遵守して頂きます様お願い申し上げます。

第 1 条～第 9 条 （略）

（位置情報等の取得・提供等）

第 10 条 当社は、本サービスの提供にあたり、契約者の端末の MAC アドレス、接続先のアクセスポイント及び接続時刻を、電気通信役務の提供を目的に取得・利用します。

2. 当社は、第 1 項に基づき取得した情報及び本サービス利用開始時に契約者が登録した搭乗便名を、当日のうちに、日本航空株式会社に提供します。日本航空株式会社は、当社から提供された情報を、円滑な搭乗案内の遂行を目的として利用します。なお、当社が日本航空株式会社に提供する情報は成田国際空港構内に設置されたアクセスポイントから当社が取得する情報に限ります。

3. 当社が取得した情報は取得した当日中に、取得対象となったスマートフォン、タブレット等の携帯端末と紐付かない形に加工した後に分析に用います。当該情報は本実証事業終了時に廃棄します。

4. 契約者は、別途定める方法により第 2 項の取扱いの停止を当社に申出ることが出来ます。なお、当社が提供した情報に基づき日本航空株式会社が提供するサービス等に関しては日本航空株式会社にご連絡ください。

以下 （略）

※ エヌ・ティ・ティ・ブロードバンドプラットフォーム株式会社がフリーWi-Fi サービスを提供する際、使用している利用規約に、本実証実験の実施にあたり追記・修正を行った箇所のみを抜粋している。

■ 事務局実施案に対する委員からの指摘と対応結果

実証実験の実施にあたり協議会において委員から以下の指摘をいただき対応を図った。

委員指摘①：

電気通信役務の提供を受けるとともに、別の事業者から受ける位置情報を利用したサービスの内容について消費者の理解を助けるため、位置情報の利用にかかる通知事項とは別に、サービスの内容を示したウェブサイト・ポスター・パンフレット等の掲出が望まれる。

実証実験における対応：

本実証実験では資料①、②（図表 36）を用いて、位置情報を利用したサービスの内容を参加者に説明した。

委員指摘②：

消費者に通知すべき内容として（3）取得するデータ項目が挙げられるが、位置情報の場合は取得される精度によって消費者のプライバシー感度も変わると考えられるため、データ項目と併せて精度も事前に通知することが望まれる。

実証実験における対応結果：

航空会社スタッフ及び専任スタッフが実証参加の勧誘を行う際、資料③（図表 36）を用いて取得される位置情報の精度について事前に説明を行った。なお、受容性アンケート調査（問 9 位置情報の利活用にあたり事前に通知が必要な項目）においては約 2 割の回答者が「取得される位置情報の精度」について事前に通知してほしいと回答した。

2. 受容性調査

2-1 調査方法

実証実験に参加の意思表示を行った一般消費者に対し、所有するスマートフォンを用いて WEB アンケートに回答してもらった。なお、貸出し車椅子利用者及び所有するスマートフォンからアンケート回答画面に遷移できなかった回答者は、紙により回答してもらった。

2-2 調査項目

- 問 1 性別
- 問 2 年代
- 問 3 搭乗便
- 問 4 帯同者の状況
- 問 5 位置情報の提供に対する意向
- 問 6 実際にサービスインした場合の利用意向（スタッフによる声かけ）
- 問 7 利用意向なしの理由（スタッフによる声かけ）
- 問 8 通知表示の認識度合い
- 問 9 位置情報の利活用にあたり事前に通知が必要な項目
- 問 10 データの取り扱いに対する意向
- 問 11 付加情報の登録意向
- 問 12 実際にサービスインした場合の受容性（動線分析）
- 問 13 受容性なしの理由（動線分析）

2-3 調査結果サマリ

実証の目的に対し、以下の反応を得た。

調査目的 1. 電気通信事業者が取得した位置情報を別の事業者に提供して、位置情報を利用したサービス提供を行うことの受容性

《調査結果》

約 9 割の回答者が実際のサービスとして利用したいと回答した。

車椅子利用者については参加者 6 名中 5 名が、航空会社のアテンドを伴わない形で移動しており、「このようなサービスがあると安心」との声があった。

受容性がない場合も位置情報の活用に対する忌避が原因と思われる回答者は少数（全体の 5%未満）である。

調査目的 2. 上記のサービスを提供するにあたって消費者に通知すべき項目

《調査結果》

約 8 割の回答者が提示したポータル画面を通じて位置情報の活用を前提としたサービスであることを理解できたと回答した。

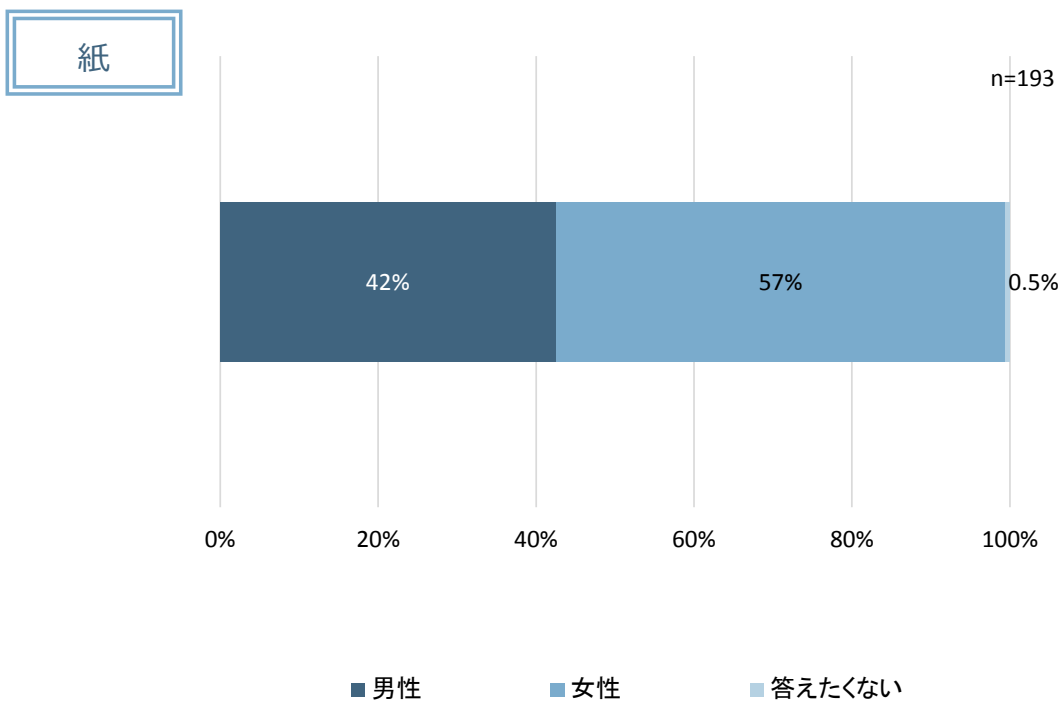
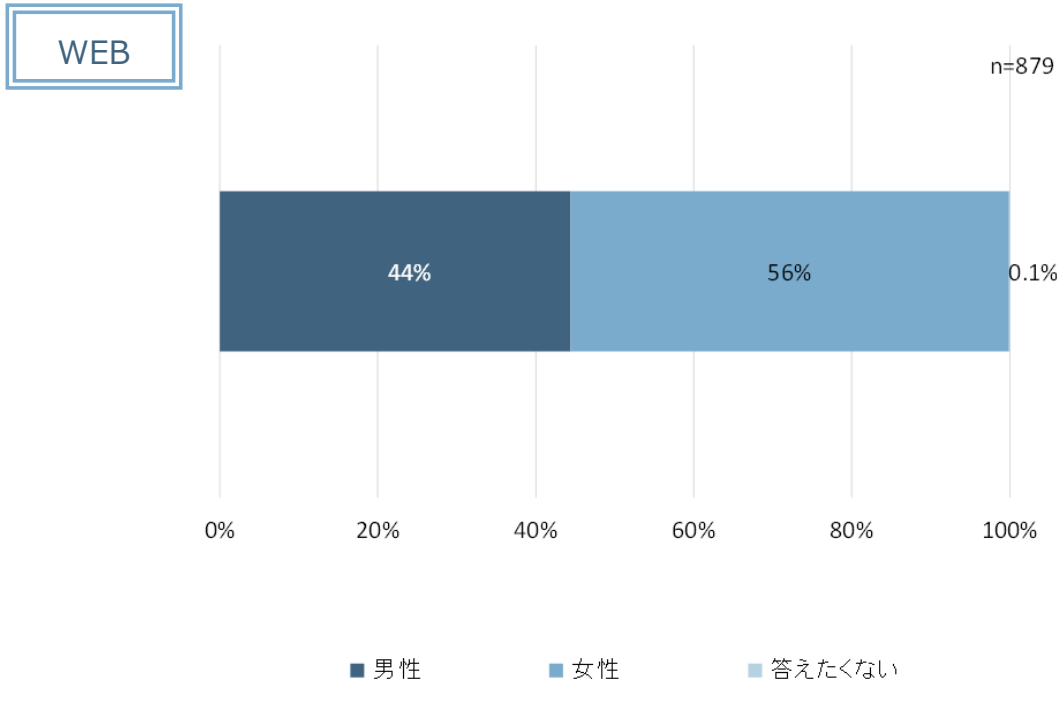
事前に特に通知してほしい事項として、「いつまで・どこまで」位置情報の取得がされるかが挙がる。

データを取得された後の本人によるコントロールよりも、取得時点での制限を求める意向の方が強い。

2-4 各設問の集計結果

問1. 性別

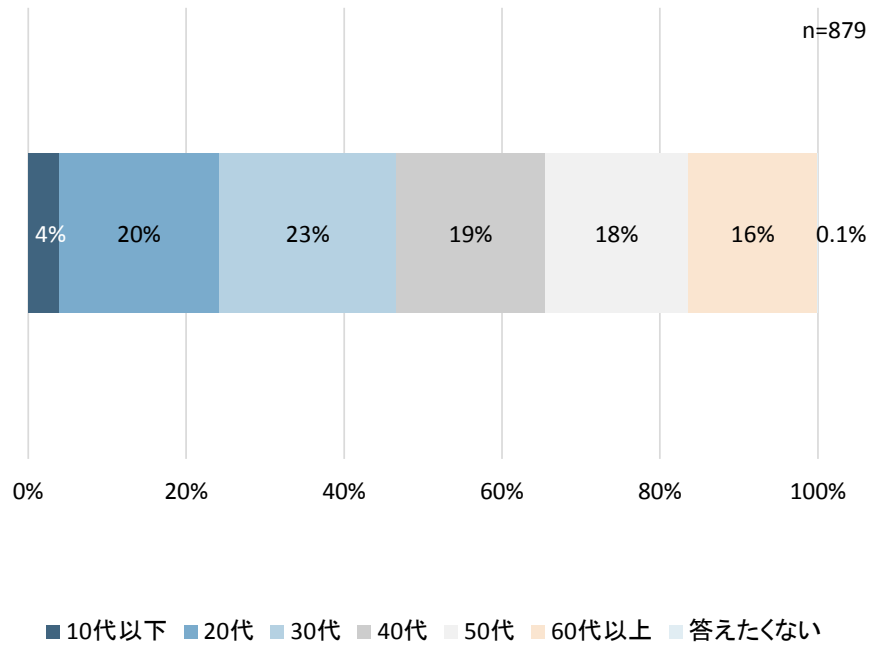
■ あなたの性別をお知らせください。(○はひとつだけ)



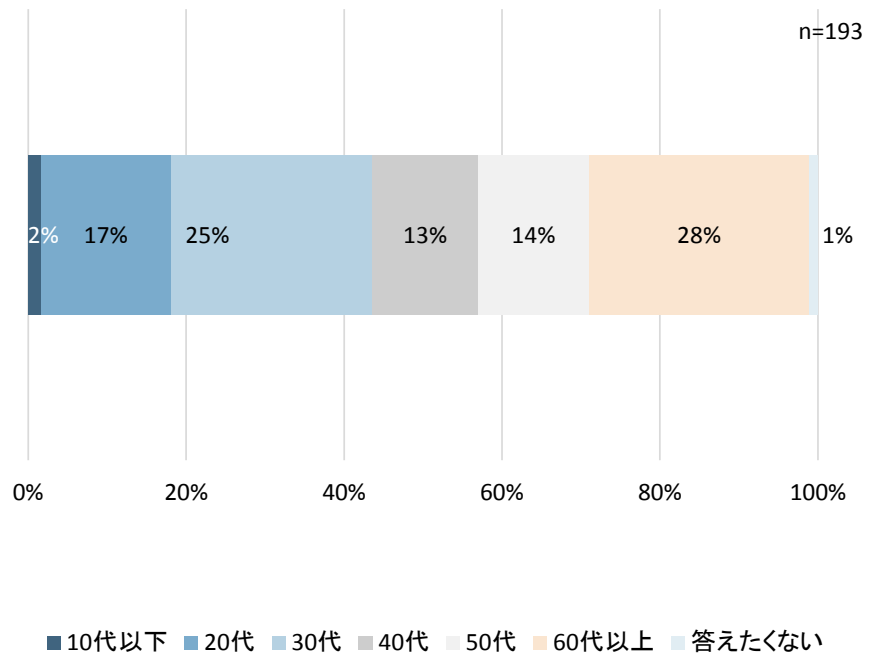
問2. 性別

■ あなたの年齢にあてはまるものをお知らせください（○はひとつだけ）。

WEB



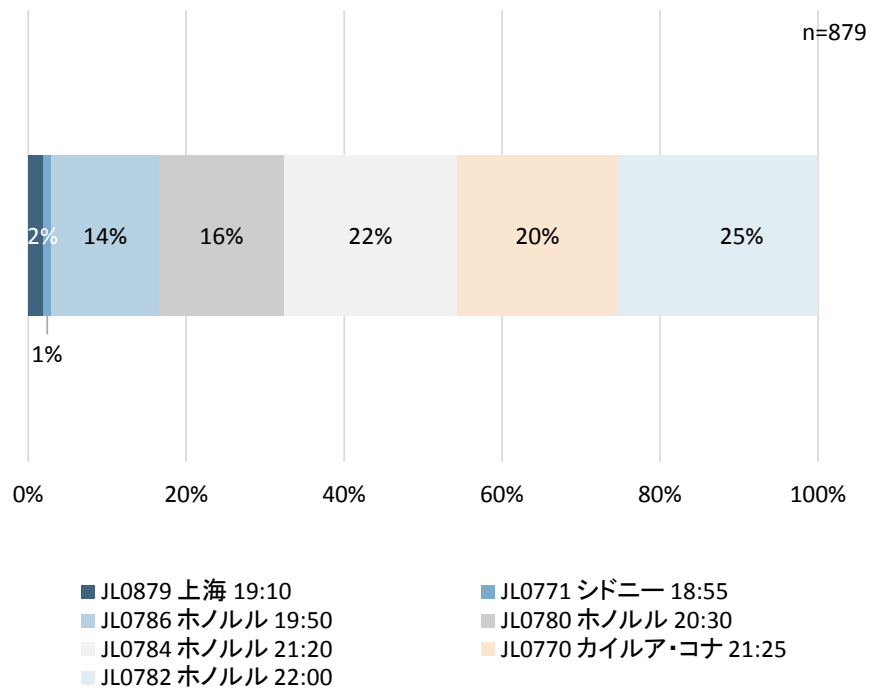
紙



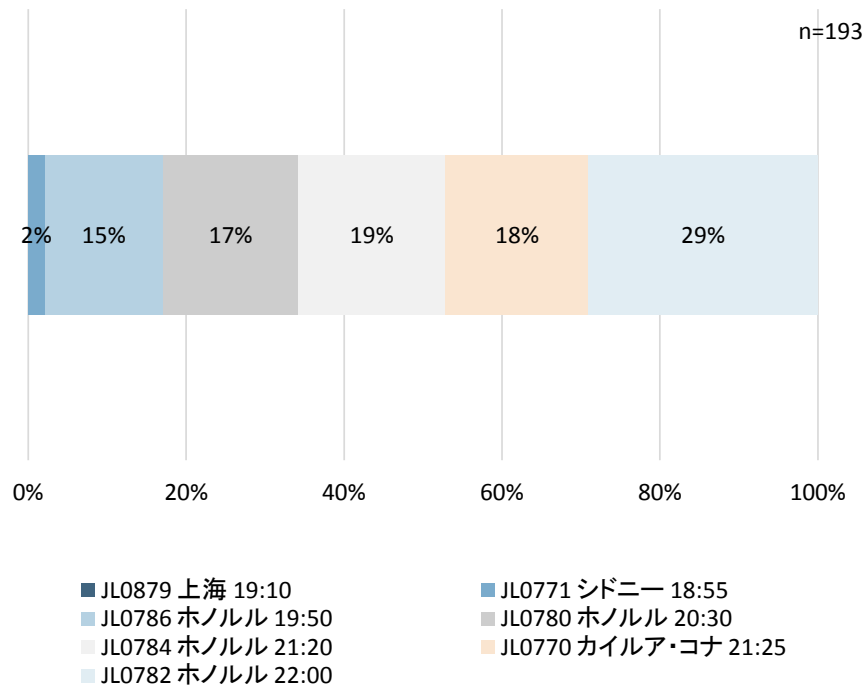
問3. 搭乗便

■ あなたが搭乗予定の便名をお知らせください（〇はひとつだけ）。

WEB



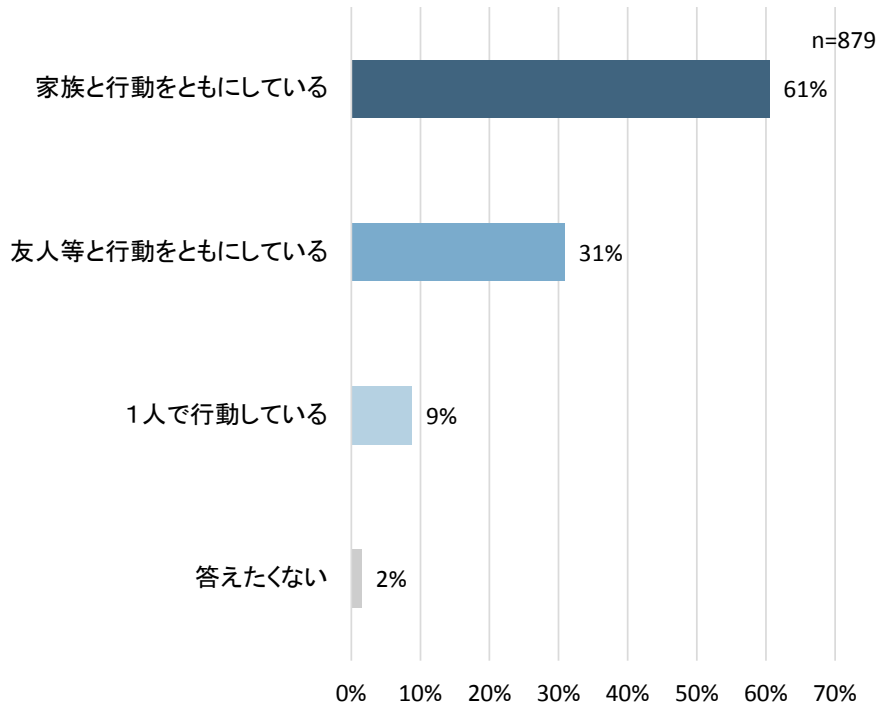
紙



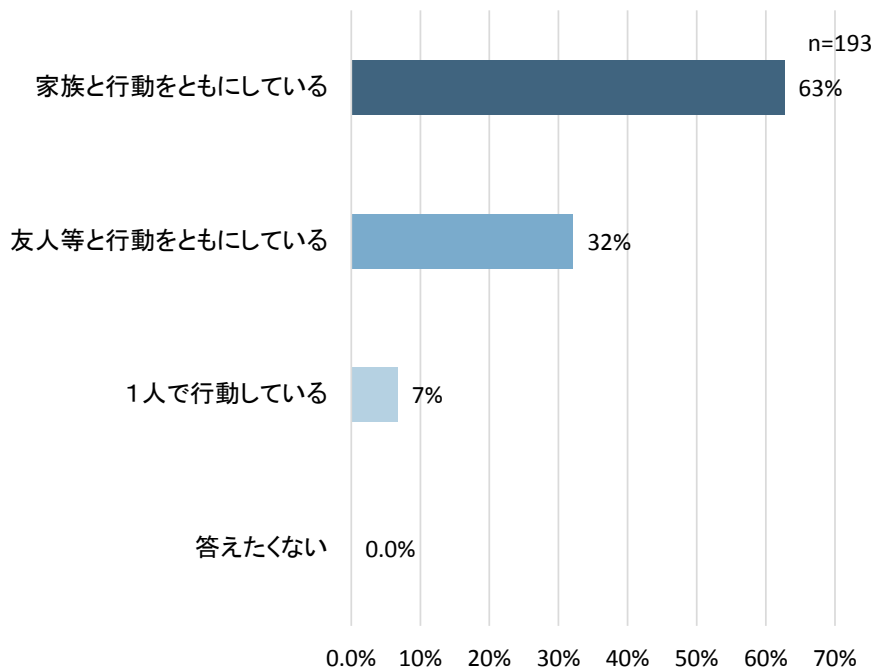
問4. 帯同者の状況

- 今回のフライトであなたと行動をともにする人はいますか。行動をともにする人がいる場合はその人との関係をお知らせください（〇はいくつでも）。

WEB



紙

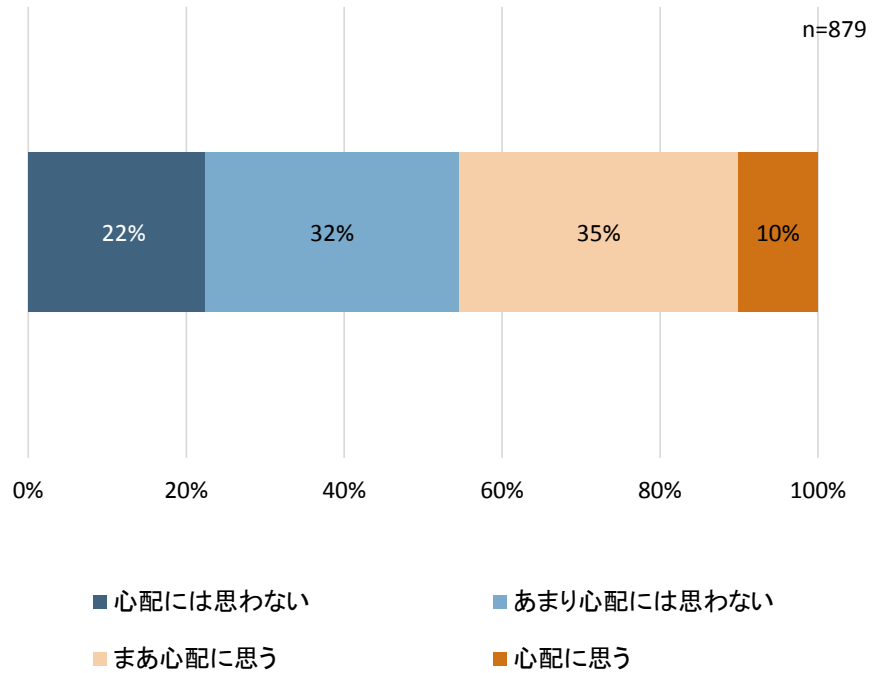


問5. 位置情報の提供に対する意向

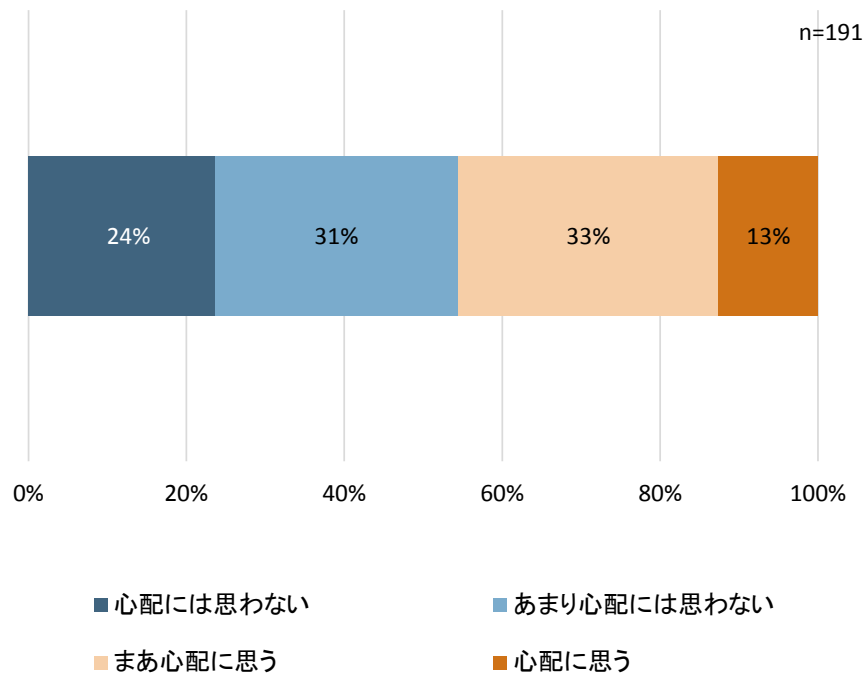
- あなたはお持ちのスマートフォンやタブレット端末を通じて、自分の位置情報が電気通信事業者に取得されることについて心配に思いますか。

自身の気持ちにもっともあてはまるものをお知らせください（○はひとつだけ）。

WEB



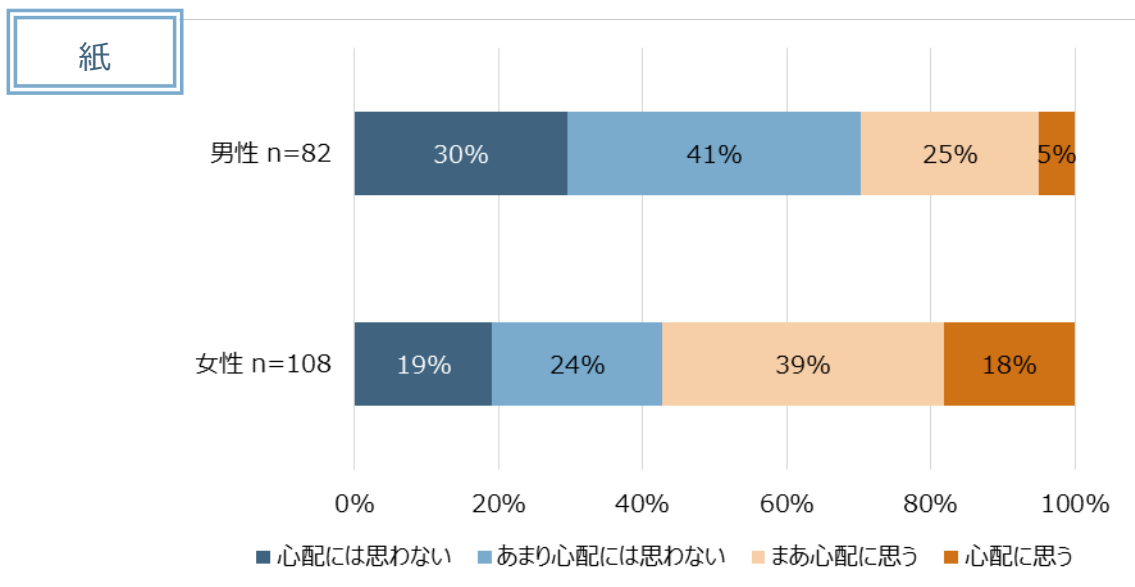
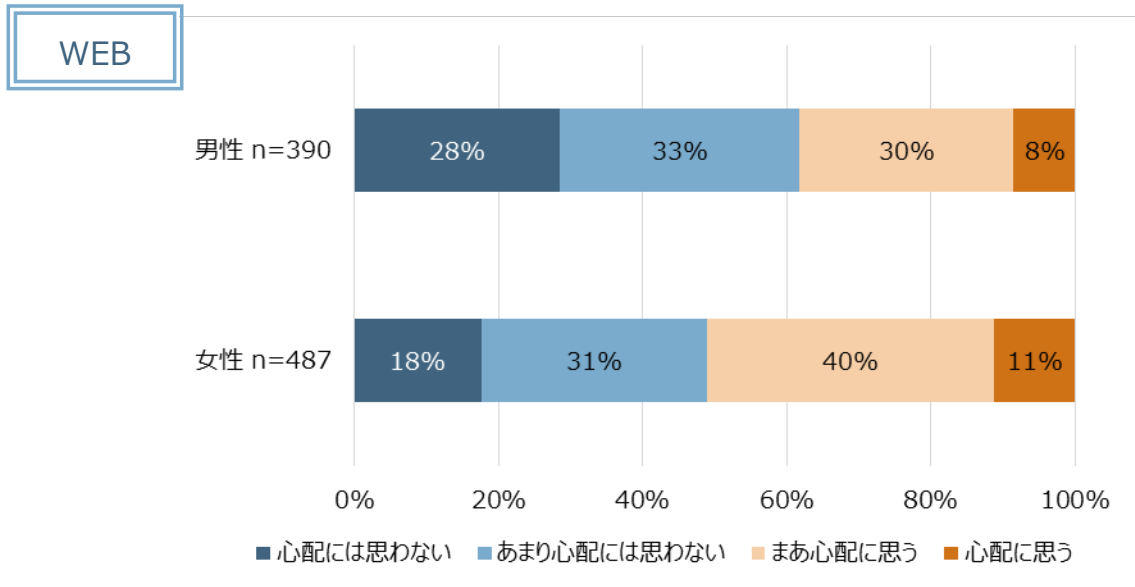
紙



参考：性別（問 1）×位置情報の提供に対する意向（問 5）

問 5. 位置情報の提供に対する意向

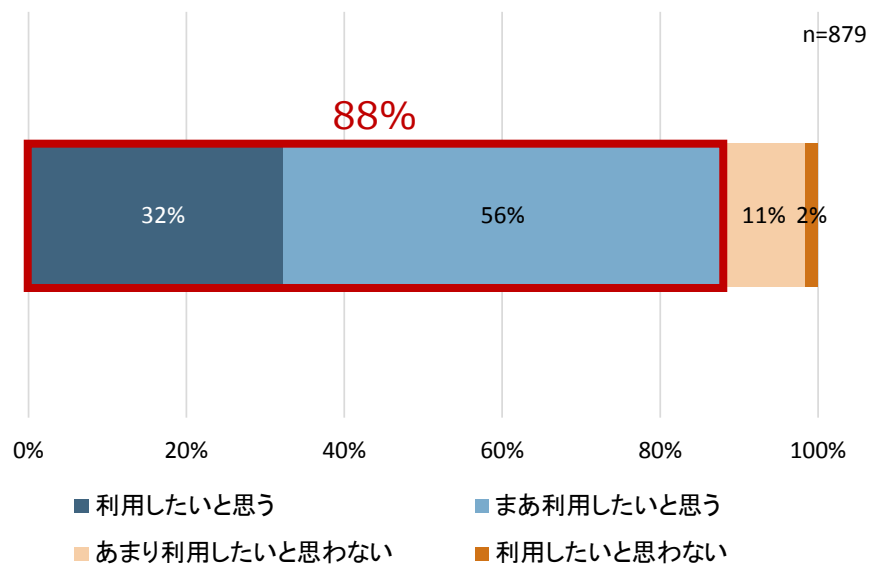
- あなたはお持ちのスマートフォンやタブレット端末を通じて、自分の位置情報が電気通信事業者に取得されることについて心配に思いますか。
自身の気持ちにもっともあてはまるものをお知らせください（○はひとつだけ）。



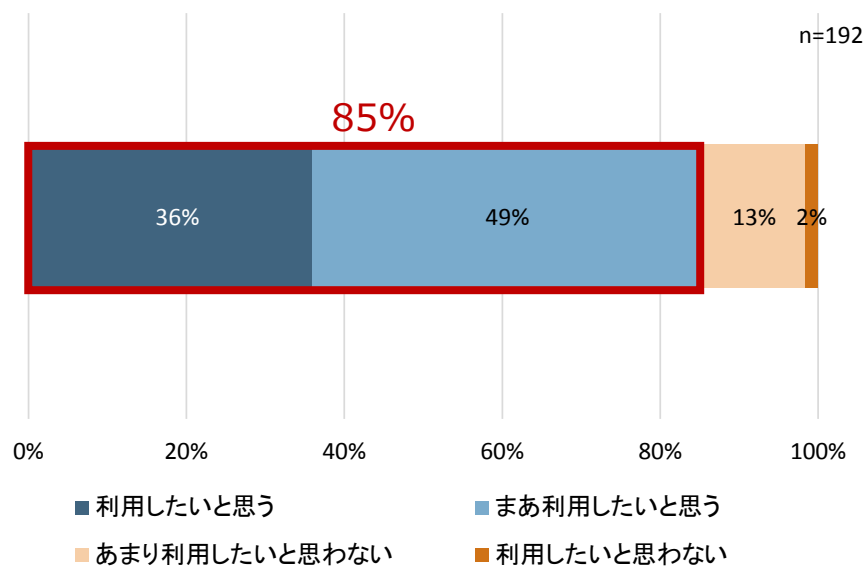
問6. 実際にサービスインした場合の利用意向（スタッフによる声かけ）

- 今回参加いただく実証実験では、フリーWi-Fi サービスを利用する際に搭乗便名を登録することで、航空会社のスタッフが各便に搭乗する人のおよその位置を把握し、搭乗時刻間近に万が一、搭乗口付近にいらっしゃらない場合は、お近くのスタッフが搭乗をご案内するサービスを提供します。
- 今後、同様のサービスが実際に提供されるとしたら、利用してみたいと思いますか（○はひとつだけ）。

WEB



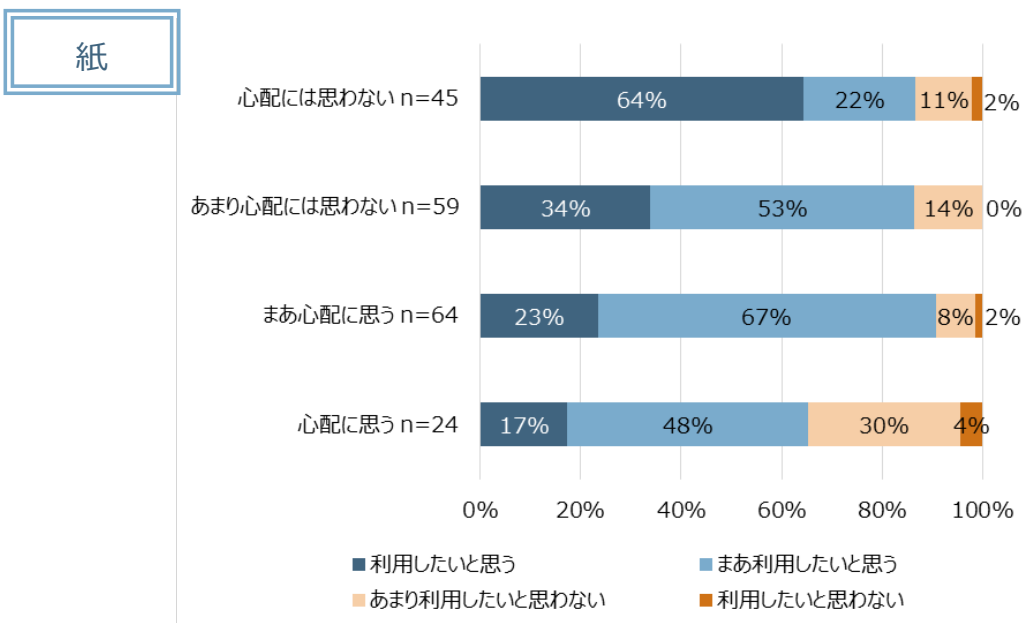
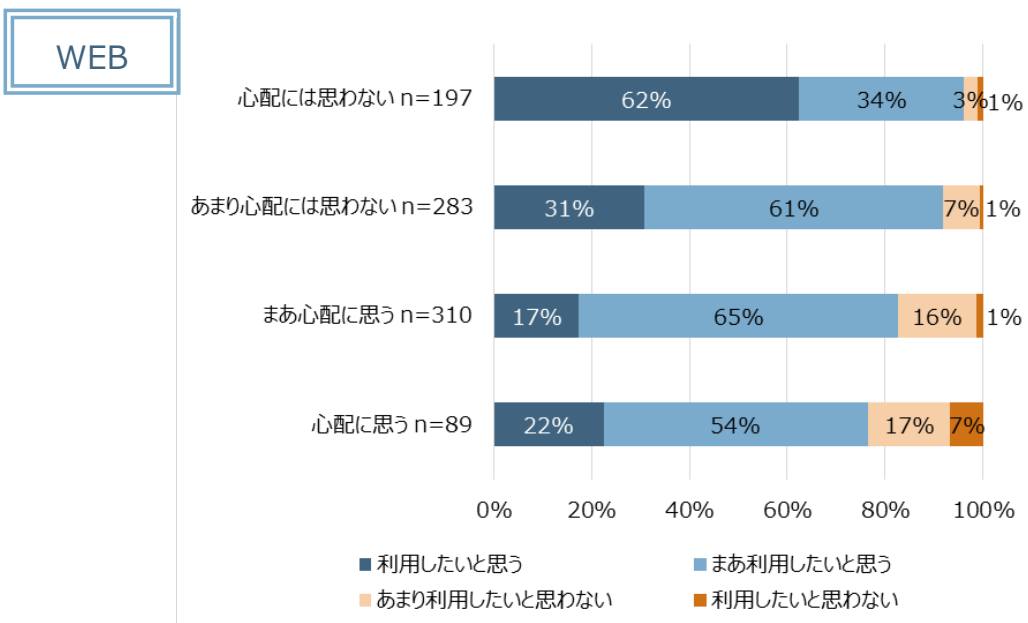
紙



参考：位置情報の提供に対する意向(問 5)×実際にサービスインした場合の利用意向(問 6)

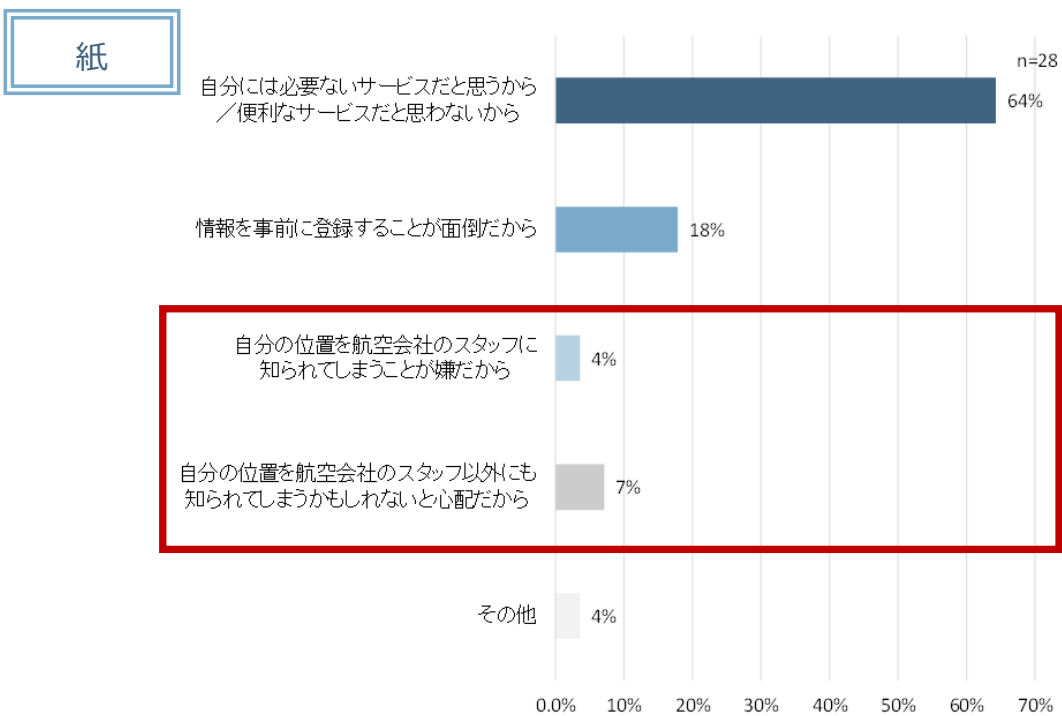
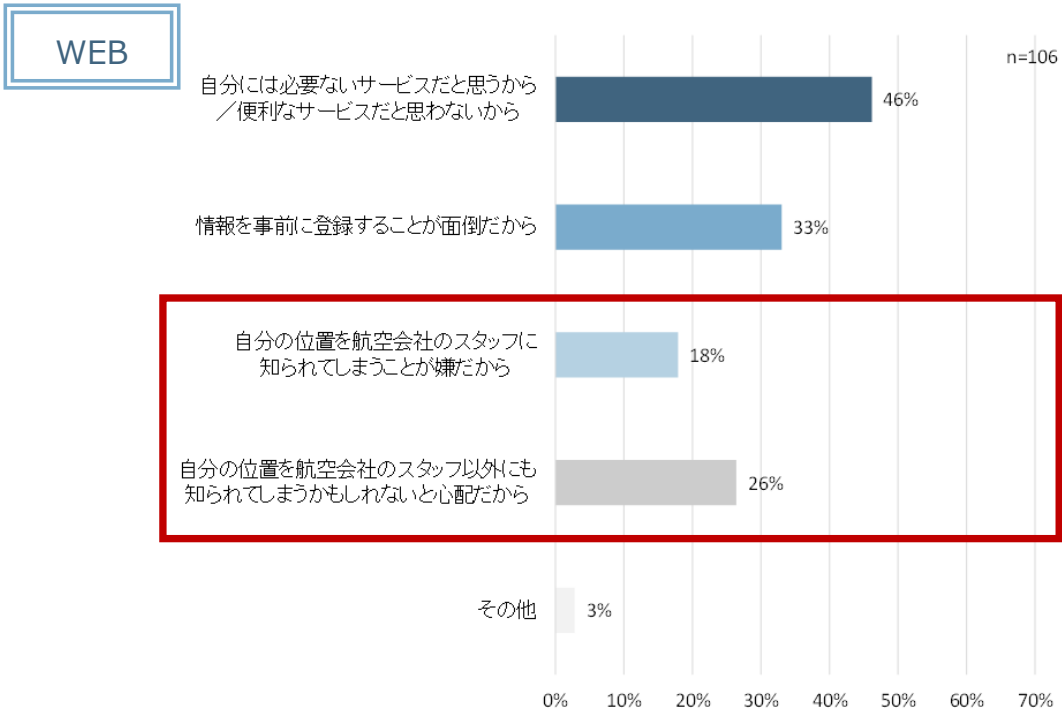
問 6. 実際にサービスインした場合の利用意向（スタッフによる声かけ）

- 今回参加いただく実証実験では、フリーWi-Fi サービスを利用する際に搭乗便名を登録することで、航空会社のスタッフが各便に搭乗する人のおよその位置を把握し、搭乗時刻間近に万が一、搭乗口付近にいらっしゃらない場合は、お近くのスタッフが搭乗をご案内するサービスを提供します。
- 今後、同様のサービスが実際に提供されるとしたら、利用してみたいと思いますか（○はひとつだけ）。



問7. 利用意向なしの理由

- 前問で 3,4 と回答された方にお伺いします。
- 利用したいと思わない理由として、あてはまるものを全てお知らせください（〇はいくつでも）。

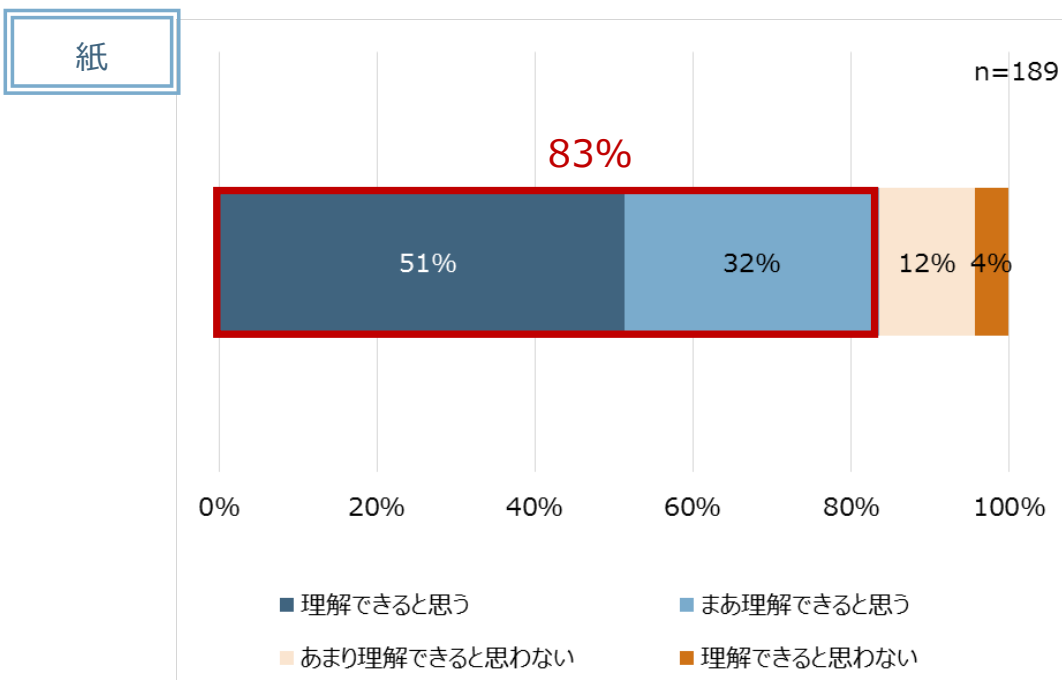
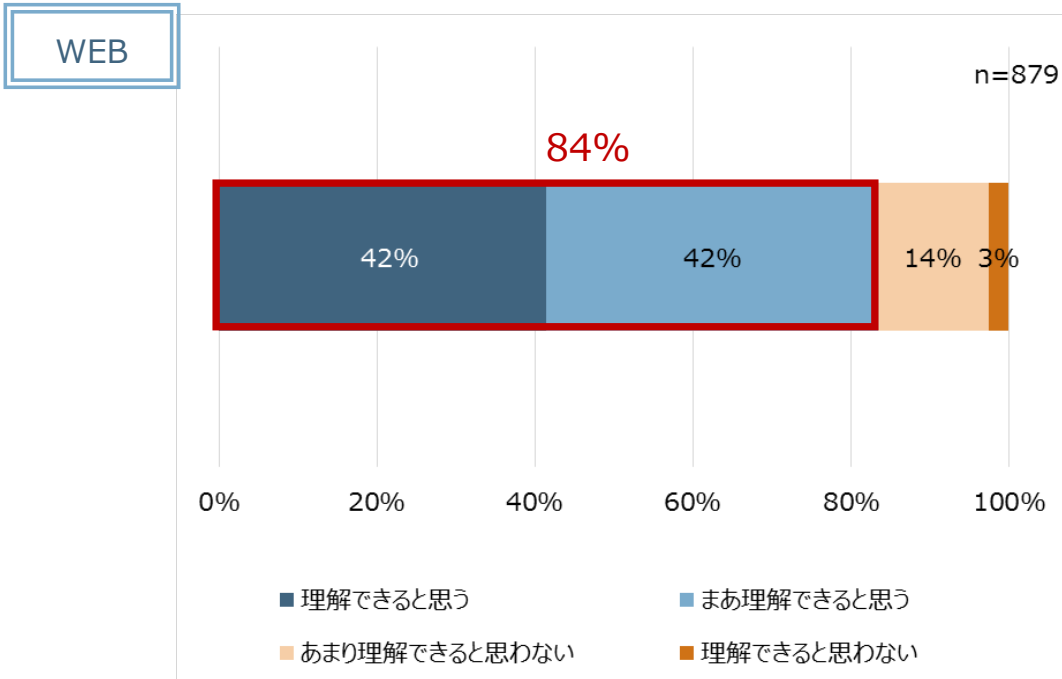


問8. 通知表示の認識度合い

■ このサービスは以下①・②を前提としています。今後図の表示だけでこのことを伝えようとした場合、あなたは理解できると思いますか（○はひとつだけ）。

①あなたが接続した空港内のWi-Fi機器からあなたの位置情報を取得する

②Wi-Fi会社が取得した位置情報を航空会社に提供する



参考：実証用フリーWi-Fi 接続 WEB ポータル画面

総務省実証実験
フリーWi-Fi & 搭乗安心サービス

 **成田空港内**
無料インターネット接続サービス **NTTBP**

 **日本航空**
搭乗時刻が近づいた際、
搭乗ゲート付近にいらっしゃらない場合は、
エリアごとにお客さまの所在を確認し、航空会社
のスタッフが搭乗のご案内をします
※ お客さまの搭乗を保証するものではありません

このサービスでは、お客さまが接続した空港内のWi-Fi機器からお客さまのおよその位置を判断します。Wi-Fiエリアのデータはお客さまに登録いただく搭乗便名と共にNTTBPが取得し、日本航空に提供します。なお、取得した情報は当日中に端末と紐付かない形に加工します。

利用規約とセキュリティ同意

利用登録

総務省実証実験
フリーWi-Fi & 搭乗安心サービス

成田空港内
無料インターネット接続サービス

搭乗時刻が近づいた際、
搭乗ゲート付近にいらっしゃらない場合は、
エリアごとにお客さまの所在を確認し、航空会社
のスタッフが搭乗のご案内をします
※ お客さまの搭乗を保証するものではありません

このサービスでは、お客さまが接続した空港内のWi-Fi機器からお客さまのおよその位置を判断します。Wi-Fiエリアのデータはお客さまに登録いただく搭乗便名と共にNTTBPが取得し、日本航空に提供します。なお、取得した情報は当日中に端末と紐付かない形に加工処理します。

利用規約とセキュリティ同意

ご利用規約への同意

インターネット接続サービスはエヌ・ティ・ティ・ブロードバンドプラットフォーム株式会社が提供いたします。インターネット接続サービスのご利用にあたり利用規約への同意が必要です。本サービスでは、利用者の端末のMACアドレス、接続先のアクセスポイント及び接続時刻、利用言語情報等を取得し、個人の特定ができない範囲に

本サービスは皆様に簡単にご利用いただけるよう、無線LAN端末への事前設定が必要となるWPA2等の暗号化は使用しておりません。セキュリティを必要とする通信をされる場合には、通信がhttpsによる暗号化が行われていることを確認してご利用になるか、VPN（バーチャルプライベートネットワーク）やセキュリティの確保されたサービスをご利用になる事をお勧めいたします。

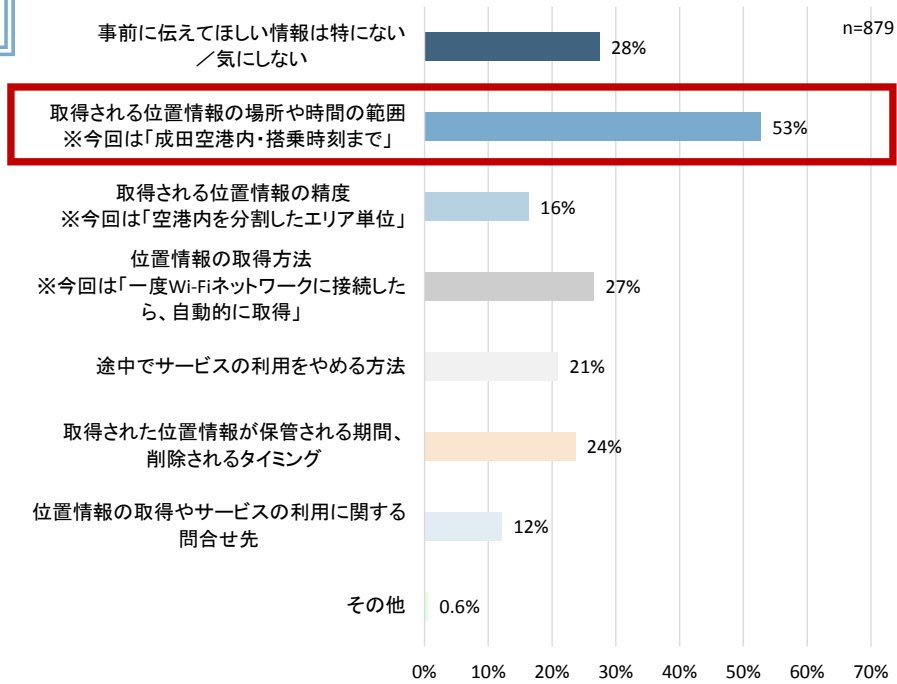
利用登録

Copyright © NTT Broadband Platform, Inc. All Rights Reserved.

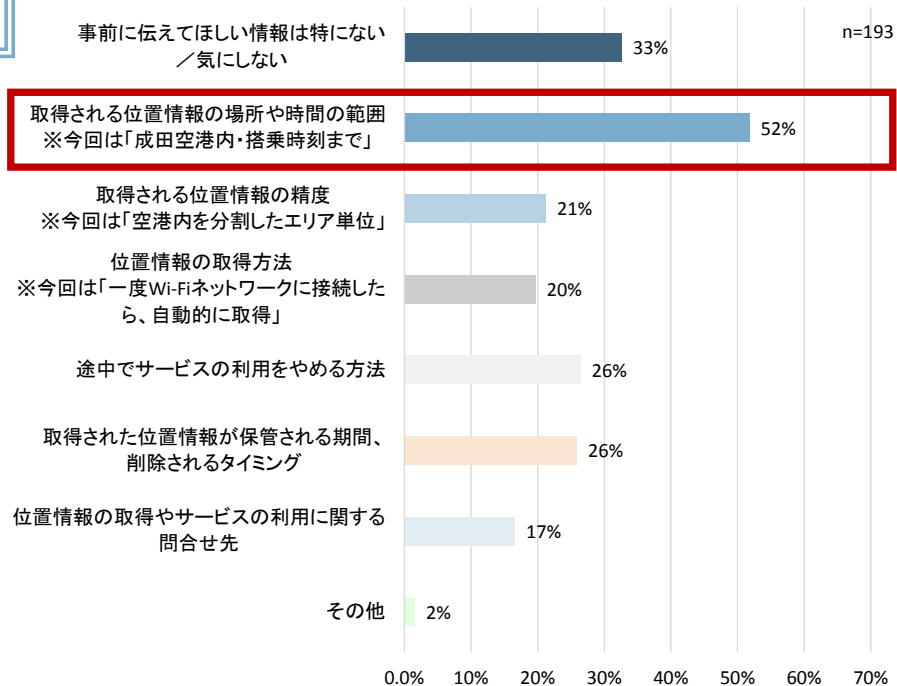
問9. 位置情報の利活用にあたり事前に通知が必要な項目

- 今後同様のサービスを利用する際に、事前に伝えておいてほしい情報としてあてはまるものを全てお知らせください（〇はいくつでも）。

WEB



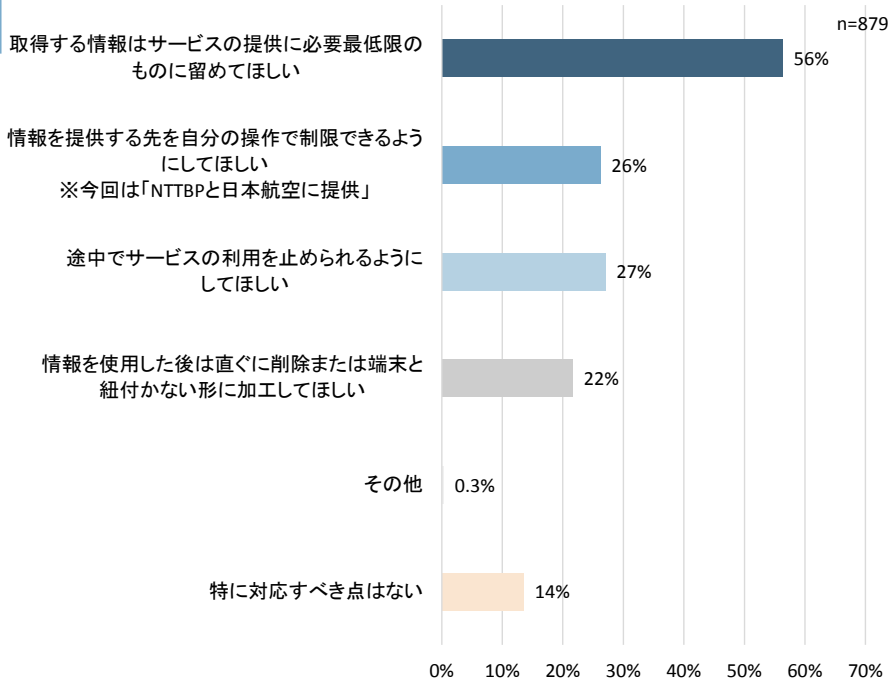
紙



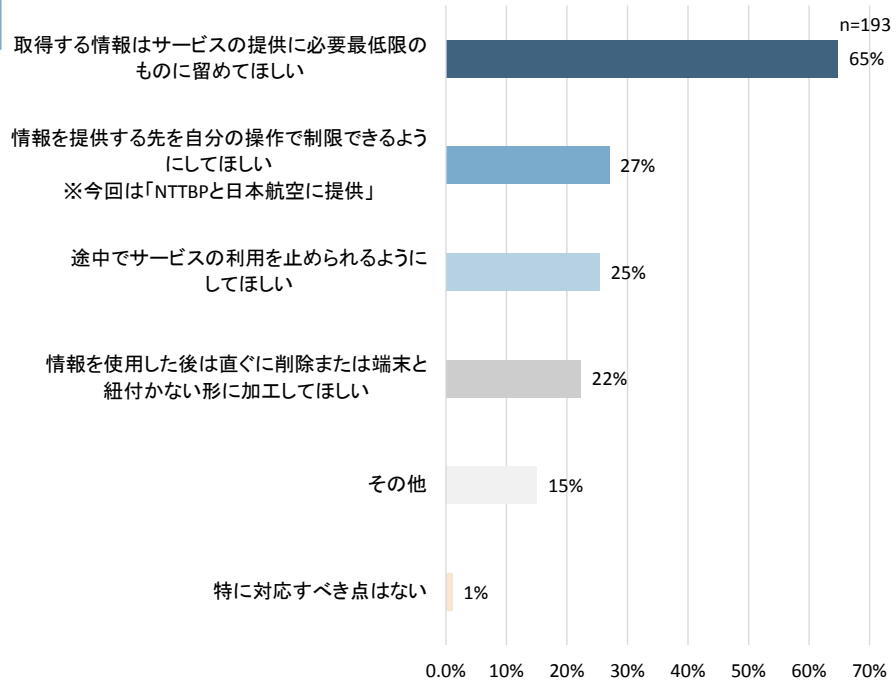
問10. データの取り扱いに対する意向

- 今後サービスを改善していく上で、対応すべき点としてあてはまるものを全てお知らせください（〇はいくつでも）。

WEB



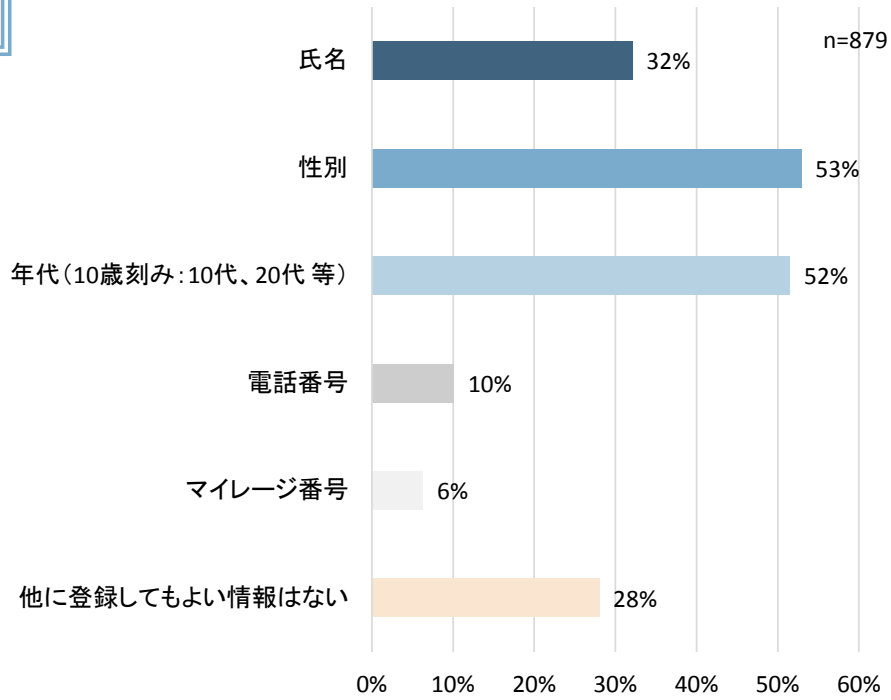
紙



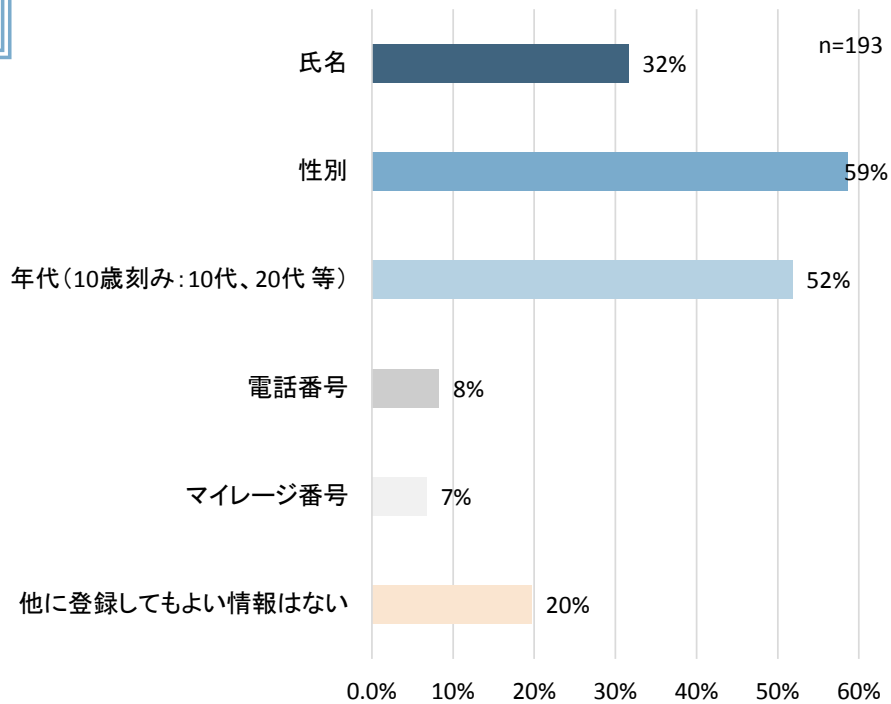
問11. 付加情報の登録意向

- 搭乗便名に加えて登録してもよい情報はありますか。あてはまるものを全てお知らせください（〇はいくつでも）。

WEB

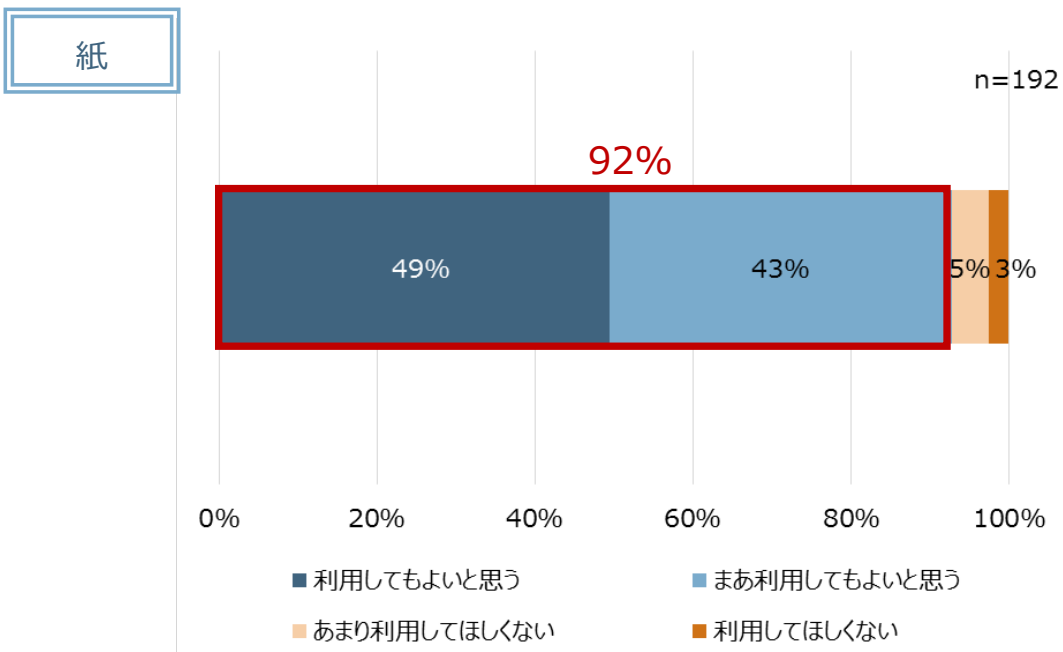
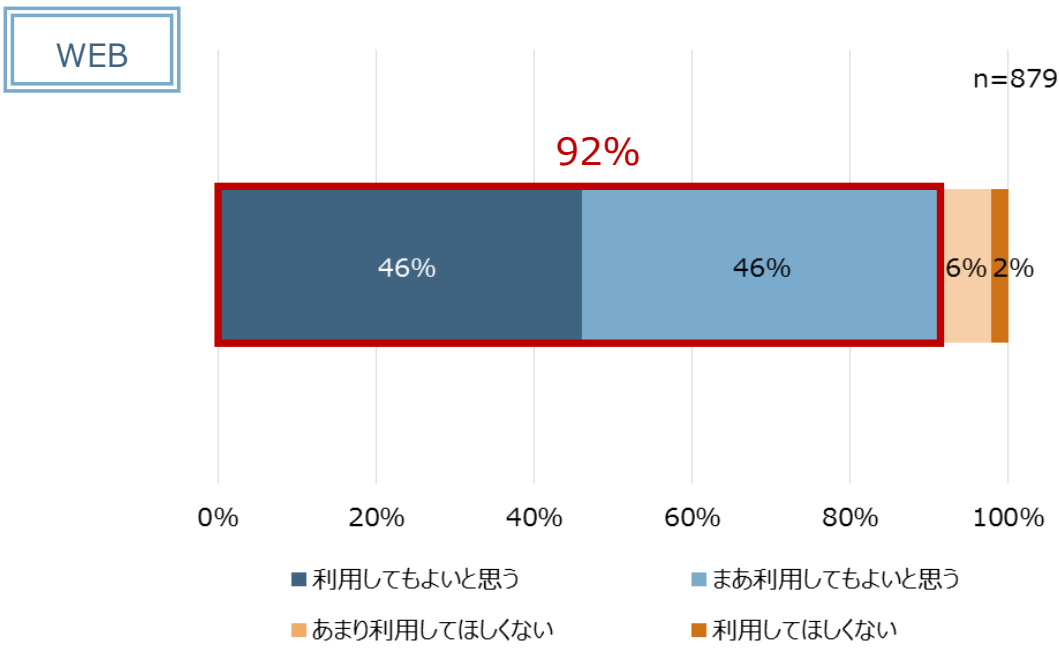


紙



問12. 実際にサービスインした場合の受容性（動線分析）

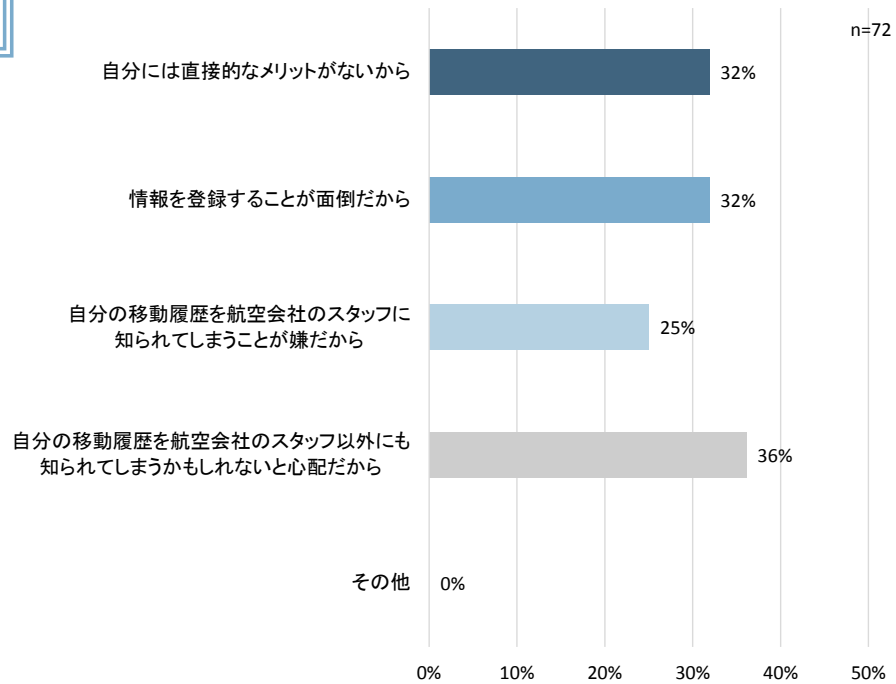
- サービスを通じて取得した位置情報は個人の端末と紐付かない形に加工して分析を行い、今後、空港内の案内表示や航空会社のスタッフの配置の最適化に活かすことを検討しています。
- 今後サービスを通じて取得した位置情報を空港内の案内表示や航空会社のスタッフの配置の最適化に利用してもよいと思いますか。自身の気持ちにもっともあてはまるものをお知らせください（○はひとつだけ）。



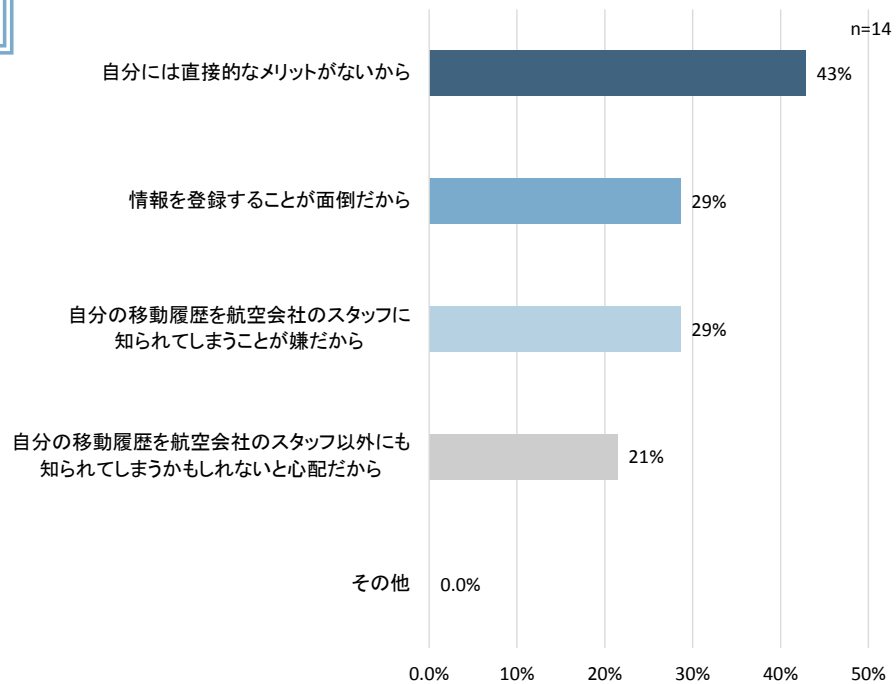
問13. 受容性なしの理由（動線分析）

- 前問で 3,4 と回答された方にお伺いします。
- 利用してほしくないと思う理由として、自身の気持ちにあてはまるものを全てお知らせください（〇はいくつでも）。

WEB



紙



3. 動線分析

1) 分析の観点／問題意識

本事業では、モデル実証を通じて提供された位置情報を活用したサービスに付随して得られる Wi-Fi の接続要求のデータ（実証環境である空港内に設置された Free Wi-Fi との接続データであり、今回のケースでは MAC アドレス）と、実証参加依頼時に入力された搭乗便名を用いた動線分析を行った。

本事業で得られたデータは、通信の秘密には該当せず、プライバシー性も低いことから「十分な匿名化」の枠組みは適用しない。また、本事業のデータは個人情報にも該当しないことから、匿名加工情報の枠組みも用いない。しかし、ここで述べる分析は、通信の秘密に該当するデータや個人情報に当たるデータを取り扱う場合であっても、応用することが可能である。

今回は実際のサービスにおいても行われうる分析の模擬として、下記の観点で分析をした。

1. 搭乗時刻の何分前にゲート付近に集まるか
2. 旅客が滞留する場所はどこか
3. 搭乗がギリギリになる人はどのような行動をしているか

2) 分析データの状況

本事業を通じて得られた MAC アドレス及び搭乗便名のローデータは下記の通りであり、MAC アドレス一つに対して 2 分刻みで現在の位置（今回のケースではアクセスポイントがカバーする空港内のブロック）をセルに記載する形となっている。十分なサービス利用者数が確保できる場合、本ローデータのみを以てプライバシー上のリスクが発生する懸念は低いとみられる。

図表 44 ローデータのイメージ

17:00～20:00 までの2分刻み

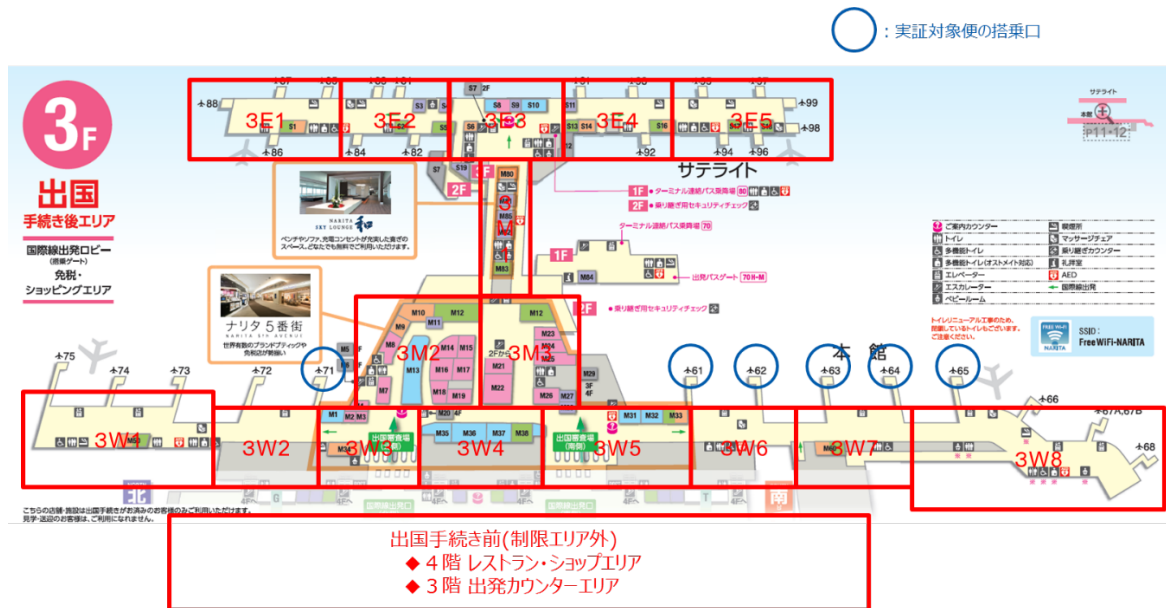
	搭乗便名	17:00	17:02	17:04	...	19:56	19:58	20:00
約1,000行	1	JL879	DCA	DCA	3W5	...	-	-
	2	JL786	-	-	DCA	...	3W6	3W6
	3	JL782	-	-	-	...	3E3	3M1

	998	JL782	-	-	-	...	3W7	3W5
	999	JL879	-	-	DCA	...	-	-
	1000	JL786	-	DCA	DCA	...	3W4	3W5

エリアのブロック番号
途中で切れて回復する場合もある

なお、本実証の実施場所となった成田国際空港のマップと、空港内エリアのブロックの割付は図表 45 の通りである。各ブロックは2,3の搭乗口をカバーする程度の大きさで区切られており、場所の特定精度が高くなりすぎないように調整されている。

図表 45 実証フィールドの全体像とアクセスポイントのブロック





4F



サテライト
本館



AIRPORT MALL
TERMINAL 2

ショッピングやお食事は
エアポートモールで





※見学デッキは利用期限内でも
天候等の状況により
閉鎖される場合があります。

見学デッキ(北) ※
6:30~21:00
(4/1~9/30)
7:00~21:00
(10/1~3/31)



見学デッキ(南) ※
6:30~21:00
(4/1~9/30)
7:00~21:00
(10/1~3/31)

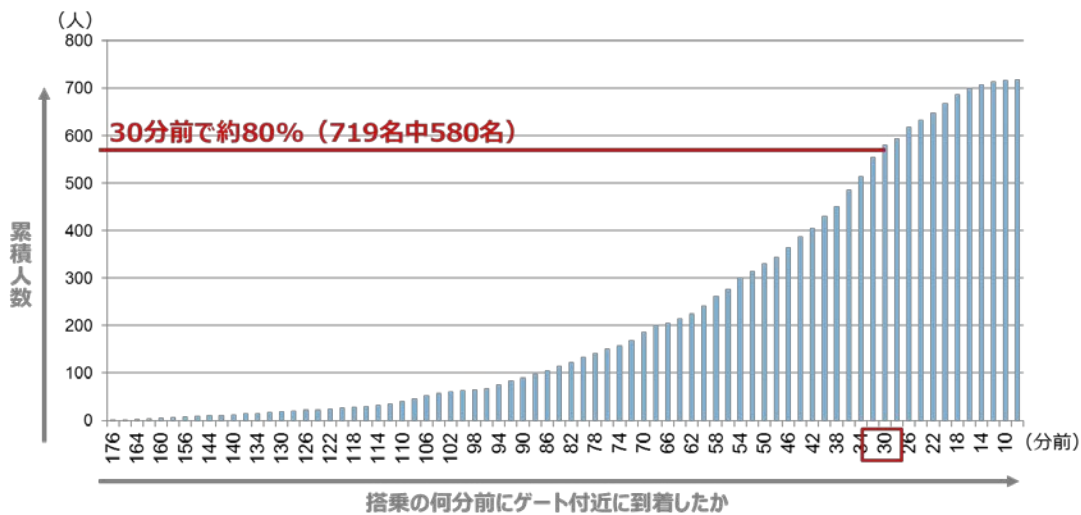
3) 各分析結果

「1. 搭乗時刻の何分前にゲート付近に集まるか」に関する分析結果

搭乗時刻の何分前に到着したかと、到着済み人数の累積をグラフ化したものが図表 46 である。なお、ここでの「到着」とは、搭乗口付近のアクセスポイント検知されたのち、そこから搭乗時刻まで他のブロックに移動がない場合として定義している。

グラフによれば、搭乗時刻の 30 分前の時点で約 80% の人が、搭乗口付近に到着していることがわかる。

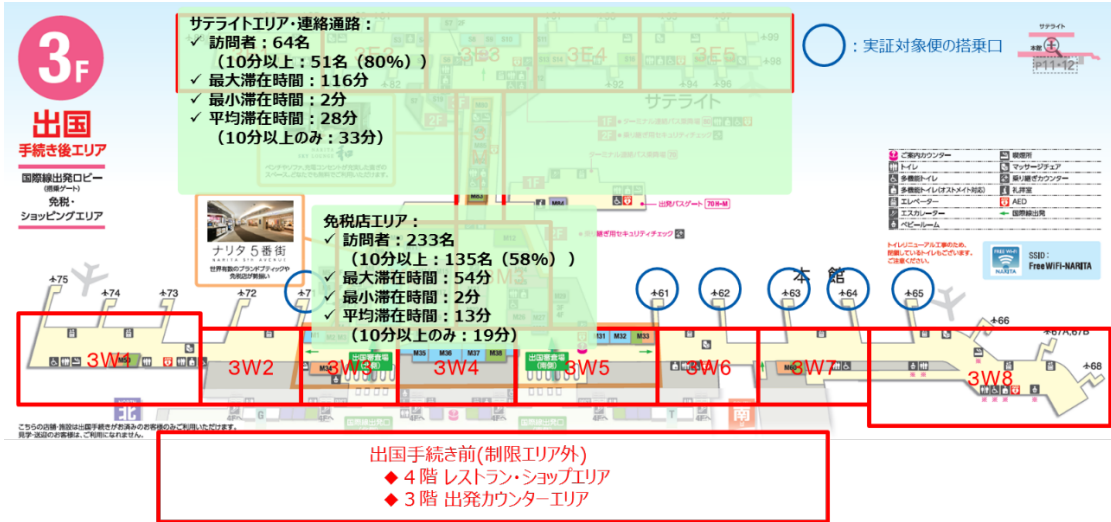
図表 46 搭乗時刻と搭乗ゲート到着タイミング



「2. 旅客が滞留する場所はどこか」に関する分析結果

エリアごとの訪問者数、滞在時間を示したのが図表 47 である。サテライトエリア・連絡通路においては 10 分以上滞在しているのが訪問者のうち 80% であるのに対して、免税店エリアでは 58%、レストランエリアでは 84% と差が生じていることがわかる。10 分以上滞在している人の滞在時間の平均をとっても、サテライトエリア・連絡通路は 33 分、免税店エリアは 19 分、レストランエリアでは 37 分と差が生じている。なお、免税店エリアの滞在時間が短いのは本事業における実証参加者の対象者が出国者であることが関連しているものとみられる等、実際に動線分析や滞留分析を行う際には分析の前提となる状況や対象者の属性を加味する必要がある。

図表 47 旅客の滞留場所



「3. 搭乗がギリギリになる人はどのような行動をしているか」に関する分析結果

今回は免税店エリアを例に取り、搭乗がギリギリであった人（搭乗時刻まで 30 分を切っ
てから搭乗ゲート付近に到着した人）とそうでない人が、搭乗の何分前まで免税店エリア
にいたかについて分析を行った。余裕を持って搭乗した人は平均して搭乗の 67 分前の時点
で免税店エリアを離れているのに対し、搭乗がギリギリであった人は 40 分前まで滞在して
おり、搭乗時刻が近づくまで免税店を物色し続けていた可能性がある。

図表 48 搭乗ゲート到着タイミング別の行動の差異

	4Fエリア平均滞在時間	3M平均滞在時間	サテライト平均滞在時間	搭乗何分前まで 免税店エリアにいたか
搭乗がギリギリの人： 139名 (搭乗時刻の30分前 以内に到着)	34分	11分	35分	40分
余裕を持って搭乗する： 580名 (搭乗時刻の30分前には 到着)	32分	13分	25分	67分

これまで述べてきたとおり、アクセスポイント経由で精度としてはブロック単位にとど
まる動線分析であっても、下記のような示唆を得ることが可能であることがわかった。

1. 搭乗時刻の何分前にゲート付近に集まるか
 - 80%の人が 30 分前までにゲート付近に集まる
2. 旅客が滞留する場所はどこか
 - 訪問数、滞在長さともに 4F レストランエリアが最大（約 400 名、32 分）
 - 免税店エリアを通過する人は多いが、10 分以上滞在する人は半数強にとどまる
3. 搭乗がギリギリになる人はどのような行動をしているか
 - 搭乗何分前まで免税店エリアにいたかを見ると、余裕を持っている人は 67 分前
あるのに比べてギリギリの人は 40 分前と違いが見える

上記以外にも、搭乗便ごとの行動形態を比較する等、定時性や商業上の多様な目的に活
用可能であると考えられる。

付属資料

位置情報等のプライバシー情報の利活用モデル実証事業
第1回協議会 議事概要

日時：2017年9月20日 15:30-17:30

場所：野村総合研究所大手町グランキューブ 29F 大会議室 12

出席者：

委員：森主査、井上委員、佐藤委員、高橋委員、寺田委員、疋田委員、山本委員
オブザーバ：個人情報保護委員会事務局、電気通信事業者協議会、日本データ通信協会、

NTT ドコモ、KDDI、NTT BP、成田国際空港、日本航空

総務省：大村消費者行政第二課長、徳光消費者行政第一課長、岡本消費者行政第二課企画官

野村総合研究所（事務局）：小林、村岡、南島、光谷

開会

- ・大村課長挨拶
- ・委員・オブザーバご挨拶
- ・主査の選出（満場一致で森亮二氏を主査に選任）
- ・森主査ご挨拶

1. 協議会の趣旨等について

資料1に基づき事務局より説明。委員・オブザーバからの質疑はなし。

2. 事業の概要と主な論点

資料2に基づき事務局より説明。

【質疑応答】

（事業の概要及び検討項目と主な論点）

佐藤委員：

本実証事業のテーマには「位置情報等のプライバシー情報」とあるが、それとは別に IoT もテーマとして取り扱うこととなっており、そちらは位置情報以外の情報も多々含まれる。位置情報と IoT に関する情報の取扱い方法については整理しておくべきであると考えます。

また、IoT についても、単に情報を取得するだけのものから、その情報に基づいた動作を行い現実世界に影響を与えるものまで存在するが、それらを細分化しなければ的確な提言はできないのではないかと懸念しています。

森主査：

位置情報と IoT に関する情報の関係性については、掛け算で見ていくべきものと認識している。また、位置情報に関しては過去の検討結果やこれまで蓄積している知見等を用い

することはできるが、IoTに関する情報については難しさがある。IoTに関する情報については、資料2のP3に書かれている問題認識をもとに考えるべきだと捉えており、特に重要な視点としては、PCやスマートフォンと異なり画面がないので明確な同意が取りにくい点であると思われる。

疋田委員：

昨年度の検討においては、対象として電気通信事業者を想定することが明確になっていたが、本年度はそこに限らないのか。電気通信事業者と、アプリ提供事業者等では契約や同意の形態が大きく異なっていると認識しており、対象を明確にする必要がある。

また、資料2のP6の図の「現状」については違和感があり、現在でもこういった形態のビジネスを行っている代表例であるGAF Aの場合、ここで「データ収集者」と定義されている主体が同意を取得しているケースが主だと思われる。加えて、「今後」の図に「簡便な同意」とあるが、本当に簡便となるのかについても疑問がある。

事務局：

電気通信事業者に限定するか否かについては、電気通信事業者を中心とした検討と認識している。一方で、データ収集の主体は、施設管理者が設置するWi-Fiアクセスポイントが使用されるケースなど、消費者にサービスを提供する際に明確に消費者から同意を取得するのが必ずしも容易ではない事業者もありうる。複数の事業者がさまざまな形態でサービス提供に絡んでくるケースも出てきている点については念頭において頂きたい。

またP6の「現状」の図については、電気通信事業者が基地局やアクセスポイントから取得されるデータによるサービスを提供しているケースが少なからずあるのではないかと考えている。一方でアプリケーションが今後多く出て来るので、そういった方向もサービスが広がっていく中で一体的に検討していきたい。IoTのルールは電気通信事業者だけを念頭にして作られているわけではないので、どこが議論されていて、どこにスコープを置くべきかは事例等を確認しながら帰納的に考えるアプローチもあると考えている。

高橋委員：

P6について、位置づけを正しく理解したい。データ収集に関していろいろなモデルがあるが、それがこれらの図で包含できているのか。この図がどの程度、世の中のデータ収集を説明しうるものなのか。またそれに関連して、この図で考えることのありがたみをどれくらい広く捉えられるか。

森主査：

GAF Aをイメージすると、現時点でも「今後」の図のような形になっているようにも思われる。この図については、イメージされるプレイヤーの中身が人によって異なっているのではないか。

事務局：

「今後」生じうることとしては、一般的にはGAF Aによるものが想像されるが、そうではない事業者も今後登場しうる。センサーや小型デバイス等のように画面のないデバイス

によってデータ取得を行う事業者が登場し、そこからデータがどこへ提供されるかわかりづらいケースが登場すると考えている。デバイスの小型化にかぎらず、たとえば自動車や家電等においては実はメーカーがデータ収集者となっているケースもある。いま普及しているサービスとは別に、今後登場しうるサービスも含めて検討していきたい。

寺田委員：

資料2のP6の「今後」の図に該当する具体例として、札幌市地下街におけるカメラ活用の実証が挙げられる。ただ札幌市の場合は、購買履歴等のデータはデータ提供者から収集者の方へ送信されるデータも存在している。自分は本件の検討委員会に入っており、今月に利用者、データ提供者、データ収集者の契約のガイドラインが発表になるので参考になると思われる。また、データ収集者については民間企業が集まるコンソーシアムであるという点にも違いがある。

森主査：

資料2のP6の「現状」は、スマートフォンをイメージしたモデルと捉えるべきか。だとすると、スマートフォンプライバシーイニシアチブの場合もそうであったように、データ収集者とサービス提供者のバイラテラルな取引とイメージした方がよいかもかもしれない。

疋田委員：

資料2のP6の「今後」について、電気通信事業者が個別同意を前提として行動履歴等を収集し、匿名化の上でサービス提供者に提供する、というのは将来的なモデルとしてありうるだろう、という点については同意できる。

森主査：

資料2のP6の「今後」の図の中に、「簡便な同意」と書かれているが、これはどういった意図のものか。

事務局：

個別同意とは異なる枠組みで考えてはどうか、という意図で想定している。

森主査：

通信の秘密についての個別の同意と、それを例外的に認めるものとしての包括同意、という枠組みが存在するが、それとは異なるという意図か。

事務局：

それらとは別の枠組みとして考える必要があり、「簡便な同意」という既存のものとは異なる言葉を使用しているが、より良い言葉については今後も考えていきたい。

寺田委員：

同意取得を省略できないことがある個人情報と、個人情報ではないがプライバシー性のあるパーソナルデータの議論については分けて考える必要がある。また、法制度上の問題点について提言していくというところまでを今回の議論の対象とするかは確認しておきたい、

森主査：

本来的には許されるべきデータの取扱いが、法制度上の縛りによって許されない状態になっているので問題がある、といった指摘についても議論してよいと認識している。

事務局：

今回取り扱うケースでは、事業者は一般的に個人情報にはならないような形でデータ取得を行おうとすると考えられる。一方で、そういったデータであってもどこかの処理において、個人と紐付けられてしまう可能性は残されている。明確に個人情報に該当するようなケースを殊更に取り上げる必要はないものの、個人情報となってしまう懸念については留意しておく必要があると認識している。

森主査：

個人情報保護法も、同意がなければ必ず違法かというとはそうではなく、監視カメラ等の例のように同意がなくても取得できるケースがあるというのは念頭に置く必要がある。

寺田委員：

個人情報の場合は利用目的の通知や公表を行わなければならない、という観点もあり、それについても留意が必要と思われる。

佐藤委員：

簡便な同意、という発想は安直であり、IoTの機器を使って同意を取ることや、専用のスペースに立っていること自体が同意を示す、というケースもある。IoTについて議論を行うのであれば、IoTを活かした同意取得方法についても議論すべきではないか。

事務局：

同意のあり方については、環境やコンテキスト、消費者メリットの観点から、消費者が一般に受容するだろうというものもありうると考えている。そのような条件を詰めていくことは非常に重要と認識している。

疋田委員：

たとえばWi-Fiのサービスなどの場合、消費者がどのタイミングで電気通信的な契約を行ったのか、という点については判断が難しいケースもある。特にフリーWi-Fiは明確な同意画面を経由せずに使ってしまうケースもある。

寺田委員：

Wi-Fiは双方向で通信が発生するので通知を出すようなしくみを作りうるが、赤外線やビーコン等はそもそも存在を認知することもできない。センサー自身が位置情報を持っており、後ろでつなげると最終的には消費者の位置情報になってしまう。存在をどのように知らせるのか、それが難しいのであれば代替の方法を考える必要がある。

森主査：

カメラについても同意を取るの難しい。安全な道をどのように探していくべきかを検討すると認識している。カメラについても市街地と警察のものとコンビニのもので扱いが異なるので、一概に語ることは難しいだろう。

(モデルケースについて)

疋田委員：

たとえば iBeacon は P21 でいえばプローブだけになるが、Wi-Fi プローブで MAC アドレスを収集するとプライバシー侵害として批判を受ける可能性が高い。Wi-Fi と iBeacon 等デバイスによってプローブが許容されるのかなのかアソでないといけないのかという違いが出てきてしまうというのは、今後の同意や契約の議論のポイントになるだろう。

また自分は NAA フリーWi-Fi は NAA のサービスとして認識しており、NTT-BP のサービスとは認識していなかった。ユーザーはどこと契約しているつもりなのか、という観点は重要だろう。

空港での実証は全体として良いモデルケースだと考えるが、(NTT-BP 社の提供する)Japan Free Wi-Fi に登録している人や(同社サービスを経由して)他の電気通信事業者への接続手段を持っている人は利用しないと思われるため、ユーザーが偏る懸念は残る。

森主査：

資料 2 の P3 に書かれている IoT の特殊性について顕著なものとして、複数の関係者を一度に巻き込む可能性がある。たとえばテレビの視聴履歴は家族全員のものが取得できてしまう可能性があり、「個別同意を取得することが困難」の例の一つになるかもしれない。

また取得の事実が明らかでない、という問題もある。IoT 家電や自動車等の場合、データが取得されると認識していないものでも取得される、というのは 3 点目に関連するものとして想定される。

寺田委員：

センサー系はそれ単独では特定の個人を識別できず、そもそもプライバシー性のある情報を取っていないというケースが多いが、複数の情報を組み合わせるとプライバシー侵害の可能性が出て来るパターンがある。よって、プローブやセンサーがあるシーンだけでデータを収集していること通知しても意味をなさず、サービス全体として考えなければならぬことも出てくると考えられる。札幌市の例としても、個別のセンサー情報だけではプライバシー性がなくても、特定エリア内で突合されると見えてしまうものもある。

佐藤委員：

センサーで測定するものは現実世界の特定の事象となり、同じ対象を異なるセンサーがセンシングする場合がある。本ユースケースに関連すると、今回のサービスの範囲では問題ないかもしれないが、ユーザーが別の端末を持っていて、そこでも別の情報を収集されて、それと突合されたときにどのような問題が起きるのか。本実証の環境においても、お店側が顧客を補足するサービスをしているかもしれない。異なるセンサーの収集したデータが組み合わせられたときに何が起きるのかは議論しておいてもよいのではないかと。

森主査：

データの突合という観点では、現時点でも海外ではいろいろなことが行われている。たとえば二つの機器があったときに、それを保有している人が同一人物であることを突き止めるようなことをやっけてしまっている事業者も存在する。あるいは、**Data Management Platform** が事業会社を集めたデータを渡して顧客分析を行わせる、というケースもある。

寺田委員：

ネットの広告代理店では、異なるデバイスの突合等は行われている。どういうことをやっているのか、どんなガイドラインが存在するのかは参考になると思われる。マーケティング系は問題化しやすいこともあり、日本インタラクティブ広告協会（**JIAA**）のような団体に所属しているところは気を遣っているが、その外側にいる企業はそうでないケースもある。

井上委員：

ビジネスモデルを構築する際、最初からこの範囲でサービスを提供すると決まっていれば簡便な同意でも可能かもしれないが、IoT の時代は集まったデータを見て利用方法も変わっていくと思われる。どのあたりまで将来を見越した形でデザインしておくのか、という観点が重要と思われる。

Online Dispute Resolution (ODR) について簡単に説明すると、最初から起こりうる紛争を想定して、バイ・デザインで紛争処理のプロセスを組み込んでいく、**Dispute System Design** というアプローチがある。そこにオンラインでの紛争解決手法を応用するのが **ODR** である。消費者からの苦情対応からより高度な紛争解決までさまざまなフェーズがある。どのような紛争を想定して紛争解決プロセスをデザインしておくべきかビジネスサイドの観点から議論したい。EU には E コマースに関して **ODR** に関する規則存在しており、民間でも **PayPal** や **eBay**、アリババが実践している。司法手続きでもオランダやカナダの一部の州では離婚手続きに活用され、利用者からの満足度が高い。問題が起きることを前提として、上手く解決するしくみを入れ込んでおくと、問題の解決につながりやすいと思われる。

森主査：

取得がプライバシー侵害になるかという裁判例で、判断の要素として安全管理が事後的にしっかり行われているか、ということが挙げられるケースもある。

山本委員：

収集の正当性の問題と管理の問題はセットで論じられることは多い。消費者側の立場に立ったときに、収集されていることが問題なのか、収集された後にそれがどう使われているかわからないのが問題なのかは微妙なところ。収集された後にどうなるのかがわかるために収集のハードルが下がる、というのは裁判例の中でも透けて見えることはある。

今回の論点の柱になるものは二つあると認識している。一つは通信の秘密から由来してくる論点と、IoT の場合にインタフェースがないケースがあるので、消費者とのコミュニケーションが取れず消費者の意思が反映されないという論点があり、それぞれ別個の問題の

ように考えられるが、二つがどのように関連しているかが未だ明確ではない。

また IoT の分類というときに、インタフェースがあり、消費者の選択に意図を含められるものとそうでないものがある。インタフェースがない場合に、個人に所属するウェアラブルデバイス等の IoT と、そうでない監視カメラのようなものがあり、その中間として家族を把握するものがある。そのようなイメージでよいかどうか。

プライバシーの観点からは、現状はネットワークにつながっているのがむしろ自然な状態となっており、オプトアウトの選択の余地を確保していくことが重要。

佐藤委員：

IoT の整理について、電気通信事業者がターゲットなので通信がつながるという観点で IoT の分類をしたが、画面であるかどうかにかかわらず、ユーザーに知らせるインタフェースがあるかどうかはデータの取得の目的の説明等に関わってくる。音声でも張り紙でもよい。

IoT は別の見方として、これまでネットワークでつながっていなかったものがつながるという観点があり、たとえばカメラでもネットワークにつながっているものとスタンドアロンで動くもので考え方は変わる。また他のものと組み合わせるという観点もある。過去に起きた事象として、東京都水道局と東京ガスが共同でスマートメーターを作ろうとしたときに、水道とガスの両方を使ったのがわかるとお風呂を炊いていることがわかってしまう、というケースがある。電灯や電子レンジの利用状況を見ることである程度ユーザーの状況が類推できてしまうという軸がある。

寺田委員：

アメリカのホワイトハウスのビッグデータレポートや FTC のデータブローカーレポート等においては、通知と同意を中心にした規制から、行為規制や情報へのアクセスをどれだけ拡充できるかという方向性にシフトするという話が出てきている。事前に完全性は求められないので、それに対応するものとして、常時にユーザーがアクセスを制御できるようなものを広げていこう、という検討となっている。

EU も保護規則そのものは同意の問題を厳しく捉えているが、一方でデータ対象者がアクセスできる権利や、データポータビリティの権利等も検討されている。完全性を求めるというよりは、満たされない場合にどのような対応を行うか、という方向性が検討されている。欧米はその方向に進もうとしているということは念頭に置くべきだろう。

3. 国内外の IoT データ活用に係るプライバシー保護に関する調査

資料 3-1、3-2-1、3-2-2 に基づき事務局より説明。

【質疑応答】

高橋委員：

ルールについて、先程寺田委員から、取得の際の厳しい規制から利用に関する合理的な規制に移行しようという話があったが、調べて頂いたルールにはそれに該当するものは入

っているか。

寺田委員：

いくつか入っている。透明性をどれだけ確保するかという概念はほぼ全てのルールに入っていると思われるが、それに対応する形で、たとえば No.10 のコネクテッドカーに関するルールにおいては、「データアクセスをコントロールしセキュリティやプライバシーをコントロールするコミュニケーションプラットフォーム」について言及されている。これはあちこちで取り上げられつつある。アメリカだとスマートディスコロジーの延長上でコミュニケーションプラットフォームが重要、という話が出てきている。前提として、可能な限り透明性に対応することは必要だが、それが難しい部分が出てきたのでコントロール等の観点で、と両面出てきているという認識。

井上委員：

この場では情報銀行や PDS 等の構想について触れられていないが、IoT で取得したパーソナルデータの管理に本人が関与できるという意味では関連があると思われる。それらとの関連はどのようになっているか。

森主査：

IoT はいつの間にか情報が取られているという懸念を常に含む。情報銀行や PDS はパーソナルデータを上手く回すためのしくみであり、サービス登録時情報等の同意を経て得られているものが多い。

情報銀行や PDS は積極的に活用するために本人の関与を求めるためのしくみであり、IoT は本人が知らないうちに情報を取得してしまっている可能性があるため事後的にでも本人の関与のためのしくみを備えようという発想になっていると認識している。

佐藤委員：

IoT の場合、電灯の状態やテレビの視聴履歴など、直接的には個人情報やプライバシー性のあるデータとは言い切れないデータが含まれるため、情報銀行や PDS による管理が適切なのかという疑問がある。

寺田委員：

特に情報銀行については、医療情報等の同意を明確に取ることが難しいが研究目的で重要な情報についてある種の信託として取り扱う性質があるが、そのためにはある程度明確な条件が定められる。一方で、IoT に由来するデータについては条件を定めにくい部分があり、情報銀行の話とは分けて議論すべきと考えている。

佐藤委員：

IoT の場合はマルチステークホルダーになるケースがある。センサーを設置した人と、設置された場所のオーナー等が関与する。そのため、IoT で取得される情報は個人が所有するものとして整理しきれない性質がある。

疋田委員：

プライバシー侵害事件について、bin のように同意を取らずに設置された場所でデータを

取得してしまったケースと、ユーザー自身が何らかのデバイスを購入し、そこで取得されたデータの取扱いが当初想定していたものと乖離していたケースというのは性質的に異なるのではないかと思われる。

たとえば Amazon Echo がホテルに設置されたケースについても、Amazon Echo そのものが問題なのではなく、ホテルという場に設置されたことで改めて問題になったというケースである。また、Fitbit のようなデバイスで健康情報が収集されることは当たり前であるとも言えるが、一方で IoT 人形のようなケースは想定を超えていたと言える。

上記のようなユーザー同意前提のケースと、監視カメラによる強制的な情報取得は別の議論になると思われる。

事務局：

仰って頂いた整理については、資料 3 での整理における「問題の所在」という項目に記載していきたいと考えている。調査の上で重要なポイントは「なぜそれが問題視されたのか」という点であり、それについてはご指摘頂いたような観点で整理していきたい。

疋田委員：

そのような整理をしていく中で、本実証においてはどのような方向性でまとめていきたいのか。昨年度はガイドライン策定という目的が明確だったが、本年度は示唆をどのような方向性で取りまとめていきたいのかがわかると発言しやすくなる。

山本委員：

現在は情報に対するコントロールを喪失している時代であり、情報銀行はそれを前提として誰かに預けるといえるものになる。IoT の場合は全てコントロールしようという方向に行くのか、それとも全てを本人がコントロールできないという方向に行くのかは重要である。

また IoT の分類として、個人が自分で選択して購入したものと、不特定多数の情報を取得してしまうものは異なる。想定することもできず、本人が関与していく機会もない。さらに、スマートゴミ箱の例と監視カメラの例についても違いがあり、前者はデータを取得されたあとに、ポータルサイト等でその事実を確かめたり削除したりする機会を付与することも想定しうるが、監視カメラでもそれが可能かはわからない。現在、監視カメラについては、相談窓口の設置にとどまっている。

寺田委員：

IoT 推進コンソーシアムのデータ流通促進ワーキングでも IoT の分類の話はよく出るが、現状は棚上げにしている。たとえばカメラ一つとっても、赤外線カメラ等は単に人が通ったことがわかるだけのものから、サーモグラフィ機能を持つもの、パッシブなものやアクティブなものなど、さまざまな機能を持つものがあり、それも日々進化しているため、分類することが難しい。それよりは、そういったセンサーを使った結果として何が起こるのか、といった観点から整理すべきという流れになっている。

森主査：

IoT に関しては、データ取得のされ方や同意の取り方等について多種多様なケースが存在

しているのが現状であり、そういった中で「この方法なら問題なくデータ取得が可能」といったものをいくつか類型化していくというのも協議会のアウトプットの一つになるのではないか。

以上

位置情報等のプライバシー情報の利活用モデル実証事業

第2回協議会 議事概要

日時：2018年1月12日 10:00-12:00

場所：総務省 11F 第3特別会議室

出席者：

委員：森主査、井上委員、佐藤委員、高橋委員、寺田委員、疋田委員、山本委員

オブザーバ：個人情報保護委員会事務局、電気通信事業者協議会、日本データ通信協会、

NTT ドコモ、KDDI、ソフトバンク、NTT BP、成田国際空港、日本航空

総務省：大村課長、徳光課長、岡本企画官

野村総合研究所（事務局）：小林、村岡、南島、光谷

1. 電気通信事業者の位置情報等の取扱いに関するルールの論点

資料1-1、資料1-2に基づき事務局より説明。

【質疑応答】

森主査：

資料1-1のP5に関して事務局の説明を補足する。P5の左側では国内のルールとして位置情報プライバシーレポートを取り上げているが、資料上の記載は通信の秘密に該当しない位置情報の取り扱いを整理したものである。すなわち、非通秘の位置情報の活用にあたっては本人から同意を取得するか、「十分な匿名化」を行った上での活用が求められる。また、電気通信分野における個人情報保護ガイドラインにおいても、非通秘の位置情報（かつ個人情報）に関する取り扱いを規定している。これらはいずれも電気通信事業者を対象としたルールである点に留意いただきたい。

疋田委員：

論点1について「電気通信分野において～見当たらない」と整理案が示されているが、非電気通信事業者についてはWi-Fiの技術を用いた通信解析を既に行っているとの事例が国内においても確認されている。非電気通信事業者のこうした行いに対する所管官庁は個人情報保護委員会になるか、それとも電気通信事業者と同様の技術を用いているとして総務省が所管することになるか。

個人情報保護委員会 池田企画官：

ケース毎の判断となるが、電気通信事業を含め他の事業法に該当しない場合、個人情報保護委員会が所管することになるのではないかと。

疋田委員：

了。その上で本整理案については、電気通信事業者の場合、位置情報プライバシーレポートを始めとする既存のルールが整備されており、追加のルール整備は不要とするものと

理解した。

森主査：

疋田委員の意見に関連して、プローブリクエストのデータ活用に係るプライバシー保護のルール整備について、電気通信事業者固有のニーズは見当たらないものの、これは全事業者に関係する問題だと考える。

高橋委員：

資料1-1のP5は左右で違う対象についてのルールをまとめている点に留意が必要だと考える。左側については森主査から説明があったとおりで、他方で、右側は通信の秘密や個人情報に関係なく、Wi-Fi トラッキングに関するルールをまとめている。今後資料が一人歩きして、両者を比較し日本が不当に厳格であるかのように受け止められないように、両者の範囲が違うことを資料中に明記いただきたい。

その上で今回紹介いただいた事例について、実際にルールに盛り込むか否かは別として、こういった取り扱いが問題となるかルールに盛り込むための類型化を行っておくと、後々の議論の役に立つのではないか。

森主査：

電気通信事業者としてはニーズがないとしても、非電気通信事業者による取り扱いが生じている以上、報告書として公表するか否かは別として、ご提案いただいた類型化は有用と考える。とりまとめのイメージもお持ちとのことなので是非伺いたい。

また、資料1-1 P5 の右側で紹介されている 29 条作業部会の意見書は、同意を得ていない Wi-Fi トラッキングを一切禁じる非常に厳格なものであると理解している。仮にこの方針がルール化された場合、現状国内で行われているような来店コンバージョンはできなくなる。また、来店コンバージョンに限らず、同意を得ずにトラッキングを行っている広告配信系のサービスは行えなくなる。P5 の左右の違いとして、左側は電気通信事業者のみを対象としているが、右側は全事業者を対象とし、かつ日本では個人情報に該当しないデータを含んだあらゆる Wi-Fi トラッキングを規制の対象としている。今後、日本のルールも事業法や個人情報保護法に左右されない右側に近づいていくのではと推測されるため、現時点での整理は必要だと思う。

佐藤委員：

検討の進め方に関して3点提言したい。これまで類似の検討会では、スマートフォン等、同意手段を有する端末を前提として議論してきたが、同意手段のない端末も普及しつつある。そこで、1点目として端末側から整理することを提案したい。2点目は用語の整理である。紹介いただいた事例において、ウォークインサイトの非識別化とは何を意味しているか、ドコモの統計化とはどういうことか、それぞれが別々の用語を使っているのは消費者には伝わらないと考える。3点目は論点3の取り扱いである。論点3ではIoTの進展に伴う新たな課題への対応として、PIAを挙げていただいているが、PIAは必ずしもこの対応に該当するものではないのではないかと。今回の実証実験を下地としたPIAにおいて、IoT固有

の問題が表出しているとは考えづらい。

森主査：

1つ目の提案に関して、同意手段のない端末から位置情報が取得されるとは、具体的にどのようなケースを想定しているか。ウェアラブル端末を装着していて、自宅で端末を起動していると住所を登録していなくてもサービサーに位置情報をとられてしまうといったことか。

佐藤委員：

そうしたケースが想定される。議論の前提として、スマートフォンに限らず Wi-Fi を備えている機器には多様性があることを認識いただきたい。

森主査：

3つ目の提案について事務局から意見はあるか。

事務局：

1点目のご提案と併せてご議論いただきたい。端末にインターフェイスがない場合について事務局でも議論したが、実際に健康機器等で Wi-Fi や Bluetooth で通信するものはあるものの、こうした機器を利用する際は、書面又は口頭での事前の契約行為を行えるケースが殆どである。調査した限りにおいて意思表示ができない場合は明確に特定できなかった。

疋田委員：

Wi-Fi を検知する機器を設置すれば、同意を得ず勝手に位置情報を取得することは技術的に可能である。ただし、取得主体として電気通信事業者を想定した場合、消費者は事前に事業者に対して意思表示を行う機会を有するため、同意取得ができないケースについて、本協議会は議論の場とならないと理解している。

森主査：

通りすがりに位置情報を取得されるか否かは、端末に画面があるか否かに関係しないと考えるのがいいか。

疋田委員：

認識に相違ない。

事務局：

佐藤委員のご提案はプローブ以外の部分のデータ活用を想定されてのものか。

佐藤委員：

そうではなく、プローブを想定していた。契約の有無や事前の同意に関わらずプローブは取得されうるものとする。

事務局：

資料1-1P3を参照いただきたい。本日これまでの議論を受けて、プローブについてはルールとしてのとりまとめは行わないものの、一定の類型化は必要であると理解した。他方で、アソシエーション情報の利活用については、プローブと異なり、消費者が事前に何らかの意思表示を行う場面が想定される理解である。そのため今回のPIAではIoTの利活

用において一般的に想定される画面を有さない場合の対応について特段のフォーカスを行わなかった。

寺田委員：

資料全体を通して、言及している箇所を時々見失ってしまうため、どの点にフォーカスしているかもう少し分かりやすく示してほしい。画面のない IoT 機器を今回のフォーカスに含めない理由は、今回の実証実験のケースが通りすがりの人物のデータ取得を行うものではなく、特定のサービス提供を目的としたデータ取得であるため、と理解しているが、そのことを明確にしてほしい。

なお、広告配信を目的とした MAC アドレスの取得は世界的に行われていない。位置情報の中身に MAC アドレスが含まれるとして、広告配信を目的とした位置情報の利活用が認められると、そこに含まれる MAC アドレスの活用が認められると変に受け止められてしまうことが危惧される。

森主査：

広告配信を目的とした MAC アドレスの取得が世界的に禁じられているとのことだが、現状の来店コンバージョンなどはどのような整理で行っているのか。

寺田委員：

別途付番される広告 ID 等、別の ID を使っている認識である。

森主査：

広告 ID でも位置情報が分かるということか。

寺田委員：

広告配信の場合、GPS 等 Wi-Fi よりもより広い範囲での位置情報の収集を行うことが多いが、いずれも広告 ID 等、MAC アドレス以外の ID を用いて個人を識別している。

疋田委員：

広告配信とはデジタルサイネージも含むか。

森主査：

Bluetooth を利用する場合も同様か。

寺田委員：

同様である。

森主査：

初めて耳にする情報であり、寺田委員には本協議会の後にでも別途、詳細のご説明をお願いしたい。

2. モデル実証の概要

資料 2-1 に基づき事務局より説明。

【質疑応答】

佐藤委員

資料 P14 の位置情報確認用の Web 画面について、実証参加者にはこの粒度で取得されることは伝えるのか。トイレに入ったときに場所がわかるのは NG だと考える人もいると思われるため、位置精度の観点は重要である。

事務局：

位置の粒度については実証参加者に対しては適切に提示し、受容性アンケートにおいても項目として確認したい。

森主査：

P14 の図において四角で囲んでいる領域が位置精度の範囲である、ということは伝えるべきではないか。

疋田委員：

P14 の右側の画像だと、位置がピンポイントでわかってしまうように見える。スタッフ向けの説明資料と、実証参加者向けの説明資料は別に用意すべき。

また、利用規約 P5 に「本サービスは、契約者が登録した搭乗便に契約者が搭乗できることを保証するものではありません。」との言葉があるが、資料 2-1 の P3、P5 等の実証参加者説明用資料の中で、同様のことを伝える必要があるのではないか。

森主査：

音楽を聴いている等の理由で声かけに反応できない可能性もあるため、文言は追加しておくべきである。

高橋委員：

NTTBP から JAL に提供される情報を細かく確認したい。P14 のとおり、ある程度大まかな範囲でここに人がいるということが提供されるのはわかるが、それ以外の細かい情報は提供されるのか。

事務局：

大まかな位置情報と搭乗便名以外の情報は取得しない。

高橋委員：

P14 の情報自体は個人情報と呼べない可能性がある。今後、位置情報を用いたサービスが展開されていくことを考えると、今回の実証におけるレベルのものが個人情報として扱われるのが妥当、というメッセージになりうるというのは注意が必要ではないか。

事務局：

NTTBP にとっては本人を特定するものではないので個人情報としてはみなしていないが、プライバシー情報ではあるので同意取得は行っている。

本情報を NTTBP から JAL に提供するが、これを受け取った JAL が個人情報とみなすのかどうかについては注意する必要がある。JAL は搭乗便に乗る人のリストを持っているため、照合すれば一定の割合で特定する可能性がある。森主査からも、その状況であれば JAL から見れば新たな個人情報取得になる可能性があるという指摘を頂いている。

ただ個人特定ではなく場所の把握であれば特定ではない、というご意見も寺田委員より

頂いている。位置情報の第三者提供としての整理はしているが、個人情報への該当性への定義はしていない、というのが今回の前提である。

森主査：

JAL が案内できた場合に、手を挙げて現れた搭乗者を見られればかなり高い確率で個人が特定できる。取得元では個人情報ではないが提供先で個人情報になりうるというパターンの一つ。

高橋委員：

承知した。であれば、今回のケースが個人情報に当たる、ということにならないような配慮をお願いしたい。

疋田委員：

P19 で記載されている動線分析について、分析の主体は誰になるのか。また、動線分析は電気通信役務ではないと考えられるが、プライバシーポリシーはこの内容でよいのか。

事務局：

JAL や NAA 向けに NTT-BP が分析を行うと整理している。匿名加工処理や十分な匿名化に則った処理をしているため、分析主体に拠る影響はないものと捉えている。

疋田委員：

承知した。ただ、そうだとした場合にも利用規約の 10 条 2 項には、動線分析を行うという旨が一言追記されるべきではないか。動線分析を実際に行うのは NTT-BP になるとのことだが、動線分析は電気通信役務ではない。動線分析を行う、ということを目的の一つに記載すべきではないか。

個情委：

匿名加工情報を作成する場合には一定のルールがかかってくるが、今回の場合はどのように整理されているか。

寺田委員：

本実証で収集される情報はそもそも個人情報に当たらないため、匿名加工情報という表現自体が適切ではない。

事務局：

実際の運用として作成するのではなく、実証として実施するにとどまる。

高橋委員：

そうであるなら、実験の中の分析に使う、という一言は書いた方がよいのではないか。

森主査：

分析に使われる、ということが書かれるべきである。また、利用規約に保存期間も書かれていないように思われる。保存期間との関係で、資料 2-1 の P10 の「当日のみ有効」というのがどういう書き方になるか確認が必要。

事務局：

当日のうちにハッシュ化を行う予定である。その際に、本人の保有する端末と紐付かな

い形に処理される。

疋田委員：

ハッシュ化されて保存されるのであれば、資料 2-1 の P19 にある図の「MAC アドレス」についてもそのように記載すべき。

井上委員：

動線分析について、搭乗口にいない旅客に共通するパターンを分析するとあるが、実際にはどのような分析を実施できるのか。

事務局：

顧客属性がわかるわけではないため、たとえば 15 ゲートに行くべきところを 51 ゲートに行ってしまう等、位置情報から類推できる範囲内での分析となる。

疋田委員：

匿名加工情報や十分な匿名化がなされた情報だけでは、動きの分析が十分に行えない可能性があるのではないか。だとすれば、生のデータと匿名加工情報、十分な匿名化がなされた情報を突き合わせる形で分析すべきではないか。

高橋委員：

中途半端に載せるよりも、実験として分析することをことわったうえで、しっかり分析した方がよいと思われる。

井上委員：

資料 2-1 の P9 にある、「搭乗時刻が近づいたら……ご案内」という表現について、遅れそうになったら必ず声かけをしてもらえるとという誤解を招く可能性があるのではないか。そのような誤解が生じない表現にする必要がある。

以上

位置情報等のプライバシー情報の利活用モデル実証事業

第3回協議会 議事概要

日時：2018年2月15日 16:30-18:30

場所：総務省 8F 第4特別会議室

出席者：

委員：森主査、佐藤委員、高橋委員、寺田委員、疋田委員

オブザーバ：個人情報保護委員会事務局、NTT ドコモ、KDDI、ソフトバンク、NTT BP、
成田国際空港、日本航空

総務省：大村課長、岡本企画官、佐藤補佐

野村総合研究所（事務局）：小林、村岡、光谷、南島

1. モデル実証の実施結果

資料1に基づき事務局より説明。

【実証関係者によるコメント】

日本航空：

今回事務局が実施した受容性調査の結果については、過去の当社による調査と照らしても違和感はない。また動線分析については、たとえば搭乗時刻の何分前にどれくらいの人が搭乗口に到着しているのかといった情報までは過去に取得したことがなく、有用であると認識している。

成田国際空港：

過去に施設計画等で動態調査は行っていたが、今回の実証ほどのデータは取っていなかった。レストランエリアや免税店の利用状況などについても深掘りができれば、今後の施策立案にも活用可能であると認識している。

また現在は「ファストトラベル」として旅客の待ち時間を減らす取り組みを実施しており、そのために定時運行を重視している。今回実験したような声かけサービスにより、搭乗者の検索時間が削減できれば、定時運行の更なる推進や空港全体のサービス向上につながられると思われる。

NTTBP：

今回は日本人向けのサービスという形で実証を行ったが、たとえば2020年に向けては訪日外国人向けのサービスとして展開するなど、発展可能性があるかと認識している。また動線分析については、今回提示したのは概況ではあったが、より細かく分析することも可能であるので今後とも支援していきたいと考えている。

【質疑応答】

森主査：

実証成功に向けて尽力頂いたことに感謝申し上げます。受容性調査において、オプトアウトできるかどうかよりも取得情報をミニマイズする方が重視されるという点は重要な示唆になる。動線分析についても施設管理に有用なデータが得られるという結果になったと認識している。

佐藤委員：

資料 1 の P23（付加情報の登録意向）について、ここで挙げられている氏名、性別、年代、マイレージ番号等の情報については、そもそも航空会社は既知の情報であると思われる。聞き方の問題として、実証参加者が今回の実証を日本航空のサービスであると認識しているのであれば、既に日本航空に把握されているはずの情報であると捉えるため、解釈が変わってくる。また、上級会員等のラウンジ利用者については行動パターンが異なっていると思われるが、その分析は行っているか。

日本航空：

確かに、ここでいう付加情報は航空会社として把握しているものが大半であり、また国際線であるのでパスポートデータ自体も持っている。一方で、今回の実証は総務省による実証というのが前面に出ているため、日本航空主体のサービスとして認識された可能性は低いものと思われる。また、今回の実証はエコノミークラスが対象であり、上級会員はそもそも対象外となっている。

正田委員：

受容性評価の結果について、これほどポジティブに感じてもらえるサービスが世の中にあることに驚いた。位置情報に未来があると感じる事ができるデータである。また、動線分析についてもこれほど多くの人が時間を守った行動をしているというのは改めて驚きがあった。ただ、搭乗時刻と出発時刻の表現は一部資料中でブレがあるので統一して頂きたい。また、免税店については遅い時刻になると閉まってしまうので、影響があるものと思われる。

佐藤委員：

チェックイン時刻についても分析されているが、たとえば成田国際空港までに移動する手段で制約が出ている可能性があるのではないか。郊外から出ている長距離バスだと最終便へのチェックイン時刻に影響するのではないか。

正田委員：

成田エクスプレスについても遅い時間になると 1 時間に 1 本等間が空くため、チェックイン時刻に影響を与えているのではないか。

日本航空：

今回の実証で対象となっている夜遅い便については、1 都 3 県からやってくる顧客が大半を占めているため、郊外からのバスによる影響は大きくないものと認識している。成田エクスプレスの便についても早い便に乗ってくる人がほとんどであるため、実際には 21 時

チェックイン締め切りであっても 20:20 くらいまでに概ね終わってしまうことがほとんどである。

正田委員：

今回の時間は絶対的な分数で見ているが、一人ひとりがどこで過ごすのにどの程度の時間を使っているかを見るという意味では、時間を比率で示す方が適切なのではないか。そうすれば、たとえば資料 1 の P38 については、遅い時間に到着して時間のない中で免税店にどの程度時間を割いているか、という視点で見ることできる。

森主査：

確かに、夕食を取る時間帯であればそれも影響すると思われる。

正田委員：

出国エリアを抜けた後が本当の滞在時刻であるとしたうえで、行動のシナリオをいくつか立てて、それを検証していくやり方がよいのではないか。

高橋委員：

今回の実証では、搭乗者の居場所をブロックで分けているが、この分け方は適切だったか。また、測位のインターバルの 2 分という数字についてはどのように捉えているか。実証関係者の方々からご意見を頂きたい。

事務局：

まず経緯について事務局から申し上げる。ブロックの設定は日本航空の意向に拠るものであり、スタッフ配置や顧客の発見という観点で必要な粒度は今回のような形であるという前提による。また 2 分というインターバルについては、既存システムに負荷のかからない範囲で最大限に短く取るという考え方で設定している。

日本航空：

現場スタッフからの感想としては非常に好評であった。また、実際に今回のブロック単位で探せるかというのは実証期間中に試してみたが、十分に見つけられるものと判断できる。2 分間隔というのも発見には十分なインターバルである。

成田国際空港：

インターバルについては、既存の Free Wi-Fi に影響を与えない範囲で実施しており、より細かくするには別のしくみが必要。ブロックについては、制限エリアの中にいるかどうか、その中でだいたいどこにいるかがわかるという意味では今回の単位でもよいが、どの店にいるのかまで把握しようと思えばより細かい単位で必要になると考えられる。ただし、スタッフが携帯するスマートフォンで居場所を探そうとする場合、これ以上細かいブロックの場合は逆に見つらなくなってしまう懸念もある。

事務局：

ブロックに関する補足として、前回佐藤委員からご指摘を受け、実証参加者にブロックを実際に見せている。そのため、今回の実証におけるブロックの粒度であれば、消費者から受け入れてもらえると考えている。

NTTBP：

実証環境について補足すると、今回の実証のためにアクセスポイントを増設する、といった対応は行っていない。また、2分間のインターバルについては今後議論が必要であると認識している。

高橋委員：

今回の実証は非常によくデザインされたものであり、日本航空のノウハウあつてのものであると認識している。

2. 電気通信事業者の位置情報等の取り扱いに関するルールの論点整理（案）

佐藤委員：

資料 2-1 P7 において「端末に紐付いている UDID～」とあるが、これは MAC アドレスのことか。

事務局：

その通りである。MAC アドレスは UDID に含まれる。

佐藤委員：

了。

正田委員：

参考ページなので今後、特段の労をかける必要はないと思うが、アプリにおいて UDID・MAC アドレスを利用しない理由として、アプリストアを運営するプラットフォーマー側の自主規制に基づくものであることを付記してもよいと思う。

高橋委員：

論点 2 について、口頭で補足していただいたが、データ流通に関し一般的に検討すべき項目と位置情報を取り扱うため検討すべき項目とが、資料上は混在しているように感じる。位置情報特有の検討項目は何か分かりやすく示してほしい。その上で各項目について必ず対応すべきものとケースに応じて事業者に裁量の余地があるものとを仕分けすべきと考える。モデルケースで上手くいったプラクティスをそのままひな形として示した場合、他のケースにおいては却って足かせとなってしまうことが往々にしてある。これを避けるためにも、裁量の余地が残る箇所の特定と解説を行うことが必要だと考える。契約書のひな形についても同様の視点で検討を進めてほしい。

なお、契約書案の第 5 条にサービス提供事業者による識別を禁じる規定があるが、この契約書では本人からの同意取得を前提としているため、識別しても良いのではないか。第 5 条を規定した経緯を教えてほしい。

事務局：

一般的な検討項目と位置情報特有の検討項目との峻別及び必ず対応すべき項目と裁量の余地がある項目との峻別については承らせていただく。

契約書案の第 4～6 条はサービス提供事業者の利用権限を電気通信事業者が制限するとし

た場合、こういった内容になるのではないかという考えから記載した。制限を行う場合における規定であることは解説に付記したい。

高橋委員：

了。解説においてその旨明記されることを強くお願いしたい。

今回はモデル実証の受容性調査において取得データのミニマイゼーションの意向が強く示されており、契約書案においても取得データや利用権限に関してミニマムであることを求めている印象を受ける。ただし今回のモデル実証のように先が見えているサービスは珍しく、実際はやってみないと分からないというケースの方が多い。同意さえ取得すれば何をしても良いというわけではないが、今回のモデル実証は協力事業者の知見があったからこそ上手くいった特殊なケースであるとの認識に立ち、一般化を行う上では他の事例と乖離しないよう留意すべきと考える。

寺田委員：

契約書案について「ひな形」という表現を用いると事業者はこれに記載されていることをただ書けば良いのだと誤解してしまう恐れがある。その上で、一般的な規定と条件を設定した場合の規定とを明確に分けて記載頂きたい。第 5 条はこの典型的な箇所であり、はじめから識別は禁止されていると事業者が理解することは避けたい。

なお、第 7 条について、サービス利用者と紐付かない態様に加工した場合も、元のデータは削除する内容を追記すべきと考える。

また、(第 10 条に関連して) 消費者からのオプトアウトの申出や情報の開示請求に対応することを想定しているが、今回、取り扱うデータは個人データに該当しないにも関わらず、個人情報保護法よりも厳格な対応を求めている点が気になる。

森主査：

法律は対応のボトムラインを規定しているので、それよりは厳格な対応を求めることは自然だと思うが、いかがか。

寺田委員：

当然対応しないよりは対応した方が良いとは思いますが、これが「ひな形」として示されると、必ず対応しなければならないと事業者には受け取られるので、やや過剰と思われる。

森主査：

了。紹介の仕方を考える必要がある。本契約書案はサンプルと紹介すべきかもしれない。

事務局：

本検討会は個人情報ではなく位置情報を議論の対象としている。動線分析ができる位、粒度が高い位置情報を取得することを想定した場合、利用にあたり個別具体的な同意を取得することや利用の停止を規定することは電気通信分野における個人情報保護ガイドライン(以下「ガイドライン」という。)の記載とも整合していると考えますが、いかがか。

寺田委員：

ガイドラインの記載は特定の個人が推定される恐れがある場合のものだが、今回のケー

スはそうした恐れは殆どない。そのため、ガイドラインの記載と比較してみても、ここまでの対応を事業者を求める必要があるかは疑問がある。

森主査：

寺田委員の指摘の趣旨は理解した。契約書案は付帯情報に個人情報を含むことを想定するか否かはっきりさせないまま作文しているため、寺田委員の疑問が生じていると考える。先ずはこの点を明らかにする必要がある。

事務局：

論点2では非個人情報の位置情報の取り扱いを前提として、議論を進めている認識でいた。ただしこれは事業者が今後、位置情報をどう活用したいかによると考える。

森主査：

今回のモデル実証のように一定の匿名化を行った情報であっても有益な活用ができるケースはあると思う。ただし、こうした場合であっても匿名化を行った情報が個人情報に該当しないとは言い切れないので、個人情報保護法のガイドラインに則った対応を求めるという考え方にも一定の合理性があると考ええる。

寺田委員：

今回のモデル実証では匿名化処理を行うまでもなく誰の情報か分からないデータを活用しており、また、「十分な匿名化」とまではいえないまでもハッシュ化処理を行った。そのため、資料 2-1 P52 の整理にあてはめようとしても上手くいかず、事業者を求める対応の根拠が定まらない。一般的な位置情報の活用を想定した上で、今回のモデル実証がどう位置づけられるか整理できると分かりやすい。

森主査：

今回のモデル実証で利用した NTTBP のユーザデータは一般的な電気通信事業者のユーザデータとは異なることに留意する必要がある。

正田委員：

契約書案の第 5 条に関して、今回のモデル実証において日本航空はサービス利用者の情報を既に保有しており、NTTBP から提供されたデータとチェックイン時刻とを照らし合わせることで、状況によっては個人を特定することができてしまう。データ自体が個人情報か否かという問題とともに、(非個人情報であっても) 取り扱う事業者によって個人情報として扱われるケースとそうではないケースがあることを分けて検討しても良いのではないか。

なお、第 4 条において解説文に「搭乗案内に係る業務」とあるが、この表現では動線分析が含まれるか疑問が生じるため、新規サービスの開発や研究開発といった文言も含めるべきと考える。

また、第 7 条は対象データが電気通信事業者によって既に加工処理を行ったものとするならば、サービス提供事業者側の対応として「サービス利用者と紐付かない態様に加工処理する」という文言が示されていることに違和感がある。

対象データを加工して作成した派生データの取り扱いについても明記すべきと考える。

全般に契約書案が今回のモデル実証に引っ張られた記載になっている印象を受ける。モデル実証において日本航空はサービス利用者の個人情報を保有しているが、そうではない場合も想定して記載すべきである。

佐藤委員：

契約書案の第 5 条は位置情報の取り扱い特有の規定であり、ケースを分けてもう少し丁寧に記載すべきではないか。サービス提供事業者が位置情報しか保持しない場合もあれば、サービス利用者の個人情報を保有している場合もある。また、声かけではなく広告表示を行うといったサービス提供の方法も考えられる。既に※印以降の解説文を記載いただいているが、契約書案の汎用性を持たせるのであれば、この部分を深掘してほしい。

森主査：

今回のモデル実証を出発点に契約書案を作成したが、一般化にあたってはモデル実証との切り離しをより強く意識すべきと理解した。

高橋委員：

事務局が議論の前提として想定していた、電気通信事業法における位置情報を個人を特定しない形で第三者利用するという考え方自体は重要だと考える。

他方で、そうした前提に立ったとして、第 5 条の※印の記載は場当たり的に見えてしまう。一般にサービス提供事業者が個人を特定して利用するケースとそうでないケースがあり、特定する場合は必要な対応を記載して、そうでなければみだりに個人を特定しない、といった形にすべきである。位置情報の活用の仕方について場合分けを行った上で、考え方を次回再確認させて頂きたい。

森主査：

今回のモデル実証を想定した場合においては※印に記載したただし書きは必須のものと考えているが、他に表現の方法が考えられるか。

高橋委員：

そもそも第 5 条を規定しなければ、※印以降の解説も不要のものと考えている。

森主査：

一般的な契約書案を検討するにあたり、個人を特定できない情報の提供を前提とするか、否かというどちらにすべきと考えるか。

高橋委員：

両方を考えるべきである。

事務局：

個人の特定の禁止はサービス提供事業者側で加工を行う資料 2-1 P19 における類型 3 の場合生じるものと想定している。類型 1 を想定した本契約書案においても同様の検討が必要という認識か。

寺田委員：

類型 1 の場合も 3 の場合も照合してはいけないとは限らないと考える。P19 では加工とはどういったものか規定していない。個人を特定できないようにするための匿名加工なのか、そもそも個人情報でないものを触っているだけなのかでケースは分かれる。

森主査：

高橋委員の指摘は電気通信事業者が個人情報を提供する場合と、加工して個人を特定できない形で提供する場合の 2 つがありうるという理解でよいか。また、今回のモデル実証においては NTTBP のデータであったため、電気通信事業者においても取得した情報が個人情報に該当しなかったということか。

高橋委員：

検討を進める上での場合分けのパターンについてはその通りである。

寺田委員：

加工の意味合いやそもそも取得したデータがどのようなものか定まっていないため、議論を進めづらくなっている。

疋田委員：

ここでの加工とは「十分な匿名化」を意図しているものではないのか。

森主査：

そうした意図によるものではないと考える。今回のモデル実証を下敷きにしながらも、一般化にあたり場合分けが必要との皆さまからのご指摘は理解した。今後の進め方については一旦、引き取って方針を決めさせていただく。

寺田委員：

個人情報に該当するか否かの問題とともに、位置情報が高精度のものか「十分な匿名化」を行ったものかという問題も生じてくることに留意いただきたい。

また、契約書案において「ハッシュ化する」との表現があるが、このままの記載では手段が目的化して受け取られかねないので、「個人の端末と紐付かない態様に加工する」といった表現に留めてよいのではないか。

疋田委員：

様々な前提があった上での 1 つの手段としてのハッシュ化であることを示すべきと考える。

森主査：

ご指摘を踏まえて修正を行う。

以上

位置情報等のプライバシー情報の利活用モデル実証事業
第4回協議会 議事概要

日時：2018年3月16日 10:00-12:00

場所：野村総合研究所大手町グランキューブ 29F 大会議室 12-13

出席者：

委員：森主査、井上委員、佐藤委員、高橋委員、寺田委員、疋田委員、山本委員
オブザーバ：個人情報保護委員会事務局、電気通信事業者協議会、日本データ通信協会、
NTT ドコモ、KDDI、ソフトバンク、NTT BP、成田国際空港、日本航空
総務省：大村課長、徳光課長、岡本企画官
野村総合研究所（事務局）：小林、村岡、光谷、南島

1. 電気通信事業者の位置情報等の取扱いに関するルールの論点整理

資料 1-1、1-2、1-3 に基づき事務局より説明。

【質疑応答】

森主査：

委員の方々から忌憚なくご意見をいただきたい。先ず私から 2 点述べさせていただきます。

第 1 条の定義において、位置情報については電気通信事業者における個人情報保護に関するガイドライン（以下「電気通信ガイドライン」という。）を引用いただいているが、付帯情報や提供についても同様の形で示していただいた方が良いと考える。提供については電気通信ガイドラインに直接の記載がないかもしれないが、個人情報保護委員会が示している Q&A 等の中で、どういった取扱いが個人情報の提供に該当するか説明しており、そこでの記載内容と本契約書サンプルとは考え方を揃えるべきである。具体的には個人情報保護法（以下「個情法」という。）の第 23 条第 5 項において委託によって個人データの提供を行う場合、第三者提供に係る同意は不要としているが、提供行為であることに変わりないと説明している箇所が該当する。

加えて資料 1-1 P5 で示しているケース別のデータ取引において、複数主体取得ケースと第三者提供ケースとの違いが一見分かりづらい点について述べさせていただきます。資料からはサービス提供者が消費者から同意を取得する点が両者の違いと受け取れるが、第三者提供ケースにおいても、提供先であるサービス提供者が第三者提供に係る同意を取得しても問題ないため、違いが分かりづらい。その上で 3 ケースに整理することを想定した場合、複数主体取得ケースは同時取得ケースと整理してはいかがか。同時取得ケースの場合、電気通信事業者とともに、サービス提供者がデータ利用に係る同意若しくは第三者提供に係る同意又はその両方を取得することになる。

佐藤委員：

森主査から指摘があった第三者提供ケースと複数主体取得ケースとの違いは確かに分かりづらいが、契約書サンプルの議論を行う上での考え方の整理という位置づけであれば、そのままでもよいと考える。他方で、複数主体取得ケースの場合、利用者には問合せ先が分かりづらいという問題が生じやすいので、解説において問合せ先を明確にする旨の補記を行ったらいと考える。

もう 1 点、資料 1-3 に関して述べさせて頂く。P9 の第 3 条に関する解説において、「この場合～対象データを第三者に提供することを規約等で明らかにする～想定される」とあるが、第三者について別途規定するタイミングについても、本契約と同時なのか、事後なのか示した方が事業者の混乱が避けられると考える。

森主査：

佐藤委員からのご指摘に対応するにあたって、個人情報法のガイドラインや Q&A から可能な限り、考え方を引用すべきと考える。今回の契約書サンプルはあくまでサンプルであり、提示する条項をそのまま利用できないケースも多々あると想定される。「個別具体的かつ明確な同意」を何故取得しなければならないのかといった事業者が条項を修文する際、生じるであろう疑問に対して、解説において適切な根拠を誘導する構成とすべきである。

個人情報保護委員会事務局：

森主査のご意見と概ね同じだが、個人情報法において示す用語と同じ言葉が別の定義で用いられることはないようご検討いただきたい。事業者の誤解や混乱を避けるためにも、個人情報法の用語と揃えて頂けるとよいと思う。

森主査：

本契約書サンプルの検討は電気通信ガイドラインに基づいて行うべきだが、電気通信ガイドラインは個人情報法のガイドライン通則編に通信の秘密に関する部分や位置情報特有の規定を加えたものであるため、原則は個人情報法と考え方を揃えるべきである。

寺田委員：

複数主体取得ケースは資料 1-3 で示す例以外にも、同意の取得方法が考えられる。ケースに包含される細かな同意取得の方法の検討までを行わない場合、思い切ってケース自体を削除することも一案ではないか。

森主査：

共同利用や複数主体取得のケースは示さない方がよいという考えか。

寺田委員：

共同利用ケースまでは示してよいと思う。

事務局：

資料 1-3 について補足の説明をさせていただきたい。複数主体取得ケースは当初、同時取得ケースと示したとおり、複数の主体が同時に同意取得する場合を想定しており、そうした前提に立つとするならば、現在の解説でもそれほど意図の揺らぎは生じないと考える。

この方向で修正を検討するのはいかがか。

寺田委員：

その修正で十分かどうかは検討の余地が残る。

森主査：

議論に割って入ってしまい恐縮だが、個人的には可能な限り、具体的なケースを示した方が事業者にとって有益なものとなると考える。資料 1-3 P3 においてサンプルの想定するケースとして第三者提供、共同利用及び複数主体取得の場合を挙げており、それぞれに必要な同意について説明している。ケースと併せて対応すべき事項とその根拠を示すことで、事業者の理解はより深まるのではないか。特に本契約書サンプルが想定するケースでは電気通信事業者が消費者から位置情報を取得するにあたっても同意の取得を求めている。これは、電気通信役務の提供以外の目的で位置情報を利用することに基づく同意の取得であるが、これが何故求められるのかといったことも根拠と併せて示した方がよい。取得、利用及び第三者提供それぞれについて、各ケースでどのような同意の取得が必要になるか示せられたら、価値があると思う。

寺田委員：

複数主体取得ケースにおけるサービス提供者とは電気通信事業者という理解でよいか。

森主査：

そうでない場合も想定している。サービス提供者が電気通信事業者でない場合は、適用されるルールが変わる。

正田委員：

契約書サンプルの第 7 条において、対象データに加工処理を行った後のいわゆる派生データについても消去の対象とするか否か示すべきと考える。契約を結ぶ事業者の考えにもよるが、仮に契約を解除した場合、派生データについても消去を求めることが通例かと思う。

森主査：

派生データのうち加工処理の結果、統計のような形になれば、消去に変わる措置を行ったとして保有し続けてもよいと解される。また、第 7 条は契約解除に関わらず、一定の期間の後データの消去を求めることを想定した記載となっている。

井上委員：

第 7 条に関して複製等と表現されているが、等にはどのようなデータが含まれる想定か。

森主査：

データから得られた知見のようなものは別として、データに関するもの全ての消去を求めるという意図で複製等と表現している。

高橋委員：

前回の協議会での議論を受け、契約書案が条項の着脱可能なサンプルとして示される点は承知した。しかしながら資料 1-3 P5 の第 5 条に関する解説からは着脱可能である旨が伝

わりづらいと感じる。各ケースの内このケースであればこの条項は必要ない、またはサービスの態様に依拠して判断されるというように着脱可能であることをより強調すべきと考える。

もう 1 点述べさせていただく。現状の付帯情報の定義では、位置情報と同時に取得する情報も付帯情報に含まれるか分かりづらいのではないかと考える。位置情報と付帯情報ではなく、位置情報及び位置情報とともに取得される情報と電気通信事業者が既に保有している情報とに分けた方が適切ではないか。

森主査：

契約書サンプルが着脱可能なものであることは資料 1-3 P6 において既に記載しているが、条項の取捨選択や改変を求めるものでない旨がより伝わるような表現に改めたい。付帯情報の定義について事務局から何か意見はあるか。

事務局：

実証事業においては搭乗便名を付帯情報として取得した。付帯情報に位置情報と同時に取得される情報が含まれる認識は昨年度も実証事業においても共有されていたと認識している。付帯情報は必ずしも契約者情報のような電気通信事業者が保有する情報のみを指すものではないと想定している。

森主査：

第 1 条において取り扱う情報の種別を定義する趣旨は紛争予防及び紛争解決とあるが、ここでの紛争とは契約を行う事業者間の紛争を想定したものか。

事務局：

一義的には事業者間の紛争を想定している。

森主査：

私も同様の認識である。付帯情報が拡大解釈されることにより消費者との間で紛争が生じるか否かについては別の場に議論を譲りたい。本契約書サンプルでは同意取得を前提としているため、付帯情報の定義を細かく行うことを求めなくてもよいのではないか。

高橋委員：

事務局の説明を受け昨年度の検討と定義の考え方が変わるものではないと理解した。その上で、事業者に無用な疑問を生じさせないよう必要に応じて表現を確認いただきたい。

寺田委員：

第 9 条の取扱いの停止に関して、消費者からのオプトアウトへの対応として取扱いの停止までは行ったとしても、消去まで求めることはやや過剰ではないか。条項の採否は事業者の判断に委ねられるものと思うが、少々きつい表現に感じた。

森主査：

本案はあくまでサンプルなのでこのままでもよいと考える。

疋田委員：

消去することが望ましいことはその通りだと思うので、私もこのままでよいと考える。

ただし、義務だと誤解されないように表現することが必要だと思う。

寺田委員：

実務上は取扱い停止のフラグを付けるまで、データの消去は行わないと考える。

佐藤委員：

バックアップまで消去すべきというのは対応が難しいと私も感じている。

森主査：

両委員のご意見はごもっともだが、こうした要請を行う消費者の心情は取扱いの停止ではなく、消去まで求めていると考える。本案がサンプルであることを強調することにより対応したいと考える。

井上委員：

サンプル性の強調にあたり修正の仕方について述べさせていただく。現状の解説では、「・」から始まる文章が案全体に係るものか、個別の規定に係るものか認識しづらい。表現を分けるとともに語尾を明確にすることで、作成者の意図を示すべきと考える。

森主査：

ご意見の趣旨を理解した。そのように対応させていただく。

井上委員：

1点ご教示いただきたいが資料 1-3 P8 において対象データの詳細について別紙で規定することと示しているが、実務上は加工の方法についても規定するものではないのか。

森主査：

契約上は提供するもの、受領するものを明確にする目的で別紙のような記載が必要になる認識である。

正田委員：

実務上は契約書とは別に加工の仕様が仕様書として示される。加工の方法について何も合意せずに契約を行うことはないと考える。

山本委員：

第 9 条の取扱いの停止に関して、個人情報法の利用停止と考え方が異なるのか疑問がある。利用者が取扱いの停止までしか求めているにも関わらず、第 9 条第 2 項では消去まで求めている点はアンバランスに感じる。

第 3 条に関して「個別具体的かつ明確な同意」とはどのような態様を指すのか。実証実験で取得したデータのように本契約書サンプルでは個人情報よりも特定性が低いデータの取扱いを想定しているにも関わらず、個人情報よりもより厳格な同意を求めることに違和感がある。また、解説において第三者の特定を求めているが、「個別具体的かつ明確な同意」と表現することにも違和感がある。

森主査：

第 9 条に関するご指摘はごもっともであり、法令用語と似た用語は用いないようにしたい。当該規定では個人情報法の利用停止と意図的に書き分けているが、解説においてその旨を

示したい。また、本人からの求めについても「その後の取扱いの停止や消去を求めてきたときはそれぞれ対応するように」というように書き分けたい。

なお、「個別具体的かつ明確な同意」とは電気通信ガイドライン特有の用語である。もともとは「個別かつ明確な同意」と表現されていたが、表現が「個別具体的かつ明確な同意」に改められた。具体的な同意取得の方法は資料 1-3 P3 の註に記載の通りである。この同意は通信の秘密の適法開示に係る同意を背景としているため、個人の特定性が高くなくてもこうした同意を求めている。

2. 報告書（案）

資料 2「報告書（案）」に基づき事務局より説明。

森主査：

モデル実証について、総括をするためのページがあるべきではないか。部分的なまとめはあるが、全体としてのまとめがあってもよい。また本事業全体の総括という意味では、契約書サンプル等、本日議論を行っている部分からも反映すべきものがあると思われる。

事務局：

事業全体の概要は別途作ることになっている。

日本データ通信協会：

日本データ通信協会では、電気通信事業における個人情報保護方針の策定等を行っており、本事業もその流れの中に位置づけられるものと認識している。この流れを止めることなく、業界への周知等に携わっていきたいと考える。日本データ通信協会としては、本事業で扱われたような海外事例だけでなく、国内事例についても多く把握しており、それを強みとしながら進めていきたい。

正田委員：

モデル実証については受容性評価においても良い結果が出ているので、概要を記載するページにおいて実施内容とその結果も簡単に記載してはどうか。また報告書（案）P48 を含め、「プローブデータ」という用語の取扱いには注意が必要である。たとえば自動車業界におけるプローブデータは同意取得が前提となっている等、業界ごとに意味合いが異なる。たとえば報告書（案）の P3,4 等、検討の前提を述べるパートでまとめて説明を行っておくべきである。

森主査：

プローブデータというのはどのような意味で定義されるか。

正田委員：

本来的には探査の意味で、情報を収集したものを処理・活用する、というのをプローブデータ活用と表現するが、本事業においては非契約者が契約をしない状態で収集するデータという形で定義されている。いずれにせよ、用語の定義は留意すべき。

高橋委員：

プローブ活用事例は今回知見が深まった部分と考えるが、その調査結果を今回の事業のうえでどのように位置づけるかの目線合わせはしておくべきではないか。また P48 は、国内事例の調査と海外事例の調査ではそのスコープが異なっていたと認識しており、その違いも含めて記述する必要があるのではないか。

森主査：

契約書の解説の部分の話でもあったが、今回の取り組みの意義の一つとしてはこれまでいろいろなところにあったルールを横断的に見ることができた点。これまで位置情報プライバシーレポートや電気通信ガイドライン等はいろいろなところにルールが散在していた。それらを一箇所にまとめて検討できたことは大きい。

事務局：

報告書（案）P13 ではプローブデータ活用時に検討すべき要素を挙げており、その内容を受けている形で P48 を記述している。P48 の内容については、あくまでも電気通信事業者におけるプローブデータ活用のニーズが明らかでなかった、という形で言葉を補いたい。また P13 の記載内容は電気通信事業者であるか否かに関わらない形で記載されているが、ただちに国内に適用するかということそうではない。つまり、電気通信業者にヒアリングをしたところニーズは顕在化していないが、将来的な可能性に鑑み、電気通信事業者の周辺でこういう議論がある、ということを確認してもらおう狙いで記載している。

高橋委員：

P13 の項目を議論した、ということまでまとめの記載内容に含めるべき。事例のまとめは行ったが本年度においてルール化までを行うところまでではない、という結果を含めて記載すべき。

疋田委員：

「EU 等における」というタイトルの表現は必要か。国内の状況を整理したうえで EU の状況を整理し、それを踏まえたうえで日本国内の話を取りまとめているという形であり、その構造を見ると不要であるようにも見える。

事務局：

外してしまうと、ただちに国内で提供されるというようにも見えなくはないので、それも踏まえて表現の仕方は再度検討を行う。

寺田委員：

契約書サンプルは「位置情報に関わる」となっており、電気通信事業に紐づく話であるということはサンプル等だけ読んでもわかりづらくなっている。契約書サンプルを読んだだけでも電気通信事業に関することであることがわかりやすくなるとよい。

事務局：

意図としては、昨年度の継続であるので「電気通信事業」という言葉を入れることで対応させて頂きたい。

山本委員：

今回の実証実験でも 50%弱ではあるが、スマホ等で位置情報を取られることを心配に思っている人が存在するという点をどう捉えるか。受容性は高い一方で、それなりの数が心配だと考えていることも無視できない。今回は人から対面で説明を受けているが、位置情報サービスという観点では例外的な事案でもあり、それを踏まえた検討が必要である。

たとえば大学だと、図書館の入退室情報を用いて残っている生徒の有無等を把握するといったユースケースに使えるかもしれないが、そのように今後いろいろなユースケースに広がっていく中で、対面での説明がない場合というものを想定する必要がある。

また、EU や他の海外でどういう議論があるのかについて調べられていたが、理論的な部分は研究者の範疇になるにせよ、自己情報決定権の考え方が背景にあるのか、権利ではなく別の方向から統制すべきなのかという理論的なチェックをしていく必要があるのではないか。

森主査：

今回は良い結果が出た、という点について、本件は実証の作り込みがよかったことに由来する部分もある。また本来的には対面での説明なく、いつの間にか情報が取られているケースも想定されるため、それらへの対応は確かに必要と思われる。

また電気通信事業ガイドラインは個人情報保護法をベースとしているのでそちらに引きずられるため、それを更に俯瞰する議論というのは難しい部分。ただ今回は EU の動向も調べているので、そういった観点が抽出できるようであれば対応する、という形にしてはどうか。

森主査：

頂いたご意見に基づいて、報告書や契約書サンプル等を取りまとめていきたい。また最終的な取りまとめについては主査である私にご一任頂きたい。

一同：承諾

総務省：

4回の協議会、実証実験、その準備に動いて頂く等、御礼を申し上げたい。位置情報の問題は難しい部分があり、毎回協議会でもさまざまに議論頂いているが、関係者にニーズやシーズが見られる中で、躊躇が見られる。そういう中で、混乱なく進められればと考えている。ベースとしての個人情報保護法や電気通信事業ガイドラインがある中でどう整理できるか、今回解決策が明示できるかというところではないが、課題の提示のところまでは進んできた。また海外の状況も調べて頂き、実証でもよい使い方ができたというのは感じている。まとめられたものを受けて、引き続き位置情報の問題は考えていきたい。また今回の契約書サンプルは日本データ通信協会でも生かして頂きつつ、来年度も引き続き議論していきたい。

以上

電気通信事業者が扱う位置情報等に係るデータ取引に関する契約書サンプル

(前文)

●●社（以下「甲」という。）と、●●社（以下「乙」という。）とは、次のとおり、位置情報に係るデータ取引に関する契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1章 総則（第1条―第2条）

(用語の定義)

第1条 本契約において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- ① 位置情報 電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン第35条第1項に規定する位置情報をいう。
 - ② 付帯情報 データ取引の対象となるデータのうち、位置情報以外のものをいう。
- 2 前項に定める用語以外の用語の意義は、個人情報の保護に関する法律、個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編、外国にある第三者への提供編、第三者提供時の確認・記録義務編及び匿名加工情報編）並びに電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン及び同解説によるものとする。

(対象とするデータの特定)

第2条 本契約に基づいて甲より乙に提供されるデータは、別紙○に定めるデータ（以下「対象データ」という。）とする。

第2章 データ取引に係る義務（第3条―第10条）

(データの提供等)

第3条 甲は、乙に対し、●●の方法で対象データを提供する。

- 2 甲は、対象データについて、対象データに係る甲の契約者（以下「サービス利用者」という。）から、甲が乙へ対象データを提供することについての個別具体的かつ明確な同意を得る。

(データの利用目的に係る制限)

第4条 乙による対象データの利用目的は、●●に限る。

(データの識別行為の禁止)

第5条 乙は、対象データを他の情報と照合して対象データに係るサービス利用者を識別してはならない。

(第三者提供に係る制限)

第6条 乙は、対象データを第三者へ提供してはならない。ただし、強制力のある法令により提供を求められた場合には、この限りではない。

2 前項ただし書に該当する場合において第三者に対象データを提供したときは、乙は、対象データを提供したこと及びその経緯について、遅滞なく甲に通知するものとする。

(データの保存期間・消去)

第7条 乙は、甲より提供を受けた対象データを、●●の期間に限り保存し、当該期間の経過後は、その複製等を含めて一切消去する。

(安全管理措置)

第8条 乙は、対象データの漏えい、滅失又はき損の防止その他のデータの安全管理のために必要かつ適切な措置（以下「安全管理措置」という。）を講じる。

2 前項の措置は、法令が定めるもののほか、別途甲乙の合意するところによる。

3 乙は、甲の求めに応じて安全管理措置の履行状況を甲に報告するものとする。

(利用停止等)

第9条 甲は、サービス利用者から対象データの利用の停止又は消去の申出を受けた場合において、当該申出に従って対象データの利用の停止又は消去を行うこととしたときは、乙に対し、当該申出があった事実及びその内容を通知する。

2 乙は、前項の通知を受けたときは、速やかに、通知を受けた申出に従い当該対象データの利用の停止又は消去をサービス利用者の申出に従って行うものとする。

(問合せ窓口の設置等)

第10条 甲は、対象データの取扱いに関連して生じる苦情や相談について、問合せ窓口を設置して対応する。

第3章 一般条項（第11条―第18条）

(対価)

第11条 対象データの対価及び対象データの加工に関する費用については、別途甲乙間で合意するところによる。

(委託)

第12条 乙が対象データの取扱いを第三者に委託する場合には、あらかじめ甲の書面による承諾を得る。委託の目的は本契約に定めるものとする。

2 乙は、委託に際しては、本契約において乙に求められるものと同レベルの安全管理措

置を委託先が有することを確認するとともに、委託先が前項の目的を逸脱した対象データの取扱いを行わないよう適切な措置を講じるものとする。

3 乙は、委託先に対し、対象データの取扱いの再委託を許可してはならない。

(秘密保持)

第13条 甲及び乙は、次の各号に掲げる場合を除き、本契約に関して知りえた相手方の営業上・技術上の秘密情報（秘密である旨が明示されたもののみならず、合理的に秘密情報と考えられるものを含む。）を第三者に開示してはならない。

- ① 相手方から事前に書面による承諾を得た場合
- ② 相手方から受領する前に、第三者から守秘義務を負うことなく受領し又は相手方の情報に依拠せずに自ら開発した場合
- ③ 受領当事者の責に帰すべき事由によることなく公知となった場合
- ④ 捜索・差押その他の政府機関の強制処分によって開示した場合

2 前項の義務は、本契約終了後●年間は有効とする。

(第三者に対する責任)

第14条 対象データの利用に関して、サービス利用者その他の第三者から、甲又は乙に対し損害賠償請求があった場合には、損害発生の理由が①甲における対象データの加工、サービス利用者の同意取得等にある場合には、甲がその責任を負うものとし、②乙における対象データの利用（本契約が想定しないもの）にある場合には、乙がその責任を負うものとする。

2 第三者における損害発生の理由が前項の①及び②のいずれにも当たらない場合には、甲乙協議してその負担を決するよう努めるものとする。

(契約解除)

第15条 甲及び乙は、相手方に次の各号に掲げる事由が生じた場合には、通知催告を要することなく直ちに本契約を解除することができる。

- ① 本契約の義務に違反し、相手方に相当な期間を定めて催告したにもかかわらず、期間内に違反状態が解消されない場合
- ② 営業停止、営業許可の取り消し等の処分を受けるなどして事業継続が困難になった場合
- ③ 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始又は特別清算手続開始の申立てがあった場合
- ④ 差押、仮差押え、仮処分等の強制執行又は公租公課の滞納処分を受けた場合
- ⑤ 支払停止若しくは支払不能となった場合又は手形が不渡りとなった場合
- ⑥ 解散、合併又は営業の全部若しくは重要な一部の譲渡を決議した場合

(契約期間)

第16条 本契約の有効期間は、平成○年○月○日までとする。期間満了の3ヶ月前までに、甲及び乙のいずれからも本契約を更新しない旨の意思表示がない場合には、本契約は同一の条件にて一年間更新されるものとし、その後も同様とする。

(協議)

第17条 本契約の解釈に関し、疑義が生じた場合には、甲及び乙は誠実に協議してこれを決するものとする。

(合意管轄)

第18条 本契約に関する紛争については、○○地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

本契約の成立を証するため、甲及び乙はそれぞれ契約書2通に記名・押印し、各1通を保管する。

平成●年●月●日

甲：

乙：

別紙〇 対象データの詳細（サンプル）

区分	項目	取得方法	期間	その他
位置情報	収集時刻	〇〇施設内の Wi-Fi サービス利用にともなって取得する。	契約締結日から 〇ヶ月間	
	Wi-Fi エリア			
付帯情報	識別子	〇〇施設内で提供される Wi-Fi サービス利用登録時にサービス利用者から直接取得する。ただし、識別子は〇〇。	契約締結日から 〇ヶ月間	
	性別			
	年齢			
	趣味			
	趣向			

電気通信事業者が扱う位置情報等に係る データ取引に関する契約書サンプルで規定する条項の解説

本解説は、電気通信事業者が扱う位置情報等に係るデータ取引に関する契約に係る条項のサンプル（以下「サンプル」という。）について、データの自由な流通とプライバシー保護の両立を目的とし、位置情報等に係るデータ取引において広く活用されることを期待し、解説をしたものである。

【凡例】

個人情報保護法	個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）
委員会ガイドライン	個人情報の保護に関する法律についての各種ガイドライン ¹⁴ （『「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」及び「個人データの漏えい等の事案が発生した場合等の対応について」に関する Q&A』を含む。）
電気通信ガイドライン	電気通信事業者における個人情報保護に関するガイドライン（平成 29 年総務省告示第 152 号）及び同解説

1. 位置情報特有の留意点

- ・ 位置情報は、以下の特徴を有する。
 - ① 位置情報のみでは一般的に個人情報には該当しないが、連続的に蓄積される位置情報の履歴は、本人の自宅や勤務先等の個人に関する基本的属性を推測できる等個人特定の蓋然性が高い。また、位置情報が他の情報と容易に照合することにより特定の個人を識別できる場合には、個人情報に該当する。
 - ② 個々の通信の際に利用される基地局の位置情報等は、その取得経緯によっては「通信の秘密」に該当する。
 - ③ 精度の高い位置情報は、その場所に所在することそれ自体によって、個人の趣味嗜好、さらには思想信条まで容易に推測できる場合がある等高いプライバシー性を有する。
- ・ このような特徴に留意し、位置情報をデータ取引で取り扱う際には、過年度調査¹⁵でとりまとめた「個別の通信や特定の個人の識別リスクに係る評価要素」を用いて検討することを推奨する（図表 1）。

¹⁴ 個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編、外国にある第三者への提供編、第三者提供時の確認・記録義務編、匿名加工情報編）

¹⁵ 野村総合研究所「平成 28 年度総務省委託事業 位置情報に関するプライバシーの適切な保護と社会的活用の両立に向けた調査研究 報告書」（2017 年 3 月）

図表 1 個別の通信や特定の個人の識別リスクに係る評価要素

評価要素	要件
1) 付帯情報	<ul style="list-style-type: none"> 付帯情報によっては、個別の通信や特定の個人を識別する可能性が高まることに配慮して選定・加工することが望ましい。
2) 場所の特性	<ul style="list-style-type: none"> 対象とする位置情報に、自宅、通勤・通学地が含まれる場合は、配慮して加工することが望ましい。 対象とする位置情報に、要配慮個人情報に関わる場所が含まれている場合は、配慮して加工することが望ましい。
3) 集団の規模	<ul style="list-style-type: none"> 特定の学校・職場や稀少な趣味嗜好等を持つ集団を対象とした場合、集団の規模によっては、個別の通信や特定の個人を識別する可能性が高まるため、集団の規模に配慮して加工することが望ましい。
4) 取得時期の特性	<ul style="list-style-type: none"> 特定のイベントや事件のあった日、時期と一致する可能性がある場合、他の情報を参照することによって、個別の通信や特定の個人を識別する可能性が高まるため、取得時期の特性に配慮して加工することが望ましい。
5) 位置の精度	<ul style="list-style-type: none"> 高い精度の位置情報は、個別の通信や特定の個人を識別する可能性が高いため、適切に精度を低減することが望ましい。人口密度の低いエリアを対象とする場合は、特に配慮することが望ましい。
6) 移動履歴の期間・範囲	<ul style="list-style-type: none"> 移動履歴の期間は長くなったり、特定の時間帯を対象としたりする場合は、次の a)～c)に係るリスクが高くなるため、これらに配慮して加工することが望ましい。 a)パターン性、b)場所の特性、c)識別性
7) 時間の精度・間隔	<ul style="list-style-type: none"> 時間の精度が高まったり、データを取得する際の時間間隔が短くなったりすると、個別の通信や特定の個人を識別する可能性が高まる。また、詳細な時刻情報は位置情報とセットになることで、異なるデータセット間における共通の識別子として機能し得る。このため、適切に時間の精度を低減したり、間隔を開けたりすることが望ましい。
8) 対象者数	<ul style="list-style-type: none"> 加工対象とするデータセットに含まれる対象者数が少ないと、個別の通信や特定の個人を識別する可能性が高まることに配慮して加工することが望ましい。 同一の個人が複数台の携帯端末を所持している場合のあることを想定して、携帯端末の台数よりも対象者数が小さくなる可能性のあることに留意することが望ましい。
9) データ提供までの期間	<ul style="list-style-type: none"> データを取得してから、「十分な匿名化」により加工した位置情報として提供するまでの期間が短い場合は、他の情報を参照することによって、個別の通信や特定の個人を識別する可能性が高まることに配慮して加工することが望ましい。

2. サンプルと個人情報保護法等との関係

- ・ 位置情報等に係るデータ取引は、個人特定の蓋然性がありプライバシー性が高いという位置情報の特徴を踏まえ、契約の対象とする位置情報が個人情報に該当しない場合であっても、個人情報保護法、委員会ガイドライン及び電気通信ガイドライン（以下「個人情報保護法等」という。）を遵守することが望ましい。
- ・ サンプルは、プライバシー保護の観点から個人情報保護法等の扱いに準じる規定を例示として作成したものであり、契約当事者が、扱う位置情報の性質に応じて必要な規定及び文言を選択的に盛り込むことを想定している。

3. サンプルの位置付け

- ・ サンプルは、例示であり、想定事例に近いデータ取引の場合には、適宜修正の上、用いることができる。

4. サンプルの想定するケース

- ・ サンプルでは、電気通信事業者が位置情報等を取得・加工して、サービス提供者へ第三者提供するケース（以下「第三者提供ケース」という。）を基本ケースとして想定している（図表2）。
- ・ 本解説では、他のケースとして、電気通信事業者とサービス提供者とが位置情報等を共同利用するケース（以下「共同利用ケース」という。）及びサービス提供者、電気通信事業者のそれぞれが位置情報等を取得するケース（以下「複数主体取得ケース」という。）を想定し、必要に応じて基本ケースとの違いについて説明を加えている。
- ・ サンプル及び本解説で念頭に置く各々のケースでは、取得（複数主体による取得を含む）、第三者提供及び共同利用を行うものであり、取得に際し、当該取得、第三者提供及び共同利用を行うことについて、サービス利用者から「個別具体的かつ明確な同意」¹⁶を取得することを前提とする¹⁷。ただし、位置情報の性質（通信の秘密該当性、個人情報

¹⁶ 「個別具体的かつ明確な同意」とは、位置情報の取扱いについての同意であることを本人が認識した上で画面上でのクリックなどにより行う「個別具体的」な同意であり、かつ、画面上でのクリックや文書による同意など外部的に同意の事実が「明確」な同意を意味している。必ずしも位置情報の取得の「都度」の同意を取得することまで求めるものではない（緊急時等における位置情報の取扱いに関する検討会 報告書「位置情報プライバシーレポート」（2014年7月17日）27頁参照、電気通信ガイドライン2-13（31-32頁））。

¹⁷ 個人情報保護法上、個人情報又は個人データ一般については、取得又は共同利用については、本人の同意を必要としないが、電気通信事業者が取り扱う利用者の位置情報については、ある人がどこに所在するかということはプライバシーの中でも特に保護の必要性が高い上に、通信とも密接に関係する事項であるから、強く保護することが適当である。このため、原則本人の個別具体的かつ明確な同意を得ることが強く求められる（電気通信ガイドライン第35条第1項、第2項及び第3項）。

報該当性) に応じて、位置情報の取扱いに係る「十分な匿名化」の枠組み¹⁸又は匿名加工情報のルール¹⁹に基づき対象データを利用する場合には、サービス利用者から「個別具体的かつ明確な同意」は必ずしも必要ではない。

図表2 データ取引に係る同意取得のケース

第三者提供ケース

- データ収集者がデータ利用に係る同意を取得する際に、第三者提供に係る同意も併せて取得する。



共同利用ケース

- データ収集者とサービス提供者が同じ利用目的に基づきデータ利用に係る同意を取得する。



複数主体取得ケース

- データ収集者とサービス提供者がそれぞれデータ利用に係る同意を取得する。
- 利用目的は必ずしも同じでなくてよい。



¹⁸ 通信の秘密に該当する位置情報である通信の場所、日時及び利用者・端末識別符号（利用者又は端末を識別する符号であって、利用者又は端末の属性を識別できるものを除く。）について、「十分な匿名化」をした上で利用・第三者提供することについては、(ア)対象となる情報の範囲が、通信内容以外の通信の構成要素のうち、通信の場所、日時及び利用者・端末識別符号に限定されること、(イ)加工の手法・管理運用体制（「十分な匿名化」の過程で作成される情報の管理体制を含む。）が適切であること及びそれについて適切に評価・検証が行われていること、(ウ)利用者が、いったん契約約款等に同意した後も、随時、同意内容を変更できる（設定変更できる）契約内容であって、同意内容の変更の有無にかかわらず、その他の提供条件が同一であること、(エ)契約約款等の内容（事後的に利用者が同意内容を変更できる（設定変更できる）こと並びに「十分な匿名化」後の情報の利用目的及び第三者提供に関する事項を含む。）並びに加工の手法・管理運用体制及びその適切性についての評価・検証結果について、利用者に対する相応の周知が図られていること、のすべての要件を満たしている場合であれば、契約約款等に基づく事前の包括同意であっても、有効な同意といえることができると考えられる（緊急時等における位置情報の取扱いに関する検討会 報告書「位置情報プライバシーレポート」47頁）、一般財団法人日本データ通信協会「電気通信事業における「十分な匿名化」に関するガイドライン」（2017年10月10日）。

¹⁹ 一般財団法人日本データ通信協会「電気通信事業における個人情報保護指針」（2017年10月10日）

5. サンプルで規定する条項の構成

- ・ サンプルの構成は、次のとおりである。
- ・ なお、一般条項は、通常の契約書で用いられるものであるため、本解説では取り上げない。

第1章 総則（第1条―第2条）

第1条（用語の定義）

第2条（対象とするデータの特定）

第2章 データ取引に係る義務（第3条―第10条）

第3条（データの提供等）

第4条（データの利用目的に係る制限）

第5条（データの識別行為の禁止）

第6条（第三者提供に係る制限）

第7条（データの保存期間・消去）

第8条（安全管理措置）

第9条（利用停止等）

第10条（問合せ窓口の設置等）

第3章 一般条項（第11条―第18条）

第11条（対価）

第12条（委託）

第13条（秘密保持）

第14条（第三者に対する責任）

第15条（契約解除）

第16条（契約期間）

第17条（協議）

第18条（合意管轄）

6. 位置情報等に係るデータ取引に関する契約書サンプルで規定する条項の解説

(前文)

●●社（以下「甲」という。）と、●●社（以下「乙」という。）とは、次のとおり、位置情報に係るデータ取引に関する契約（以下「本契約」という。）を締結する。

[概要]

- ・ 前文は、一般的に、誰と誰がどんな契約を締結しようとしているのかを明示するものである。定型的に記載されることが多く、「●●と●●が、次のとおり、△△契約を締結する」と記載される。

[前文の内容]

- 「位置情報に係るデータ取引に関する契約」
データ取引においては、データ売買の契約や、継続的なデータ提供を行う継続的役務提供契約等様々なバリエーションが想定しうる。

第1章 総則（第1条－第2条）

(用語の定義)

第1条 本契約において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- ③ 位置情報 電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン第35条第1項に規定する位置情報をいう。
- ④ 付帯情報 データ取引の対象となるデータのうち、位置情報以外のものをいう。

2 前項に定める用語以外の用語の意義は、個人情報の保護に関する法律、個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編、外国にある第三者への提供編、第三者提供時の確認・記録義務編及び匿名加工情報編）並びに電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン及び同解説によるものとする。

[概要]

- ・ 本条は、本契約において用いられる用語のうち、重要かつ基本的なものの概念を明らかにするものである。なお、定義条項のほかにも、重要な用語の定義を各条項で定める場合がある。

- ・ 位置情報等に係るデータ取引は、個人特定の蓋然性がありプライバシー性が高いという位置情報の特徴を踏まえ、契約の対象とする位置情報が個人情報に該当しない場合であっても、個人情報保護法等を遵守することが望ましいことから、第2項のような規定を置くことが考えられる。

[本条の内容]

○ 「位置情報」

位置情報には、携帯電話の基地局に係る位置情報、GPSによる位置情報、Wi-Fi アクセスポイントに係る位置情報等がある。位置情報の項目としては、緯度、経度、日時等がある。

○ 「付帯情報」

付帯情報²⁰には、電気通信事業者が保有する契約者に係る情報、電気通信サービスを利用する際に契約者が登録する情報等がある。なお、これらの情報には、端末識別ID、氏名、性別、年齢、住所等契約者の属性情報や趣味嗜好等の情報がある。

(対象とするデータの特定)

第2条 本契約に基づいて甲より乙に提供されるデータは、別紙○に定めるデータ（以下「対象データ」という。）とする。

[概要]

- ・ 本条は、取引の対象とするデータを、別紙において詳細に特定することを規定する。
- ・ 取引の対象とするデータを詳細に特定する趣旨は、契約者間における紛争予防及び紛争解決のためである。
- ・ 「対象データ」を特定する際には、その範囲にその複製データや派生データが含まれるのか等にも配慮する（第7条参照）。

[本条の内容]

○ 「別紙○に定めるデータ」

データフォーマットは事業者によって異なり得るため、別紙において対象データを特定する際には、サンプルデータを用いる等して可能な限り特定し、双方に誤解がないようにすることが望ましい。その際には、個別の通信や特定の個人を識別するリスクにも

²⁰ 付帯情報について、電気通信事業者が扱う位置情報に付帯する情報のうち電気通信事業者が位置情報と結合して利用することができるものを指すものがある（「電気通信事業における「十分な匿名化」に関するガイドライン」3-4頁）。これは、契約者の包括同意を前提に十分に匿名化した情報の利活用の場面を想定し限定をしているもので、対象データの利用について契約者の個別具体的かつ明確な同意を前提とする本解説とは場面が異なる。

配慮するために図表1に掲げる評価要素²¹を参考にして、選定・加工して取り扱うことが望ましい。対象データの詳細は、図表3のような別紙の形式として、取り扱うデータの項目、期間、場所、取得方法等を定める。

なお、「期間」については、データ特定のためのデータ取得期間のほか、契約期間、データ提供期間等があるので留意する。

図表3 別紙の例

別紙〇 対象データの詳細（サンプル）

区分	項目	取得方法	期間	その他
位置情報	収集時刻	〇〇施設内の Wi-Fi サービス利用にともなうて取得する。	契約締結日から 〇ヶ月間	
	Wi-Fi エリア			
付帯情報	識別子	〇〇施設内で提供される Wi-Fi サービス利用登録時にサービス利用者から直接取得する。ただし、識別子は〇〇。	契約締結日から 〇ヶ月間	
	性別			
	年齢			
	趣味			
	趣向			

[各ケースへの対応]

（共同利用ケース）

- ▶ 共同利用ケースでは、共同利用者間での対象データのやりとりは、サービス利用者との関係では、各共同利用者におけるデータの利用とみなされるため、提供のためのデータ特定を定める本条は、共同利用者間でやりとりすることで利用されるデータの特定について規定することとなる点に留意する。

第2章 データ取引に係る義務（第3条―第10条）

（データの提供等）

第3条 甲は、乙に対し、●●の方法で対象データを提供する。

2 甲は、対象データについて、対象データに係る甲の契約者（以下「サービス利用者」という。）から、甲が乙へ対象データを提供することについての個別具体的かつ明確な同意を得る。

²¹ 1) 付帯情報、2) 場所の特性、3) 集団の規模、4) 取得時期の特性、5) 位置の精度、6) 移動履歴の期間・範囲、7) 時間の精度・間隔、8) 対象者数、9) データ提供までの期間

[概要]

- ・ 本条は、対象データの提供方法及び甲が乙に対して対象データを提供することに関して、その提供の方法（第1項）及び甲がサービス利用者から「個別具体的かつ明確な同意」を取得すること（第2項）を定める。
- ・ 第2項は、電気通信ガイドライン第35条第1項（位置情報の取得）及び第2項（位置情報の利用）に対応するものである。

[本条の内容]

○ 「提供」の方法

対象データの提供方法については、委員会ガイドライン²²の「提供」の定義（電気通信ガイドライン²³においても同義）のほか、誰が、誰に対し、いつ、どのように提供するのか具体的に規定することが望ましい。例えば、〇月〇日に提供を1回で行うことや、〇月〇日から〇週間の間毎週〇曜日に継続的に行うこと等が想定され、必要であれば別紙で詳細に特定することも考えられる。

○ 「個別具体的かつ明確な同意」

「個別具体的かつ明確な同意」とは、位置情報の取扱いについての同意であることを本人が認識した上で画面上でのクリックなどにより行う「個別具体的」な同意であり、かつ、画面上でのクリックや文書による同意など外部的に同意の事実が「明確」な同意を意味する。規約等で第三者提供に関する定めを置くのみでは、「個別具体的かつ明確な同意」とはいえず、不十分であることに注意が必要である。また、契約約款等は、利用者側に交渉の余地がなく、読まれない可能性がある点で、同意取得としての実質が弱いと考えられ、単に契約約款等に記述をしたとしても、利用者が位置情報の取扱いについて合理的に予測できない状況では、同意の有効性が不十分であることに注意が必要である。

なお、位置情報の性質（通信の秘密該当性、個人情報該当性）に応じて、位置情報の取扱いに係る「十分な匿名化」の枠組み又は匿名加工情報のルールに基づき、対象データを利用する場合には、サービス利用者からの「個別具体的かつ明確な同意」は必ずしも必要ではない。

○ 同意を得る際に通知すべき事項

甲が、サービス利用者から同意を取得する²⁴際に通知すべき事項を図表4に示す。図表4で示す事項は、甲が、サービス利用者に対して、位置情報の取得に関して通知して同意取得すべき事項（(1)～(5)、(7)～(9)）及び位置情報の第三者提供として通知して同意

²² 通則編 2-13（25頁）

²³ 電気通信ガイドライン 2-14（32-33頁）

²⁴ 甲がサービス利用者から取得する同意は、原則として撤回できるものとすべきである。

を取得すべき事項（(3)(4)(6)）がある。

✓ (3)取得するデータ項目・内容

取得するデータ項目・内容の明示に加えて、取得時点で明らかな場合には、提供するデータ項目・内容についても明示することが望ましい。

✓ (4)利用目的

甲と乙で利用目的が異なる場合には、それを分けて明示するべきである。例えば、甲が、甲の利用目的を特定して通知した上でサービス利用者から対象データの取得及び第三者提供について同意を得て、第三者提供を受けた乙がその利用目的内において対象データを利用する場合のほか、乙の利用目的が甲の利用目的を越えることが対象データを取得する時点で明らかな場合に、甲がサービス利用者に対してその旨を通知し併せて同意を取得することも想定される。

✓ (6)データの第三者提供

甲がサービス利用者から第三者提供についての同意を取得する場面では、事業の規模及び性質、対象データの取扱状況（取り扱う対象データの量及び性質を含む。）等に応じ、本人が同意に係る判断を行うために必要と考えられる合理的かつ適切な範囲の内容を明確に示さなければならない²⁵。甲がサービス利用者に示す規約等において「甲は乙へ対象データを提供する」として、対象データの提供先が乙と特定されていることはサービス利用者利益の保護に資する。対象データの提供先を個別に明示することまでが求められるわけではないが、その場合でも、提供先の範囲等できる限り具体的に示すことが望まれる²⁶。

図表 4 サービス利用者へ通知して同意取得する事項²⁷

通知する事項	内容
(1) サービスの内容	<ul style="list-style-type: none">提供するサービスの概要を示すこと。
(2) サービスの提供主体	<ul style="list-style-type: none">サービスの提供主体を示すこと。提供主体が複数になる場合は、それを明示すること。
(3) 取得するデータ項目・内容	<ul style="list-style-type: none">取得するデータ項目・内容を列挙すること。

²⁵ 電気通信ガイドライン 2-13（31-32 頁）参照

²⁶ 「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」及び「個人データの漏えい等の事案が発生した場合等の対応について」に関する Q & A 5-9（26-27 頁）参照

²⁷ 利用者視点を踏まえた ICT サービスに係る諸問題に関する研究会「スマートフォンプライバシーイニシアティブ」（2012 年 8 月）、経済産業省「消費者向けオンラインサービスにおける通知と同意・選択に関するガイドライン」（2014 年 10 月 17 日）を参考に作成。

通知する事項	内容
(4) データの利用目的	<ul style="list-style-type: none"> 取得したデータの利用目的を具体的に示すこと。 利用目的が異なる（乙の利用目的が、甲の利用目的を超える）場合は、それを分けて明示すること。
(5) データの取得方法	<ul style="list-style-type: none"> 端末が通信して取得するものか、サービス利用者の入力によるものか等を示すこと。
(6) データの第三者提供	<ul style="list-style-type: none"> 取得したデータの提供先を示すこと。提供先を個別に特定することが望ましいが、範囲等を示すこともできる。
(7) 利用者関与 (取扱いの停止等)	<ul style="list-style-type: none"> 取扱いの停止の方法を示すこと。 有効な取扱いの停止手段を提供することが困難な場合は、適切なプライバシー保護措置が執られていることを示すこと。
(8) データの保存期間・消去	<ul style="list-style-type: none"> データの保存期間・消去の予定について示すこと。
(9) 対応窓口	<ul style="list-style-type: none"> 問合せ窓口の連絡先（電話番号、メールアドレス等）を明示すること。

[各ケースへの対応]

(共同利用ケース)

- 共同利用のケースでは、データの管理について責任を有する者（以下「管理者」という。）が、データを共同利用する各者の利用の態様を総合的に判断し通知事項を設定して、サービス利用者からデータの共同利用についての個別具体的かつ明確な同意を得ることが例として想定される。このため、第2項の規定は、管理者が甲であるとする、甲は、サービス利用者に対し、甲及び乙の間で対象データを利用することについて、個別具体的かつ明確な同意を取得する旨の規定となる。
- その際、位置情報等に係るデータ取引は、個人情報保護法を遵守したものであるべきであることから、共同利用者において、①共同利用をする旨、②共同して利用される対象データの項目、③共同して利用する者の範囲、④利用する者の利用目的、⑤当該対象データの管理者の氏名又は名称を、サービス利用者にあらかじめ通知等しなければならない。

(複数主体取得ケース)

- 複数主体取得ケースでは、甲及び乙が、利用の態様を踏まえて通知内容を設定して、それぞれがデータを取得することから、甲乙間の契約において、甲から乙への提供方法を規定する第1項は原則不要²⁸となり、甲から乙への提供についての個別具体的かつ明確な同意を得ることを規定する第2項も原則不要となる。

(データの利用目的に係る制限)

第4条 乙による対象データの利用目的は、●●に限る。

[概要]

- ・ 本条は、甲がサービス利用者に明示した利用目的の範囲内で乙が利用することを定める。
- ・ 本条は、電気通信ガイドライン第35条第3項（不当な権利侵害を防止するために必要な措置）に対応するものである。

[本条の内容]

○ 「利用目的」

甲がサービス利用者に明示した利用目的の範囲外で乙が対象データを利用するためには、甲又は乙がサービス利用者から改めて個別具体的かつ明確な同意を取得することが必要となる。

(利用目的の例)

- サービス利用者への案内に用いる。
- サービス利用者の位置情報等の集計に用いる。
- サービス利用者の動線分析に用いる。

[各ケースへの対応]

(複数主体取得ケース)

- 複数主体取得のケースでは、甲及び乙がそれぞれ利用目的を通知したうえで、同意を取得することになるので、甲乙間の契約において利用目的を制限する規定は不要となる。

(データの識別行為の禁止)

第5条 乙は、対象データを他の情報と照合して対象データに係るサービス利用者を識

²⁸ 例外としては、例えば、甲と乙がそれぞれ位置情報を取得し各社がそれぞれのサービスを提供する場面においても、甲に優れた情報加工技術（匿名加工情報や十分な匿名化等）や分析力がある等の理由で、乙が自ら取得した位置情報に加えて、加工を経た位置情報を甲から取得するような場面も想定される。このような場合は複数主体取得ケースであってもデータ提供の条項を用いることが想定される。

別してはならない。

[概要]

- 本条は、甲が対象データを加工し、乙に対し特定の利用者を識別することができない状態で提供し²⁹、乙が対象データを利用する場合³⁰において、権利利益の保護の観点から、乙による識別行為を禁止する条項を利用するときに規定するものである。そのような場合でなければ本条は不要である。
- 本条は、電気通信ガイドライン第35条第3項（不当な権利侵害を防止するために必要な措置）に対応するものである。

[各ケースへの対応]

（複数主体取得ケース）

- 複数主体取得のケースでは、甲及び乙がそれぞれ対象データを取得することになるので、甲乙間の契約において識別行為を禁止する規定は不要となる。

（第三者提供に係る制限）

第6条 乙は、対象データを第三者へ提供してはならない。ただし、強制力のある法令により提供を求められた場合には、この限りではない。

2 前項ただし書に該当する場合において第三者に対象データを提供したときは、乙は、対象データを提供したこと及びその経緯について、遅滞なく甲に通知するものとする。

[概要]

- 本条は、ビジネス戦略上の理由や権利利益の保護の観点等から、乙による第三者提供の制限を規定するものである。ただし、サービスの提供に際して、第三者提供が必要な場合もあることから、サービスの態様に応じて判断が必要である。
- 本条は、電気通信ガイドライン第35条第3項（不当な権利侵害を防止するために必要な措置）に対応するものである。

[本条の内容]

²⁹ 位置情報については、通信の秘密に該当するか、個人情報に該当するか、プライバシー情報にのみ該当するか等により法的な取扱いも異なる。このため、対象データを加工して取り扱う際にも注意が必要である。

³⁰ 典型的には、甲において氏名等を削除した（仮名化した）対象データを乙に提供する場合が考えられる。甲において①十分な匿名化をする場合には、乙がサービス利用者を識別することができる可能性は極めて低く、②匿名加工情報に加工する場合には、乙には法令上、識別行為禁止義務が課されることとなるが、①②いずれの場合もこの条項を使用することができる。

○ 「法令により提供」

本条は乙による第三者提供を制限するものであるが、法令³¹に基づく提供の求めがあった場合等、制限を除外する規定を置くことがある。例えば、乙による第三者提供を最も制限するものとして、「強制力のある法令による場合」に限定することが考えられる。もっとも、制限を除外する規定を置く場合であっても、乙が第三者に対し対象データを提供したこと及びその経緯について、甲に対し通知を要する旨の規定を置くことが想定される。

○ 「通知」

どのような目的で第三者提供を制限するのかによっても異なり得るが、通知事項として、いつ、誰に、何を、提供したのか等を通知することが一般的であり、通知項目についても事前に協議しておくことが望ましい。

[各ケースへの対応]

(複数主体取得ケース)

- 複数主体取得のケースでは、甲及び乙がそれぞれ対象データを取得することになるので、甲乙間の契約において、第三者提供に係る制限の規定を設けることは原則として不要となる。

(データの保存期間・消去)

第7条 乙は、甲より提供を受けた対象データを、●●の期間に限り保存し、当該期間の経過後は、その複製等を含めて一切消去する。

[概要]

- ・ 本条は、甲がサービス利用者に提示した対象データの保存期間・消去に従い、甲乙間の契約において、乙における対象データの保存期間・消去を定める。
- ・ 本条は、電気通信ガイドライン第10条第1項（保存期間等）及び第2項（保存期間等における通信の秘密に係る個人情報の例外）に対応するものである。

[本条の内容]

○ 「対象データ」

対象データを特定する際には、その範囲にその複製データや派生データが含まれるのか等にも配慮する（第2条参照）。仮に対象データの範囲に、その複製データや派生データを含む旨合意している場合には、「その複製等を含めて」の文言は不要となる。また、対象データの範囲に、その複製データや派生データを含まない旨合意している

³¹ 裁判官の発付した令状に従い乙が第三者に対象データを提供する場合等がある。

場合であって、これらを消去データの対象とするときはその旨を規定し、その範囲についても事前に協議することが望ましい。

○ 「データの保存期間」

電気通信事業者は、利用目的に応じてデータの保存期間を定めるように努めなければならない。また、保存期間内であっても利用する必要がなくなった後は消去するよう努めなければならない³²。この趣旨を甲乙間の契約でも及ぼすために保存期間を定める。そこで、甲乙間の契約が売買の場合は、一定の保存期間を特定すること等が、継続的取引等の場合には、データ提供ごとに一定の保存期間を定めること、保存期間を甲乙間の契約終了時とすること等が想定される。

○ 「一切消去する」

消去以外にも統計情報への加工処理を施すことなど消去に代わる措置として規定することも想定される。

[各ケースへの対応]

(複数主体取得ケース)

- 複数主体取得のケースでは、甲及び乙がそれぞれ対象データを取得することになり、データの保存期間・消去の規定は各サービス利用者との間で設けられるので、甲乙間の契約において、データの保存期間・消去の規定を設けることは不要となる。

(安全管理措置)

第8条 乙は、対象データの漏えい、滅失又はき損の防止その他のデータの安全管理のために必要かつ適切な措置（以下「安全管理措置」という。）を講じる。

- 2 前項の措置は、法令が定めるもののほか、別途甲乙の合意するところによる。
- 3 乙は、甲の求めに応じて安全管理措置の履行状況を甲に報告するものとする。

[概要]

- ・ 本条は、乙において、適切な安全管理措置を講じることを定める。
- ・ 安全管理措置については、対象データが漏えいした際にサービス利用者が被る不利益の大きさ等を考慮し、内容を具体的に定めることも考えられる。

[本条の内容]

○ 「安全管理措置」の内容

³² 電気通信ガイドライン 3-3-2 (51-52 頁)

安全管理措置に係るものとして、法令上の「安全管理措置」（個人情報保護法 20 条）、「従業者の監督」（同法 21 条）及び「委託先の監督」（同法 22 条）の規定、委員会ガイドラインの規定並びに電気通信ガイドラインにおける「安全管理措置」（第 11 条）、「従業者及び委託先の監督」（第 12 条）及び「個人情報保護管理者」（第 13 条）の規定があり、乙はこれらの遵守が求められる。具体的な安全管理措置の内容については、委員会ガイドライン（通則編）の「8（別添）講ずべき安全管理措置」の内容が基本となる。それを超える部分については、甲乙の合意するところによる。

乙がとるべき安全管理措置の内容を甲乙間の契約で具体的に定めることもある。その場合は、組織的、人的、物理的及び技術的な面から定めることが望ましい。

○ 「履行状況」の「報告」

サービス利用者の権利が不当に侵害されている（又はされ得る）場合には、対象データの提供や利用を甲が停止できるようにしておくこと等も考えられる。

[各ケースの対応]

（共同利用ケース）

- 共同利用ケースでは、管理者の責任・監督のもと、安全管理措置を全体として構築し、対象データについて適切に取り扱う。この場合、データ管理者が甲であるとする、本条は、甲の責任のもと、甲及び乙が安全管理措置を講じる義務を規定するものとなる。

（複数主体取得ケース）

- 複数主体取得ケースでは、甲及び乙は、法的にはそれぞれがデータを取得し、サービス利用者との関係でそれぞれ安全管理措置を講ずることとなり、本条は、それぞれが安全管理措置を講ずることについて規定するものとなる。

（利用停止等）

第 9 条 甲は、サービス利用者から対象データの利用の停止又は消去の申出を受けた場合において、当該申出に従って対象データの利用の停止又は消去を行うこととしたときは、乙に対し、当該申出があった事実及びその内容を通知する。

2 乙は、前項の通知を受けたときは、速やかに、通知を受けた申出に従い当該対象データの利用の停止又は消去をサービス利用者の申出に従って行うものとする。

[概要]

- ・ 本条は、サービス利用者から対象データの利用の停止又は消去の申出があった場合に、乙による部分について、甲が乙に通知し、乙は申出に従って、対象データの利用の停止又は消去を行うことを定める。

- ・ 本条は、電気通信ガイドライン第 35 条第 3 項（不当な権利侵害を防止するために必要な措置）に対応するものである。

[本条の内容]

- 「利用の停止又は消去の申出」
利用の停止の申出があったときは利用の停止を、消去の申出があったときは消去を行う。そして、当該申出の対象が、乙による部分のみなのか、甲による部分のみなのか、両方にかかる部分なのかについてはサービス利用者の申出の内容によることとなる。
- 「利用の停止又は消去」の代替措置の検討
対象データの利用の停止又は消去を行うことが困難な場合は、プライバシーに配慮した代替措置を講じることを可能とすることを規定することも想定される。
(代替措置の例)
 - データを取得する空間を限定し、データを保存する期間を最小化し、かつ適切な安全管理措置を講じることを条件とする。また、この旨をサービス利用者に通知して同意取得する。
- 第 10 条との関連性
第 10 条と一体的に検討して、サービス利用者の対応窓口を一元化する等してサービス利用者が迷うことなくアクセスできるようにする等の配慮が重要である。
- 個人情報保護法第 30 条との関係
個人情報保護法第 30 条において、利用の停止又は消去について、一定の要件のもとに本人の請求権が認められているが、このような法定の要件を満たさない場合であっても、サービス利用者の希望に応じて利用の停止又は消去を行うことは、消費者保護に資するものとして検討されて良い。

[各ケースの対応]

(共同利用ケース)

- 共同利用ケースでは、管理者で窓口対応をし、共同利用する者の単位で利用の停止又は消去の申出を受け付けることができるように定めることが有効である。

(複数主体取得ケース)

- 複数主体取得ケースでは、それぞれ問合せ窓口の設置等を行い、サービス利用者からの利用の停止又は消去の申出への対応も別個に行うことが想定される。この場合は、本条 1 項の通知に係る部分及び 2 項は不要となる。なお、この場合であっても両者が連携して窓口対応、利用の停止又は消去の申出対応を行うことが消費者保護の観点からは望ましく、その旨を規定することも想定される。

(問合せ窓口の設置等)

第10条 甲は、対象データの取扱いに関連して生じる苦情や相談について、問合せ窓口を設置して対応する。

[概要]

- ・ 本条は、甲が、苦情や相談について、問合せ窓口を設置し対応することを定める。
- ・ 電気通信事業者（データ収集者）とサービス提供者が異なり、サービス利用者に対する対応窓口が分散し、いずれの事業者が対応するのか分かりづらいことから、サービスの態様を踏まえて役割分担・責任を事業者間の契約において明確にすることを目的とするものである。
- ・ 本条は、電気通信ガイドライン第27条（個人情報の取扱いに関する苦情処理）に対応するものである。

[本条の内容]

○ 「問合せ窓口を設置」

対象データのうち、甲が窓口対応する部分と乙が対応する部分を分けた方が合理的であるケースのように窓口が分散する場合、「甲は対象データのうち●●について、乙は対象データのうち●●について」等規定してそれぞれ対応部分を明確化して規定する。その際、甲の設置する窓口に対し、乙が受け付ける内容の相談が届いた場合には適切に乙に通知・連絡する等の規定を設け連携を図ることが望ましい。

○ 第9条との関連性

第9条と一体的に検討して、サービス利用者の対応窓口を一元化する等してサービス利用者が迷うことなくアクセスできるようにする等の配慮が重要である。

[各ケースの対応]

(共同利用ケース)

- 共同利用ケースでは、管理者が、サービス利用者に対して、対象データの管理について責任を有する者の氏名又は名称について通知等しなければならず、一次的に苦情を受け付ける窓口を定めなければならない。

(複数主体取得ケース)

- 複数主体取得ケースでは、それぞれ問合せ窓口の設置等を行い、サービス利用者からの停止の申出に対する対応も別個に行うことが想定される。この場合は、本条は、甲乙の双方が問合せ窓口を設けると規定することも考えられる。

第3章 一般条項（第11条-第18条）

一般条項は、通常の契約書で用いられるものであるため、本文書の解説では取り上げない。

(参考資料) 電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン (抜粋)

電気通信事業における個人情報保護に関するガイドラインにおいて、本解説で参照する以下の条項を抜粋して掲載する。

- 5-4 位置情報 (第 35 条関係)
 - 5-4-1 位置情報の取得 (第 35 条第 1 項関係)
 - 5-4-2 位置情報の利用 (第 35 条第 2 項関係)
 - 5-4-3 不当な権利侵害を防止するために必要な措置 (第 35 条第 3 項関係)

- 3-3-2 保存期間等 (第 10 条第 1 項関係)
- 3-3-3 保存期間等における通信の秘密に係る個人情報の例外 (第 10 条第 2 項関係)

- 3-3-4 安全管理措置 (第 11 条関係)
- 3-3-5 従業員の監督 (第 12 条第 1 項、第 2 項関係)
- 3-3-6 委託先の監督 (第 12 条第 3 項関係)
- 3-3-7 個人情報保護管理者 (第 13 条関係)

- 3-7 個人情報の取扱いに関する苦情処理 (第 27 条関係)

5-4 位置情報（第 35 条関係）

5-4-1 位置情報の取得（第 35 条第 1 項関係）

第 35 条

- 1 電気通信事業者は、あらかじめ利用者の同意を得ている場合、電気通信役務の提供に係る正当業務行為その他の違法性阻却事由がある場合に限り、位置情報（移動体端末を所持する者の位置を示す情報であって、発信者情報でないものをいう。以下同じ。）を取得することができる。

本条でいう「移動体端末」とは、移動電話端末（端末設備等規則（昭和 60 年郵政省令第 31 号）第 2 条第 2 項第 5 号）及び無線呼出端末（同規則第 2 条第 2 項第 11 号）のほか、広く電波等を用いて通信を行うために用いられる端末をいう。また、本条にいう「位置情報」とは、移動体端末の所持者の所在を表す場所を示す情報（基地局エリア若しくは位置登録エリア程度又はそれらより狭い範囲を示すものをいい、利用明細に記載される着信地域（単位料金区域等）のようなものは含まない。）をいい、端末設備等規則第 22 条にいう位置情報よりも広い概念である（なお、発信者の位置を示す情報については、前条にその取扱いが規定されているため、位置情報の定義からは除いている。）。

電気通信事業者が保有する位置情報は、個々の通信に関係する場合は通信の構成要素であるから、通信の秘密として保護され、あらかじめ利用者（移動体端末の所持者）の同意を得ている場合又は電気通信役務の提供に係る正当業務行為その他の違法性阻却事由に該当する場合以外に取得することは許されない。なお、「正当業務行為」とは、電気通信役務を提供する観点から、業務の目的が正当であり、当該目的を達成するための行為の必要性及び手段の相当性が認められる行為をいう。例えば、携帯電話で通信を行うために基地局等において位置登録情報等の位置情報を取得する行為がこれに該当する。

これに対し、個々の通信時以外に移動体端末の所持者がエリアを移動するごとに基地局に送られる位置登録情報は個々の通信を成立させる前提として電気通信事業者に機械的に送られる情報に過ぎないことから、サービス制御局に蓄積されたこれらの情報は通信の秘密ではなく、プライバシーとして保護されるべき事項と考えられる。もっとも、通信の秘密に該当しない位置情報の場合であっても、ある人がどこに所在するかということはプライバシーの中でも特に保護の必要性が高い上に、通信とも密接に関係する事項であるから、強く保護することが適当である。そのため、通信の秘密に該当しない位置情報の場合においても、利用者の同意がある場合又は電気通信役務の提供に係る正当業務行為その他の違法性阻却事由に該当する場合に限り取得することが強く求められる。

なお、第 4 項及び第 5 項は、あらかじめ利用者の同意を得ている場合又は電気通信役務の提供に係る正当業務行為に該当する場合以外において、位置情報を取得することができる例を示したものである。

5-4-2 位置情報の利用（第35条第2項関係）

第35条

2 電気通信事業者は、あらかじめ利用者の同意を得ている場合、裁判官の発付した令状に従う場合その他の違法性阻却事由がある場合に限り、位置情報について、他人への提供その他の利用をすることができる。

通信の秘密に該当する情報については、通信当事者の同意を得ている場合、裁判官の発付した令状に従う場合その他の違法性阻却事由がある場合を除いては、他人への提供その他の利用をしてはならない。

そのため、通信の秘密に該当する位置情報について、匿名化して他人への提供その他の利用を行う場合には、通信の秘密の保護の観点から、当該位置情報と個別の通信とを紐付けることができないよう十分な匿名化を行わなければならない、かつ匿名化して他人への提供その他の利用を行うことについてあらかじめ利用者の同意を得る必要がある。この場合、原則として個別具体的かつ明確な同意がなければ有効な同意があるとはいえないが、契約約款の内容等が利用者に対して十分に周知され、事後的にも利用者が随時に不利益なく同意内容を変更し、以後は位置情報を匿名化して利用しないよう求めることができることから利用者が不測の不利益を被る危険を回避できるといえる場合であって、①匿名化の対象とされる情報の範囲、②加工の手法・管理運用体制の適切さなどを考慮すると通常の利用者であれば匿名化しての利用等を許諾すると想定できるときは、契約約款等に基づく事前の包括同意であっても有効な同意があると考えられる。

通信の秘密に該当しない位置情報についても、ある人がどこに所在するかということはプライバシーの中でも特に保護の必要性が高い上に、通信とも密接に関係する事項であるから、強く保護することが適当である。そのため、他人への提供その他の利用においては、利用者の同意を得る場合又は違法性阻却事由がある場合に限定することが強く求められる。なお、位置情報に係る匿名加工情報を作成する場合は、3-8（匿名加工情報取扱事業者等の義務）を参照のこと。

5-4-3 不当な権利侵害を防止するために必要な措置（第35条第3項関係）

第35条

3 電気通信事業者が、位置情報を加入者若しくはその指示する者に通知するサービスを提供し、又は第三者に提供させる場合には、利用者の権利が不当に侵害されることを防止するため必要な措置を講ずることが適切である。

位置情報サービスを自ら提供し、又は第三者と提携の上で提供するに当たっては、その社会的有用性と通信の秘密又はプライバシー保護とのバランスを考慮して、電気通信事業者は、利用者の権利が不当に侵害されないよう必要な措置を講ずることが適当である。

「必要な措置」の具体的内容としては、①利用者の意思に基づいて位置情報の提供を行うこと、②位置情報の提供について利用者の認識・予見可能性を確保すること、③位置情報について適切な取扱いを行うこと、④第三者と提携の上でサービスを提供する場合は、提携に関する契約に係る約款等の記載により利用者のプライバシー保護に配慮をすることなどが考えられる。

①の利用者の意思に基づく位置情報の提供に関し、利用者からの同意取得は、個々の位置情報の提供ごとのほか、サービス提供開始時などに事前に行うことも可能である。もっとも、同意取得は移動体端末の操作や書面による確認などの方法により明確に行うべきであるほか、通信の秘密に該当しない位置情報であっても全ての包括的な内容の同意を得ることは適当でなく、位置情報を提供する者の範囲を特定しておくなどすることが望ましい。また、事前の同意は原則として撤回できるものとする。

②の利用者の認識・予見可能性の確保については、画面表示や移動体端末の鳴動等の方法により、位置情報が提供されることを認識できるようにすることなどが考えられる。また、合理的な期間、利用者が履歴を確認できるようにすることや、利用者が誤って位置情報を送出することを防止するため、提供されるサービスや移動体端末の機能等について、十分な周知・注意喚起を行うことが望ましい。

③の位置情報の取扱いについては、権限を有しない者が移動体端末の位置情報の確認ができないよう、暗証番号の設定、アクセス端末の限定等の措置が考えられるほか、他の電気通信事業者等が位置情報サービスを提供する場合等において、自社の管理する基地局情報が他者に不当に利用されることのないよう、基地局情報の管理について規程を設けるなどが考えられる。

④の第三者と提携の上でのサービス提供については、提携に関する契約に係る約款等において、第三者において上記のようなプライバシー保護措置が確保されることを担保することや、利用者のプライバシーが不当に侵害されていると判断される場合には、位置情報の提供を停止できるようにしておくことなどが考えられる。

なお、移動体端末を物体に設置して、その物体の所在地の情報を把握するような場合であっても、物体を通してその所持者の権利が不当に侵害されるおそれがあることから、上記に準じた必要な措置を講ずることが適当であると考えられる。

3-3-2 保存期間等（第10条第1項関係）

第10条（第1項）

- 1 電気通信事業者は、個人データ（通信の秘密に係るものを除く。以下この条において同じ。）を取り扱うに当たっては、利用目的に必要な範囲内で保存期間を定め、当該保存期間経過後又は利用する必要がなくなった後は、当該個人データを遅滞なく消去するよう努めなければならない。ただし、次に掲げる場合はこの限りでない。
- (1) 法令の規定に基づき、保存しなければならないとき。
 - (2) 本人の同意があるとき。
 - (3) 電気通信事業者が自己の業務の遂行に必要な限度で個人データを保存する場合であって、当該個人データを消去しないことについて相当な理由があるとき。
 - (4) 前3号に掲げる場合のほか、当該個人データを消去しないことについて特別の理由があるとき。

保有する個人データについて利用する必要がなくなったとき、すなわち、利用目的が達成され当該目的との関係では当該個人データを保有する合理的な理由が存在しなくなった場合や、利用目的が達成されなかったものの当該目的の前提となる事業自体が中止となった場合等は、当該個人データを遅滞なく消去することが適切であり（※）、その趣旨を徹底する観点から、電気通信事業者は、利用目的に応じ保存期間を定めるよう努めなければならない。また、保存期間内であっても利用する必要がなくなった後は消去するよう努めなければならない。

他方、個人データによっては、一律に保存期間を定めることが難しい場合もあることから、全ての個人データについて保存期間を定めることまでは要求しない。しかし、この場合であっても、利用目的を達成すれば遅滞なく消去するよう努めなければならない。

ただし、第10条第1項各号に掲げる場合又は通信の秘密に係る個人データは本規定の適用を受けない。

【個人データについて利用する必要がなくなったときに該当する事例】

事例) キャンペーンの懸賞品送付のため、当該キャンペーンの応募者の個人データを保有していたところ、懸賞品の発送が終わり、不着対応等のための合理的な期間が経過した場合

(※)「個人データの消去」とは、当該個人データを個人データとして使えなくすることであり、当該個人データを削除することのほか、当該個人データから特定の個人を識別できないようにすること等を含む。

他方、次に掲げる場合については、保存期間経過後又は利用目的達成後においても当該個人データを消去しないことができる。

(1) 法令の規定に基づき、保存しなければならないとき（第 10 条第 1 項第 1 号関係）

法人税法（昭和 40 年法律第 34 号）第 126 条、法人税法施行規則（昭和 40 年大蔵省令第 12 号）第 59 条や電話加入権質に関する臨時特例法施行規則（昭和 33 年郵政省令第 18 号）第 4 条等、法令の規定において保存が求められる場合は、保存期間経過後又は利用目的達成後も個人データを消去しないことができる。

(2) 本人の同意があるとき（第 10 条第 1 項第 2 号関係）

本人から特に保存しておくよう要請があった場合等本人の同意(※)があるときは、保存期間経過後又は利用する必要がなくなった後も個人データを消去しないことができる。

(※)「本人の同意」については、2-13(本人の同意)を参照のこと。

(3) 電気通信事業者が自己の業務の遂行に必要な限度で個人データを保存する場合であつて、当該個人データを消去しないことについて相当な理由があるとき（第 10 条第 1 項第 3 号関係）

過去に料金を滞納し利用停止となった者の情報を契約解除後においても保存しておく等、業務の遂行に必要な限度で個人データを保存する場合であつて、当該個人データを消去しないことについて相当の理由があるときは、保存期間経過後又は利用する必要がなくなった後も個人データを消去しないことができる。

(4) 前 3 号に掲げる場合のほか、当該個人データを消去しないことについて特別の理由があるとき（第 10 条第 1 項第 4 号関係）

捜査機関から刑事事件の証拠となり得る特定の個人データについて保存しておくよう要請があった場合等、消去しないことについて特別の理由があるときは、保存期間経過後又は利用目的達成後も個人データを消去しないことができる。

(参考)

法第 19 条

個人情報取扱事業者は、利用目的の達成に必要な範囲内において、個人データを正確かつ最新の内容に保つとともに、利用する必要がなくなったときは、当該個人データを遅滞なく消

去するよう努めなければならない。

3-3-3 保存期間等における通信の秘密に係る個人情報の例外（第10条第2項関係）

第10条（第2項）

2 電気通信事業者は、利用者の同意がある場合その他の違法性阻却事由がある場合を除いては、通信の秘密に係る個人情報を保存してはならず、保存が許される場合であっても利用目的達成後においては、その個人情報を速やかに消去しなければならない。

通信履歴等の通信の秘密に係る個人情報は、通信当事者の同意その他の違法性阻却事由がある場合を除いて、その記録を最小限にとどめる必要があることから、原則として保存してはならず、保存が許される場合であっても、通信当事者の同意のある範囲又は保存目的に必要な範囲を超えて保存してはならず、その利用目的を達成したときは速やかに当該個人情報を消去（通信の秘密に該当する情報を消去することに加え、通信の秘密に該当しない個人情報について本人が識別できなくすることを含む。）しなければならない。

（※）通信の秘密に係る個人情報の取扱いに関する同意については 2-13（本人の同意）を参照のこと。通信履歴の保存については 5-1（通信履歴の記録）を参照のこと。

3-3-4 安全管理措置（第11条関係）

第11条

電気通信事業者は、その取り扱う個人データ又は通信の秘密に係る個人情報（以下「個人データ等」という。）の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人データ等の安全管理のために必要かつ適切な措置（以下「安全管理措置」という。）を講じなければならない。

電気通信事業者は、その取り扱う個人データ又は通信の秘密に係る個人情報（以下「個人データ等」という。）の漏えい、滅失又は毀損（以下「漏えい等」という。）の防止その他の個人データ等の安全管理のため、必要かつ適切な措置（以下「安全管理措置」という。）を講じなければならないが、当該措置は、個人データ等が漏えい等をした場合に本人が被る権利利益の侵害の大きさを考慮し、事業の規模及び性質、個人データ等の取扱状況（取り扱う個人データ等の性質及び量を含む。）、個人データ等を記録した媒体の性質等に起因するリスクに応じて、必要かつ適切な内容としなければならない。具体的に講じなければならない措置や当該項目を実践するための手法の例等については、「7（別添）講ずべき安全管理措置の内容」を参照のこと。

なお、個人データ等に該当しない個人情報（いわゆる散在情報）についても、通信の秘密に関わる情報ということができることから、安全管理措置を講ずることが望ましい。

また、安全管理措置を講ずるに当たっては、情報通信ネットワーク安全・信頼性基準（昭和 62 年郵政省告示第 73 号）等の基準を活用するものとする。なお、事業用電気通信設備（電気通信回線設備及び基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業の用に供する電気通信設備）に関する技術的保護措置については、事業用電気通信設備を設置する電気通信事業者に対し、事業用電気通信設備規則（昭和 60 年郵政省令第 30 号）に定める技術基準の適合維持義務が課されている（電気通信事業法第 41 条）ことにも留意する必要がある。

（参考）

法第 20 条

個人情報取扱事業者は、その取り扱う個人データの漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

3-3-5 従業員の監督（第 12 条第 1 項、第 2 項関係）

第 12 条（第 1 項、第 2 項）

- 1 電気通信事業者は、その従業者（派遣労働者を含む。以下同じ。）に個人データ等を取り扱わせるに当たっては、当該個人データ等の安全管理が図られるよう、当該従業者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。
- 2 電気通信事業者は、安全管理措置の実施その他の個人データ等の適正な取扱いの確保のため、その従業者に対し、必要な教育研修を実施するよう努めなければならない。

電気通信事業者は、その従業者に個人データ等を取り扱わせるに当たって、第 11 条に基づく安全管理措置を遵守させるよう、当該従業者に対し必要かつ適切な監督をしなければならない。その際、個人データ等が漏えい等をした場合に本人が被る権利利益の侵害の大きさを考慮し、事業の規模及び性質、個人データ等の取扱状況（取り扱う個人データ等の性質及び量を含む。）等に起因するリスクに応じて、個人データ等を取り扱う従業者に対する教育研修等の内容及び頻度を充実させるなど、必要かつ適切な措置を講ずることが望ましい。教育研修の内容としては、安全管理に関する内部規程・マニュアルの周知等が考えられる。

「従業者」とは、電気通信事業者の組織内にあつて直接間接に電気通信事業者の指揮監督を受けて電気通信事業者の業務に従事している者等をいい、雇用関係にある従業員（正社員、契約社員、嘱託社員、パート社員、アルバイト社員等）のみならず、取締役、執行役、理事、監査役、監事、派遣社員等も含まれる。

【従業者に対して必要かつ適切な監督を行っていない事例】

- 事例 1) 従業者が、個人データ等の安全管理措置を定める規程等に従って業務を行っていることを確認しなかった結果、個人データ等が漏えいした場合
- 事例 2) 内部規程等に違反して個人データ等が入ったノート型パソコン又は外部記録媒体が繰り返し持ち出されていたにもかかわらず、その行為を放置した結果、当該パソコン又は当該記録媒体が紛失し、個人データ等が漏えいした場合

(参考)

法第 21 条

個人情報取扱事業者は、その従業者に個人データを取り扱わせるに当たっては、当該個人データの安全管理が図られるよう、当該従業者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

3-3-6 委託先の監督（第 12 条第 3 項関係）

第 12 条（第 3 項）

3 電気通信事業者は、個人データ等の取扱いの全部又は一部を委託する場合は、その取扱いを委託された個人データ等の安全管理が図られるよう、委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

電気通信事業者は、個人データ等の取扱いの全部又は一部を委託（※1）する場合は、委託を受けた者（以下「委託先」という。）において当該個人データ等について安全管理措置が適切に講ぜられるよう、委託先に対し必要かつ適切な監督をしなければならない。具体的には、電気通信事業者は、第 11 条に基づき自らが講ずべき安全管理措置と同等の措置が講ぜられるよう、監督を行うものとする（※2）。

その際、委託する業務内容に対して必要のない個人データ等を提供しないようにすることは当然のこととして、取扱いを委託する個人データ等の内容を踏まえ、個人データ等が漏えい等をした場合に本人が被る権利利益の侵害の大きさを考慮し、委託する事業の規模及び性質、個人データ等の取扱状況（取り扱う個人データ等の性質及び量を含む。）等に起因するリスクに応じて、次の（1）から（3）までに掲げる必要かつ適切な措置を講じなければならない（※3）。

（1）適切な委託先の選定

委託先の選定に当たっては、委託先の安全管理措置が、少なくとも法第 20 条及び本ガイ

ドラインで委託元に求められるものと同等であることを確認するため、「7（別添）講ずべき安全管理措置の内容」に定める各項目が、委託する業務内容に沿って、確実に実施されることについて、委託先の体制や規程等の確認に加え、必要に応じて個人データ等を取り扱う場所に赴く又はこれに代わる合理的な方法による確認を行う等により、あらかじめ確認しなければならない。

（2）委託契約の締結

委託契約には、安全管理措置（委託先において個人データ等を取り扱う者（委託先の業者以外の者を含む。）を明確にすること、委託先において講ずべき安全管理措置の内容等）、秘密保持、再委託の条件（再委託を許すかどうか並びに再委託先を許す場合は再委託先に個人データ等を適正に取り扱っていると認められる者を選定すること、再委託を行うに当たっての電気通信事業者への文書による事前報告又は承認及び再委託先の監督に関する事項等。なお、二段階以上の委託を許す場合は同様に再々委託先等の選定、監督に関する事項等を定める必要がある。）、委託契約終了時の個人データ等の取扱い（個人データ等の返却、消去等）、契約内容が遵守されなかった場合の措置（例えば、安全管理に関する事項が遵守されずに個人データ等が漏えいした場合の損害賠償に関する事項、安全管理措置の不備が発見された場合の解約等）その他の個人データ等の取扱いに関する事項を適正に定めることが適当である。また、委託先における委託された個人データ等の取扱状況を委託元が合理的に把握することを盛り込むことが望ましい。

（3）委託先における個人データ等取扱状況の把握

委託先における委託された個人データ等の取扱状況を把握するためには、定期的に監査を行う等により、委託契約で盛り込んだ内容の実施の程度を調査した上で、委託の内容等の見直しを検討することを含め、適切に評価することが望ましい。

また、委託先が再委託を行おうとする場合は、委託を行う場合と同様、委託元は、委託先が再委託する相手方、再委託する業務内容、再委託先の個人データ等の取扱方法等について、委託先から事前報告を受け、又は承認を行うこと、及び委託先を通じて、又は必要に応じて自らが、定期的に監査を実施すること等により、委託先が再委託先に対して本条の委託先の監督を適切に果たすこと、及び再委託先が第 11 条に基づく安全管理措置を講ずることを十分に確認することが望ましい（※4）。再委託先が再々委託を行う場合以降も、再委託を行う場合と同様である。

【委託先に対して必要かつ適切な監督を行っていない事例】

事例 1) 個人データ等の安全管理措置の状況を契約締結時及びそれ以後も適宜把握せず外部

の事業者に委託した結果、委託先が個人データ等を漏えいした場合

事例 2) 個人データ等の取扱いに関して必要な安全管理措置の内容を委託先に指示しなかった結果、委託先が個人データ等を漏えいした場合

事例 3) 再委託の条件に関する指示を委託先に行わず、かつ委託先の個人データ等の取扱状況の確認を怠り、委託先が個人データ等の処理を再委託した結果、当該再委託先が個人データ等を漏えいした場合

事例 4) 契約の中に、委託元は委託先による再委託の実施状況を把握することが盛り込まれているにもかかわらず、委託先に対して再委託に関する報告を求めるなどの必要な措置を行わず、委託元の認知しない再委託が行われた結果、当該再委託先が個人データ等を漏えいした場合

(※1)「個人データ等の取扱いの委託」とは、契約の形態・種類を問わず、個人情報取扱事業者が他の者に個人データ等の取扱いを行わせることをいう。具体的には、個人データ等の入力(本人からの取得を含む。)、編集、分析、出力等の処理を行うことを委託すること等が想定される。

(※2)委託元が第 11 条が求める水準を超える高い水準の安全管理措置を講じている場合に、委託先に対してもこれと同等の措置を求める趣旨ではなく、委託先は、第 11 条が求める水準の安全管理措置を講ずれば足りると解される。

(※3)委託先の選定や委託先における個人データ等取扱状況の把握に当たっては、取扱いを委託する個人データ等の内容や規模に応じて適切な方法をとる必要があるが、例えば、必要に応じて個人データ等を取り扱う場所に赴く又はこれに代わる合理的な方法(口頭による確認を含む。)により確認することが考えられる。

(※4)委託元が委託先について「必要かつ適切な監督」を行っていない場合で、委託先が再委託をした際に、再委託先が不適切な取扱いを行ったときは、元の委託元による法違反と判断され得るので、再委託をする場合は注意を要する。

(参考)

法第 22 条

個人情報取扱事業者は、個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合は、その取扱いを委託された個人データの安全管理が図られるよう、委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

3-3-7 個人情報保護管理者 (第 13 条関係)

第 13 条

電気通信事業者は、個人情報保護管理者 (当該電気通信事業者の個人データ等の取扱

いに関する責任者をいう。)を置き、本ガイドラインを遵守するための内部規程の策定、監査体制の整備及び当該電気通信事業者の個人データ等の取扱いの監督を行わせるよう努めなければならない。

個人データ等保護措置の実施に関する責任の所在を明確にし、第11条の安全管理措置の実施その他の個人データ等の適正な取扱いについて電気通信事業者の内部における責任体制を確保するため、電気通信事業者は、当該電気通信事業者の個人データ等の適正な取扱いの確保について必要な権限を有する役員などの組織横断的に監督することのできる者（個人情報保護管理者）を置いて、個人情報保護管理者において責任をもって必要な個人データ等の取扱いの監督等を行わせるよう努めなければならない。

なお、個人情報保護管理者の設置は、特に、電気通信事業者の内部又は外部からの不正行為による個人データ等の漏えい等を防止するため、責任の所在を明確化する上でも、重要である。また、個人情報保護管理者は、内部規程の策定や監査体制の整備に当たっては、「7（別添）講ずべき安全管理措置の内容」に規定された措置を盛り込むことが望ましい。

3-7 個人情報の取扱いに関する苦情処理（第27条関係）

第27条

- 1 電気通信事業者は、個人情報の取扱いに関する苦情を適切かつ迅速に処理しなければならない。
- 2 電気通信事業者は、前項の目的を達成するために必要な体制を整備しなければならない。

電気通信事業者は、個人情報の利用、提供、開示又は訂正等に関する苦情その他の個人情報の取扱いに関する苦情を適切かつ迅速に処理しなければならない。

また、苦情の適切かつ迅速な処理を行うに当たり、苦情処理窓口の設置や苦情処理の手順を定める等必要な体制を整備しなければならない(※1)。「適切かつ迅速な処理」の具体的な内容を全ての電気通信事業者等について一律に定めることは困難であり、個別具体的に判断する必要があるが、少なくとも、以下の場合には、適切かつ迅速に措置を行っているとはいえないと考えられる。

- ① 苦情に対する対応窓口を設けていない場合
- ② 苦情に対する対応窓口が設けられていても、その連絡先や受付時間等を一般に明らかにしていない場合
- ③ 苦情に対する対応窓口の連絡先や受付時間等が一般に明らかにされていても、実際にはその対応窓口がほとんど利用できないような場合（例えば、電話窓口

に頻繁に電話しても繋がらない場合やメール相談窓口でメールで繰り返し相談しても連絡がない場合)

一方、無理な要求にまで応じなければならないものではない。

なお、電気通信事業者は、保有個人データの取扱いに関する苦情の申出先（電気通信事業者が認定個人情報保護団体の対象事業者である場合は、その団体の名称及び苦情解決の申出先を含む。）について、本人の知り得る状態（本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。）（※2）に置かなければならない（3-6-1（保有個人データに関する事項の公表等）参照）。

また、電気通信事業法第27条は、同法第26条第1項各号に掲げる電気通信役務及び当該役務に係る業務の方法に関する消費者等からの苦情・問合せを適切かつ迅速に処理しなければならない旨を定めている。

（※1）消費者等本人との信頼関係を構築し事業活動に対する社会の信頼を確保するためには、「個人情報保護を推進する上での考え方や方針（いわゆる、プライバシーポリシー、プライバシーステートメント等）」を策定し、それをホームページへの掲載又は店舗の見やすい場所への掲示等により公表し、あらかじめ、対外的に分かりやすく説明することや、委託の有無、委託する事務の内容を明らかにする等、委託処理の透明化を進めることも重要である。

（※2）「本人の知り得る状態（本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。）」については、3-6-1（保有個人データに関する事項の公表等）を参照のこと。